



令和4年第3回
本別町議会定例会会議録

自 令和4年 9月 6日
至 令和4年 9月16日

本別町議会

令和4年本別町議会第3回定例会会議録（第1号）

令和4年9月6日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第49号	本別町野田永述育英基金条例の制定について
日程第 7	議案第50号	本別町公共下水道終末処理場機器更新工事請負契約について
日程第 8	議案第51号	令和4年度本別町一般会計補正予算（第11回）について
日程第 9	議案第52号	令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
日程第10	議案第53号	令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
日程第11	議案第54号	令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
日程第12	議案第55号	令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）について
日程第13	議案第56号	令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第49号	本別町野田永述育英基金条例の制定について
日程第 7	議案第50号	本別町公共下水道終末処理場機器更新工事請負契約について
日程第 8	議案第51号	令和4年度本別町一般会計補正予算（第11回）について
日程第 9	議案第52号	令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第

		2回) について
日程第10	議案第53号	令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1回) について
日程第11	議案第54号	令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第 2回) について
日程第12	議案第55号	令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回) について
日程第13	議案第56号	令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第3回) について

○出席議員(12名)

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	倉崎景一	子ども未来課長	松本恵
建設水道課長	加藤勉	企画振興課長	小川芳幸
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	松本秀規
総務課主幹	上原章司	建設水道課主幹	小出勝栄
総務課主査	石川雅康	教育長	高橋哲也
教育次長	武田敏英	社会教育課長	千代孝徳
農委事務局長	高橋優	代表監査委員	畑山一洋
選管事務局長	三品正哉		

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	中川雅之	総務担当主査	越後忠
総務担当主事	今井綾香		

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和4年第3回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川一郎議員、水谷令子議員及び加藤徹己議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

令和4年8月10日第3回臨時会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず、会期について申し上げます。本定例会の会期は、本日9月6日から9月20日までの15日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。一般質問の通告は、本日から9月8日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。本日までに3件の提出がありました。中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出を求める陳情、令和5年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についての陳情、以上2件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の採択を求める陳情、以上1件については、議会運営基準138運用例6によることとし、議会運営委員会発議にて最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、提出議案の取扱いについて申し上げます。提出議案中、認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件の議案については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員で構成する令和3年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、9月6日から9月20日までの15日間とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月6日から9月20日までの15日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（篠原義彦） お諮りします。

議事の都合により、9月7日から13日、17日から19日の計10日間を休会にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、9月7日から13日、17日から19日の計10日間は休会とすることに決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第4 諸般の報告を行ないます。

報告第9号令和4年度本別町一般会計補正予算（第10回）について報告を求めます。
三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 報告第9号専決処分報告。

令和4年度本別町一般会計補正予算（第10回）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので同条第2項の規定により報告をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,601万5,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入であります。17款1項1目寄付金、4節教育費寄付金10万円の増額補正は、スポーツ事業被服費として本別町南2丁目株式会社岡崎組様からの指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります。10款教育費、5項保健体育費、2目スポーツ振興費、

10節需要費、消耗品費、被服費10万円の増額補正は、寄付者の意向によりまして、スポーツ事業やイベント用に使用しますスタッフジャンパーを購入するものであります。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

次に、報告第10号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について報告を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 報告第10号専決処分報告。

令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入、第7項寄付金を10万円増額補正し、資本的収入の総額を9,591万円とするものであります。内容は、本別町内にお住まいの匿名の方から10万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を10万円増額補正し、資本的支出の総額は1億2,973万8,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては、説明の省略をさせていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和4年7月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、令和3年度本別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が教育長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和4年第2回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、とちか広域消防事務組合議会の令和4年第2回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、令和4年第2回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第5 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をさせていただきます。

初めに、令和4年度普通交付税の算定結果について報告いたします。

7月26日に総務省から普通交付税の算定結果が示されたところでありますが、本町は、対前年当初算定比1.6%、4,417万8,000円増額の28億9,005万7,000円となり、4年連続の増額となったところであります。道内におきましては、交付団体である178市町村のうち139市町村で増額となっており、北海道町村での増加率は、対前年比1.4%、十勝町村では、同1.7%となったところであります。

昨年度より増額となった主な要因は、基準財政収入額が法人税割の増などにより3,120万4,000円の増額となったものの、臨時財政対策債振替相当額の大幅な減額等により基準財政需要額が7,597万5,000円増加し、基準財政収入額を上回ったことによるものです。

一般財源の不足分を補う財政調整基金及び減債基金については、本年度の当初予算において合わせて3億4,000万円の取り崩しを計上したところでありますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が厳しい状況であり、年度末残高は昨年度と比較して減少する見通しとなっています。

現在は、新型コロナウイルス感染症の第7波による感染者数の高止まりが続いており、収束の見通しがつかない状況であります。地域経済への影響も深刻であり、今後も新型コロナウイルス対策のための財政支出が必要となる一方で、町税収入の落ち込みが懸念され、また、地方交付税の原資となる国税である法人税、所得税は令和4年度においては増額される見通しで計上されているものの、今後の動向には注視が必要であり、地方交付税総額への影響を鑑みつつ、財政運営を行なっていかなければならないものと考えております。

これからの財政運営の方針といたしましては、地方財政対策、地方交付税制度の改正など国の動向を注視するとともに、基金依存度の縮小や経常経費の削減など、行政改革の推進により財政運営の安定化を図り、歳入に見合った歳出の原則の下、地域の活性化や諸課題を解決していくため、予算の重点化、効率化の徹底が不可欠であると認識しているところであります。

今後も、みんなの笑顔が輝き続ける施策の展開を進める所存でありますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、農作物の生育状況について報告いたします。

営農指導対策協議会による2回目の定期作況調査が9月中旬に予定されていることから、農業改良普及センターによる現在の農作物生育状況定期調査に基づき報告をさせていただきます。

本町の気象経過であります。植え付け期の5月の気温は高く推移しましたが、同月

末頃からは一転して低温が続き、日照時間も平年を下回り、長雨により防除作業に影響が出ました。

小麦につきましては、JAによる収穫作業が7月25日に始まり、7月31日までに終了しています。その結果、乾麦で平均9.7俵、品質・製品歩留まりにつきましては80%程度の確保を予想しています。

8月以降も天候不順が続いておりますことから、農作業や収量、品質への影響が懸念されますが、今後、天候に恵まれ収穫作業が順調に進み、良い出来秋が迎えられることを願っているところであります。

次に、7月27日及び8月15日から16日にかけての大雨に伴う被害状況について報告いたします。

まず、7月27日の大雨についてであります。本別町では、同日午後4時52分に大雨注意報が発表され、午後7時10分頃から約1時間程度局地的に猛烈な雨が降り、1時間の降水量は、32ミリを記録したところであります。

被害状況につきましては、担当職員のパトロールや町民の方からの連絡により、町道22路線において、路盤崩れ、路肩やのり面の崩壊、歩道陥没などの被害が確認されたところであります。

次に、8月15日から16日にかけての大雨につきましては、15日の夜から断続的に激しい雨が続き、最大1時間降水量は22.5ミリ、総雨量としては87ミリを記録しました。16日の午前8時37分には土砂災害関連の大雨警報が発表されたため、緊急の課長等会議を開催し、現時点での被害状況を確認するとともに、引き続き担当職員でパトロールを行ない、町民の安全確保に努めるよう指示したところであります。

被害状況につきましては、町道34路線で、路盤崩れ、路肩やのり面の崩壊などがあり、さらに3河川の護岸決壊、公園内の園路や広場、排水側溝の土砂堆積などの被害が確認されたほか、農業関連では、約70ヘクタールの畑が冠水する被害が出たところであります。

復旧の状況は、緊急でかつ対応が必要であり、直営で施工が可能な箇所につきましては速やかに補修をし、直営で復旧できない箇所につきましては、今後オペレーター付きの機械借上げなどで順次対応してまいります。現行予算で不足する借上げ費、原材料の購入費などにつきましては、本定例会で補正予算の提案をさせていただいておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

町民の皆様には、御不便をおかけしておりますが、早期に復旧が完了できるよう努めてまいります。

次に、北洋銀行本別支店役場派出所の廃止について報告いたします。

役場内の銀行派出所につきましては、昭和40年に北海道拓殖銀行本別支店が町の指定金融機関となり、同時に役場内に派出所が設置され、その後、平成10年に北洋銀行が業務を承継し今日に至っているところです。

しかしながら、近年は派出業務の円滑な運営を行なうための人材確保が難しく、またマイナス金利等の影響により金融機関の経営環境も厳しくなっていることから、北洋銀

行において全道一律に派出所廃止の決定がなされたところであり、本町に対しましては、昨年10月に北洋銀行より派出所廃止についての申し出があり、対応を協議したところですが、全道一律に実施するという本部の決定事項を尊重し、やむを得ず了承したところであり、

なお、北洋銀行の派出業務は今年9月30日までとし、10月以降は町職員がその業務を引き継ぎ、町発行の税や各種料金等のお支払いは出納室でお受けいたしますので、町民の皆様への影響はないものと考えております。

町民の皆様への周知につきましては、出納室でのチラシ配布や9月1日号くらしの情報紙かけはしにて行なっているところですが、今後も町民の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、本別町議会第3回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第49号

○議長（篠原義彦） 日程第6 議案第49号本別町野田永述育英基金条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第49号本別町野田永述育英基金条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましては、札幌市に在住の野田仁様から、本町出身の学生に対する奨学金を貸与するための基金とする意向の寄付金を受け、基金の設置・運用に当たりましては、地方自治法第241条第1項の規定によりまして、条例を整備しなければならないことから、本基金条例を提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町野田永述育英基金条例。

設置の目的。

第1条、この条例は、野田永述氏遺族の野田仁氏からの寄付金を基に、教養豊かな人間育成を図ることを目的に、経済的に進学が困難な本町出身の優秀な学生に対する奨学金を貸与するため、本別町野田永述育英基金（以下「基金」という。）を設置する。

積立。

第2条、この基金の積立は、指定寄付金又は予算の定めるところによる。

管理等。

第3条、この基金の管理及び運用益金の処理については、本別町財政調整基金条例（昭和39年条例第28号）第3条第1項及び第4条の規定を準用する。

財政調整基金条例第3条第1項の規定につきましては、基金の管理について規定され

ておりまして、現金については金融機関の預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとされております。

第4条におきましては、運用益金の処理について規定されておりまして、運用益につきましては、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰入れをするものと規定をされています。本条につきましては、この規定を準用することとしております。

繰替運用。

第4条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

処分。

第5条、この基金は、第1条の目的に充てる理由で、町長が適当と認めた場合に全部又は一部を処分することができる。

委任。

第6条、この条例に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第49号本別町野田永述育英基金条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは議案第49号について、お伺いをいたします。

こちらの条例の制定案に際しまして、先だって9月1日の議員協議会において、この運用に際する概要案であるとか運用規則案というのもし示されたところがございます。本提案に際しては6条に係ってくるのかなと察するところがございますが、この基金の管理運用に関しまして、これまで議員協でも示された資料等を拝読するに、いわゆる成績優秀、素行善良、学校長の推薦を受けれるもの、かつ身体が健康であるものでかつ確実な保証能力がある方、連帯保証人を2名選任できる方であるが、経済的理由により学資の負担、要は学費を払うことができませんよというような方が対象であると示されたところがございますが、具体的には想定といたしまして、例えば年間であるとか、どの程度の人数といいますか、そういったものを想定されているとか、そういったところ例えば寄付者の意向であるとか、この議案の提案に際しましてそうした想定等があった上での御提案になっていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） それでは梅村議員の質問にお答えしたいと思います。

まず運用の部分ということでございますが、成績、所得等については、今教育委員会内でも検討中ではございますが、他の自治体もこういった基金条例設置しております。そういったものを参考にしながら、あとほかにも日本学生支援機構で行なっている奨学

金制度があります。こちらのほうを参考にしながら、より良い皆さんに使っていただけるように、決めていきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） もう少しその御丁寧など申しますか、具体的な答弁を求めるところでございますが、この今の時点で公的な場、議員協において指し示されてる案文については、繰り返しになりますけどね、成績優秀で素行が善良で学校長の推薦を受けれるもので身体が健康、例えばですけども障がい等お持ちじゃない方っていうことも想定されていらっしゃるのかなと思いますが、かつ経済的には困窮していると、困窮しているんだよと、学資の負担ができない、にもかかわらず確実な保証能力がある保証人を2名選任できるとか、なんかその私としてはそういった境遇にある学生が、保証能力がある方を2名連帯保証人として選任するとかっていう方が、なかなかそのそういった方はあまりその経済的に困窮する環境に陥る可能性というのは低いのかなと感じたりしたところもございまして、その運用規則等の案文を示されている中で、どのような想定の下ね、提案されていらっしゃるのかなというところなんです。確かに使いやすいようなものと考えていきたいということは当然のことだと思いますので、そういう雑駁なところをお伺いしているのではなく、本提案に際してはどういう想定の下の御提案なのかとお伺いをしていただいております。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 私のほうから答弁させていただきます。

御質問にあるとおりこの基金につきましては、寄付をいただきました野田仁氏から、目的にもございまして本別町から輩出される人材育成、ぜひともそういった部分に役立ててほしいという御意向を受けまして、使いやすいものにしてほしいということも十分言われております。梅村議員御質問にありました御心配されている部分でございますが、確かに規則等で書き表しますと一定のこういった制限が厳しいように映るかもしれませんが、ただ所得等で考えているのは、今4人家族を想定したときに、所得で大体400万円程度を下回る御家庭ということで、当然その経済的に余裕のある方というよりもそういったものでもし進学する夢が、もしつながらないということがないように、そういったところに配慮してまいりたいと思います。また具体的なニーズ等というところも質問にございましたけども、当然規則あるいは条例制定の前になかなか今こういったものだぞというところのニーズ把握というのはなかなか難しい場面もございまして、私どもといたしましてはこれをお認めいただいたのちに、速やかに該当する本別高校でありましたり、地元中学校のほうにしっかりこの趣旨を説明しながら将来に備えた計画を立てていただきたいと、今考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいまの御答弁からでございますが、寄付者の意向やこの基金事業の目的というものを最大限尊重して有能な人材を育成することを目的と、この目的にかなったような柔軟で使いやすいといったような規則等の制定というものは、これまでに指し示されたものはあくまでも案文であってこれらをこれから肉付けをしていくと、

学校であるとか寄付者の意向等を最大限尊重していくというような御趣旨の条例の提案であるという理解をしてよろしいのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 今梅村議員からもございましたとおり、最大限寄付者の意向というのを最大限踏まえまして、当然でございますが、今規則のほうにつきましても詳細を詰めておりますので、ただいま今梅村議員からの御質問等も踏まえまして、しっかり対応していけるような充実したものにしていきたいと思いますと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

水谷議員。

○4番（水谷令子） 基本事業の概要の中に、卒業後1年以内に本別町に戻り、指定業種に就職した人を対象に返還金を免除する制度がありますとなっていて、その指定業種というのが建設業法による29の建設業種となっているんですけども、これ自体も野田さんの遺族からの意向であるのかお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 対応の部分のところの建設業の関係でございますが、こちらについても寄付者の意向で、寄付者の方が大変本別の建設業でお世話になったということで、そういった事業を継いでいただくとかそういった事業に就職していただける方に手厚くといいますか、返還のほうの免除といいますか、してほしいということでしたので、このような条項を今考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号本別町野田永述育英基金条例の制定について採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号本別町野田永述育英基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第50号

○議長（篠原義彦） 日程第7 議案第50号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第50号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町公共下水道終末処理場機器更新工事請負契約締結に当たりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、本別町公共下水道終末処理場機器更新工事で、工事内容につきましては、中央監視制御装置の更新をするものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札によるもので、指名委員会は令和4年8月5日に開催し、指名業者につきましては北海道富士電機株式会社、新栄クリエイト株式会社、美和電気工業株式会社北海道支社、扶桑電通株式会社北海道支店、北海電気工事株式会社帯広支店、愛知時計電機株式会社札幌支店、電気興業株式会社北海道支店の7者を選定いたしました。

令和4年8月9日に指名通知を行ない、令和4年8月25日に入札を執行しております。契約金額につきましては5,698万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方につきましては、札幌市中央区大通東7丁目12番9北海道富士電機株式会社取締役社〇〇〇〇でございます。

仮契約につきましては、令和4年8月25日に行なっておりまして、工期は着工が本契約の日から7日以内で、完成は令和5年3月10日でございます。

以上、議案第50号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事請負契約についての提案に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号本別町公共下水道終末処理場機器更新工事請負契約につい

ては、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第51号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案第51号令和4年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第51号令和4年度本別町一般会計補正予算（第11回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、ふるさと納税関連経費、新型コロナウイルスに対応した各種施策及び大雨災害に伴う復旧のための経費の増額などが主なものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,592万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,194万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明をいたします。

11ページ、12ページをお開きください。

2、歳出であります。上から2段目2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節報償費300万円、10節需用費33万円、11節役務費125万7,000円、12節委託料344万3,000円の増額補正は、いずれも、ふるさと納税寄付額の増額を目的とするもので、10節需用費中、印刷製本費29万7,000円の増額補正は、返礼品のパフレットを作成し、令和3年度に御寄付をいただいた方へ送付することによりリピート対策を行なうもの、12節委託料、業務委託料中、ふるさと寄付金事業284万3,000円の増額補正は、インターネット上における商品販売等のサービスを行なう事業者と連携することによる返礼品発送業務等のサービス向上を目指すもの、その下、PR動画作成60万円の増額補正は、動画配信において大きな影響力のある本町出身者を活用した返礼品のPR動画の作成と配信を行なうための経費であります。

3つ下の10目電算事務処理費、12節委託料、電算業務委託料967万8,000円の増額補正は、国が策定しております自治体DX推進計画に基づく、行政手続オンライン化に対応するため本町で個人番号を管理する番号連携サーバ等のシステム修正に要する費用であります。

その下、14目基金費、24節積立金中、基金積立金、個性あるふるさとづくり1,000万円の増額補正は、1目一般管理費で御説明いたしました、ふるさと納税寄付額増額の取組により見込まれる増額を計上したものであります。その下、野田永述育英1,000万円の増額補正は、先ほど議決をいただきました本別町野田永述育英基金条例の運用のため積み立てるものでございます。

13ページ、14ページをお開きください。

上段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、中ほどにあります18節負担金補助及び交付金、補助金中、高齢者世帯等生活支援事業1,626万円の増額補正は、コロナ禍における原油価格や物価の高騰の影響が特に大きいと考えられます低所得の高齢者及び障がい者に対しまして、その影響緩和を図るため、北海道が定めております市町村高齢者世帯等生活支援事業実施要綱により対象者に給付金を支給するもので、支給額は1世帯あたり1万2,000円で、1,355世帯を予定しております。

その下、施設等給食負担軽減事業184万2,000円の増額補正は、コロナ禍において食材高騰による負担軽減を目的として、給食を提供しております介護施設や障がい者施設に対しまして、入所定員数や給食の提供状況に応じて補助金を交付するものであります。

その下、クラスター発生施設等事業継続支援事業330万円の増額補正は、施設においてクラスターが発生したことによりまして介護報酬が減収となった事業者に対し、その減収見合い分を補助するものであります。

その下、19節扶助費、本別町福祉灯油事業2,439万円の増額補正は、引き続きます灯油価格の高騰に伴い、冬期間の経済的負担の軽減を図るため、対象世帯1世帯あたり1万8,000円を支給するものであり、対象世帯につきましては高齢者世帯等生活支援事業同様の1,355世帯を予定しております。

下段の2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、12節委託料、業務委託料中、15ページ、16ページをお開きください。

上段の調査研究支援293万8,000円の増額補正は、特別養護老人ホームの建替えに当たりまして、民間事業者も含めた必要な介護サービス基盤の分析等につきまして、業務を委託する経費を計上したものでございます。

17ページ、18ページをお開きください。

3段目の4款衛生費、4項病院費、1目病院公営企業費、18節負担金補助及び交付金、公立病院経営強化の推進に要する経費293万8,000円の増額補正は、国保病院経営強化プラン作成のための経費を補助するものであります。

その下、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、13節使用料及び賃借料、重機借上料186万5,000円の増額補正は、8月15日から16日の大雨に伴います排水路の土砂埋塞を解消するための経費を計上したものであります。

一番下段の7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金中、本別町商工会いきいき商品券事業1,600万5,000円の増額補正は、コロナ禍における原油価格や物価の高騰に対応する生活支援といたしまして、1セット10,000円の商品券にプレミアム率30%を増額した商品券を5,000セット発行するための事務費を含めた経費を計上しているものであります。

その下、地域経済持続化支援、ほんべつ地域産品販売促進事業340万円の増額補正は、長期化する新型コロナウイルス感染症により売上減少に直面する事業者を下支えすることを目的に、地域特産品セットを割引した価格にて販売するための経費を計上するものであります。

その下、3目観光費、12節委託料、調査研究支援業務委託料185万1,000円の増額補正は、首都圏における本町の地域製品の販売を通じ、本町のPRをはじめ、関係人口創出につながる取組の推進調査のための費用を増額するものであります。

19ページ、20ページをお開きください。

上段の8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、10節需用費29万7,000円、13節使用料及び賃借料1,348万9,000円、14節工事請負費350万円、15節原材料費355万9,000円の増額補正は、いずれも、7月27日及び8月15日から16日の大雨の影響による道路、河川等における災害復旧に要する経費を計上するものであります。

2段目の4項都市計画費、2目公園費、13節使用料及び賃借料99万7,000円、15節原材料費6万2,000円の増額補正は、いずれも、8月15日から16日の大雨の影響によりまして本別公園内における災害復旧に要する経費を計上するものであります。

一番下段の10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、17節備品購入費、障害者スポーツ振興備品1,023万3,000円の増額補正は、パラスポーツ普及推進を目的に、公益財団法人日本パラスポーツ協会の障害者スポーツ実施環境の構築支援事業の採択を受けたことから、ボッチャセットやゴールボールセットなど、10種類の用具購入費用を計上するものであります。

以上で歳出を終わりにして、5ページ、6ページをお開きください。

10款1項1目1節地方交付税869万5,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

2段目の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,399万3,000円の増額補正は、歳出で説明をいたしました、高齢者世帯等生活支援事業費の2分の1、いきいき商品券事業などの、コロナ禍における原油価格や物価の高騰の影響などコロナ感染に伴う経済対策等に充当するものであります。

3段目の15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金中、地域づくり総合交付金、高齢者等の冬の生活支援事業1,219万5,000円の増額補正は、歳出で説明をいたしました、福祉灯油事業に対する2分の1補助、その下、高齢者世帯等生活支援事業補助金351万6,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました、高齢者世帯等生活支援事業に対する2分の1の補助金であります。

その下、5目商工費道補助金、1節商工費補助金1,000万円の増額補正は、歳出で説明をいたしました、いきいき商品券事業のプレミアム率30%のうち10%分が北海道から補助されるものであります。

一番下段の16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2節その他不動産売払収入3,621万6,000円の増額補正は、町有林の立木売払いについて、入札執行により増額となったものであります。

7ページ、8ページをお開きください。

上段の17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金1,000万円の増額補正は、歳出で説明いたしました、ふるさと納税寄付額の増額を見込んだものであります。

その下、4節教育費寄付金、野田永述育英基金指定寄付金1,000万円の増額補正は、札幌市にお住まいの野田仁様から、歳出で説明をいたしました、本別町野田永述育英基金創設のための指定寄付金でございます。

一番下段の20款諸収入、4項1目7節雑入中、障害者スポーツ実施環境構築支援事業補助金1,023万3,000円の増額補正は、歳出で説明をいたしましたパラスポーツ普及、推進のための器具等購入費につきまして、全額が公益財団法人日本パラスポーツ協会から補助を受けるため計上したものであります。

以上で歳入を終わらせていただきまして、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正であります、1、変更。

起債の目的。

緊急自然災害防止対策事業、限度額550万円を900万円に変更するものであります、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算（第11回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

ございませんか。

丑若議員。

○3番（丑若浩行） 第6款13節借上料186万5,000円についてお伺いいたします。

この予算は、崩れた農地の排水等の修繕に使ったと先ほど説明はございましたけれども、その直した地域は道路パトロールによるものなのか、地域住民の陳情によるものなのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

6款5節の重機借上料のところですが、ここの部分につきましては、これからこの本予算が可決されてからの執行になる部分でございます。先ほどお話したとおり、8月15日から16日にかけての大雨に際しまして、7路線の部分が土砂の埋塞をされたということで、その部分について重機借上、バックホーにより土砂上げを行なうという事業でございます。失礼しました。5目ですね。

支援事業ということで、同一世帯ということで良いのかという御質問であります、こちらのほうの想定では同一世帯ということで想定しております。

申請方法であります、今想定しておりますのがこの2つ同一世帯と考えておりますので、こちらのほうからプッシュ式で、該当にあたるというふうな形だと思われまして、ということで、郵送にて申請書、確認書をお送りしまして、それに基づいてチェック項目、また口座振込の確認をいただいた確認書を送り返していただく、それに対して振込をするという形で考えております。

これまでの福祉灯油事業では非常にわかりづらいということでこの議会の中でも御指摘をいただいたところでありまして、今年度につきましては非課税世帯、高齢者65歳以上、また障がい者のいる世帯で非課税世帯という形でしております。これまでの所得、収入額の上限というのは撤廃をしたいと考えております。

また、多くの世帯に給付が行き渡るようにということでありまして、今回につきましては、令和4年度非課税世帯に対する臨時特別給付金っていうのが今年度も皆さんのデータを保健福祉課のほうで所持しております。これにつきましては国のほうの公的給付の支給等の伝達かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律というのがございまして、こちらのほうで特定給付に該当するというような事業で収集したデータがございまして、これを活用いたしましてプッシュ式で、先ほども言いましたがお送りするって形で、該当になると思われる方につきましては、ほぼ皆さんの各世帯に御案内ができると考えておりますので、これまでの福祉灯油事業とはまた、申請率については上がるものと考えております。以上であります。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 今言われるように該当できる方については、きちっとそういった周知ができるようにということですが、ただ結果として申請の期間というのがあると思えますけども、結果として申請の率というんですか、そういうものを一定の考慮をせずになかなか思うようにいかないところは、新たというかそういう方法も含めて考えていくということが大事じゃないかと思うんですが、その点についてはどのように考えていますか。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 先ほどの高橋議員の御質問にもありましてとおり、これまで自治会の皆さん、また民生委員の皆さんに御協力をいただいて申請等をしていただいているような状況にあらうかと思っておりますので、そういった部分についても考慮していきたいと考えております。

○議長（篠原義彦） 石山議員。

○6番（石山憲司） 3点ほどお伺いいたしたいと思っております。

まず1点目は13ページ、14ページの民生費の1目社会福祉総務費の中の19節扶助費の福祉灯油でございます。これにつきましては、過去何年間か本別町も冬期間の福祉灯油はしてこられたと思っております。今回、今説明でお伺いすると所得制限を撤廃して、純然たる燃料費、物価高に対応する対策であると理解しておりますが、これが今後、冬

期間における需要拡大に伴う福祉灯油事業との関連はどうか、1点お伺いいたします。

2点目でございますが、17ページ、18ページの衛生費の第4項病院費、第1目病院公営企業費、その中の補助金のところでございますが、説明によると評価プランの作成のために委託先、委託先はどのようなものを想定しているのか。具体的にその評価プランというのはどのようなものなのか、御説明をいただきたいと思っております。

それから3点目、歳入でございます。5ページ、6ページ、1番最後の16款財産収入の不動産売却収入の中の立木の売却収入ですが、非常に高くなっていますよね。今道内の木材非常に高くなっておりまして、これですね、本別町の町有林という説明ございましたが、どれくらいの立米を想定されているのか、町有林あちこちございますけれども、その中の主にどのような場所なのか、その辺についてお伺いいたします。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 石山議員の1問目について答弁させていただきます。

今回の福祉灯油事業につきまして、19節扶助費の部分であります。8月の店頭価格で119円という形で100円を超えておりますので、この福祉灯油事業につきましてはおおむね100円を超えた場合に実施するという形でこれまで実施をしておりますので、そういった灯油価格の情勢に鑑みて実施を今後もしていきたいと考えております。また先ほどの関連ということでありましたが、その上の負担金補助及び交付金の部分の高齢者生活の支援事業、これにつきましては北海道が行なう物価高騰といった部分で、この事業に北海道が示しておりますので本別町も実施したいと考えておりますが、こちらのほうは単年度事業という形で支給のほうは併せて行ないますけれども、それぞれ分けた形で実施をしたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 石山議員から病院の公立病院経営強化の推進に要する経費の中身についてということで御質問いただいたところでございます。お答えさせていただきます。

まずプランの、前後しますけれどもプランについての御説明からまずさせていただきます。プランにつきましては、今年の3月末に国のほうから持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインというものが示されまして、それに基づき各市町村、公立病院のある市町村においては経営計画を作成せよというガイドラインとなっております。ガイドラインの趣旨としましては、公立病院経営強化の必要性ということで、人的資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最重要に、コロナウイルス等の感染症への拡大への対応も考慮しながら公立病院の経営を強化していくことが重要とガイドライン上されております。今般、ガイドラインに沿った経営計画、経営プランを策定するに当たりまして、当院におきましては、令和3年3月に一旦本別町国民健康保険病院新改革プラン第2期というのも策定しております。その後その時点では新たなガイドラインというのは国から示されていなかったんですけ

れども、新たなガイドラインが示された後、それに必要な部分については第2期のプランを一部部分改訂していけばいいかというふうには捉えていたんですけども、3月に示された新たなガイドラインが、新たに盛り込む内容につきましてちょっと少し時間をかけて外的環境、内的環境それぞれ調査分析をした上で策定するほうが良いのではないかというふうな判断に至りましたので、今般補助金という形で病院に繰入れをして、主に調査事業を実施していきたいと考えております。具体的な委託先につきましては、いわゆるコンサルタント業者を複数社今お話を聞いているところでして、選定に当たってはそれぞれの業者の実施する中身、こちらが考えている中身と業者ができることをそれぞれすり合わせた上で選定していくように考えているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

16款財産収入の立木売却収入の部分でございますが、こちらはウッドショック、またコロナ禍の影響等によりまして立木の部分が高騰しているというところでございます。町有林のどの部分かといいますと、4団地ございまして、美里別西中、オキラウンベ、新生が2か所という形になっておりまして、合計の面積で15.86ヘクタール、立方数にいたしまして合計で3,235立方メートルとなっております。

売却した樹種につきましては、カラマツと一部天然林もございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 石山議員。

○6番（石山憲司） 2番目、3番目については理解いたしました。

1番目の福祉灯油のところ、一応確認させていただきたいと思いますが、今回の道の事業に乗っかって行なうということで、今回はこれと。今後、本別町の場合100円、灯油上がった場合には福祉灯油は考えるという以前の答弁いただいておりますので、冬期間の需要に対するあれとは全く別であるということで理解してよろしいか確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 石山議員の御質問に答弁させていただきます。

これまで行なってきた福祉灯油事業といいますのが、11月の実勢単価に基づきまして冬への備えということで行なってまいりました。今回につきましては、あらかじめもう8月の時点で100円を超えているということでありますので、冬に備えていただくために、いつもの実施時期より早めて、先ほどの生活支援事業と併せて冬に備えていただくために実施するものという形でこちらでは考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

方川議員。

○8番（方川一郎） 19ページ、20ページの2目の道路維持費でお伺いします。

冒頭町長より町道34路線で被害があったということで、今回補正で2,084万5,000円ということで補正が組まれてますが、被害の箇所から含めて大まかでいいんですけれども、どの程度今回の補正で改修が進むのかお伺いします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

ただいまの質問につきましてですが、今回7月27日と8月15日、16日で2回にわたっての災害となっております。路線的には今お話ありましたように今回補正させていただいている部分としましては、合わせまして34路線の45か所ということになってございます。その中のうち、砂利道についてはグレーダー等でならずという程度のものを含めまして、先に先行して進めてございます。そのほか主に道路ののり面だとか、道路の決壊によって、排水等が壊れた部分何か所かございますので、その部分については今回補正をさせていただいた中で進めてまいりたいと考えてございます。

全体のどのぐらいというのは今押さえてないんですが、主に地区的には押帯地区、上押帯、勇足、仙美里方面という形で今回被害の対象路線となっている状況でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 方川議員。

○8番（方川一郎） 今回の補正で、軽微な部分は改修がなされるかもしれないんですけれども、今回の部分で残るということも想定しているんでしょうかね。例えばそういう状況の場合は今後どう対応していくのかも含めてお考えを聞きます。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

今回補正を出させていただいております34路線の45か所につきましては、今回の補正の中で全て終わらせていきたいと考えてございます。

路線によっては大きいものっていう分も含めてあるのかもしれませんが、この補正させていただいた金額の中で、対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

宮本議員。

○1番（宮本やよい） 3点お聞きします。

まず1点目。13ページ、14ページ、3款民生費、18節負担金補助及び交付金のうち、クラスター発生施設等事業継続支援事業の計上がございますが、この対象施設数など内容の詳細を伺います。

もう1点、13ページから16ページにかけて、3款の民生費、12節の委託料のうち、調査研究支援について特別養護老人ホーム建て替えについて、具体的にはどのように進める予定なのかについて内容を伺います。

もう1点が同じく16ページ、4款衛生費、19節の扶助費のワクチン予防接種についての内容をお伺いします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） まず1番目のクラスターの部分、14ページの18節の

補助金の部分であります。クラスターのところでありますが、町内でこの間コロナウイルスによりクラスターが発生した施設がございます。2事業所の3業種っていいですか、になります。こちらにつきましては、保健所から一定期間訪問リハですとかデイケアの部分の通所の部分を中心としまして、事業の停止を求められております。1つの施設につきましては22日間、もう1つの施設で訪問リハで19日間、デイケアで28日間という形でそれぞれ営業停止といいですか、そういった形になっておりますので、その収入が得られないということで経営に非常に大きな影響が出てるということで、今後の事業継続にも支障をきたすと判断いたしまして、そういった損失分といたしまししょうか、そういった見合い分をそれぞれ先ほどの休業日数に応じまして補助金として支出をしたいと考えております。

2つ目の16ページの委託料、調査研究支援費293万8,000円ですが、この間特養の建て替えに当たりまして、町内の民間事業者の経営状況ですとか、運営状況のヒアリングを行なっております。また、町民会議、ワーキンググループにおきまして、これまで協議を行なっておりますが、町立病院の有効活用ですとか、ほかの今ある施設の有効活用ですとか、そういったものを活用していく中で、最小限の施設、また将来的に赤字が最小限に抑えるですとか、経営が成り立っていくような形で事業の展開をしていくべきだというような御意見が様々ありまして、そういった部分で今必要なサービスの種類ですとか量ですとか、既存の状況を判断をいたしまして、町内の状況を分析すること、また先ほども国保病院の同じような委託がありました、国保病院の経営の状況等に併せて特養の経営をどの様にしていくかということの分析をしていきながら、他民間の施設のサービス提供のあり方ですとか、そういったものを判断をしていきながら、特養の開設準備をしていきたいということで考えておりますので、そういった部分を分析していただくための研究費ってことで計上させていただいております。

同じく16ページ、4款衛生費の3目予防費、19節扶助費、ワクチン予防接種のことにつきましてですが、これにつきましては子宮頸がんワクチンの予算計上となっております。中身としましては、町外でこの子宮頸がんを接種する場合につきまして、扶助費で一度御本人に立て替えていただいた中でこちらのほうでお支払いするというような形をとっております、その中でこれまでに町外で実施をしたいという方が3件ほどこちらのほうで情報として捉えておりますので、そういった方々の接種代を今回補正予算計上させていただくものです。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

13ページから16ページでございます。3款民生費、1目の老人福祉総務費でございます。ページ16ページは飛びまして、12節の委託料、調査研究支援で293万8,000円の計上がございます。こちらただいま御答弁もあつたところでございますが、具体的にはこの分析をしていただくための経費だと、経費計上だということの御説明があつたところでございますが、もう少しその具体的に、積算の根拠等また委託先等です

ね、どういったところを想定されていらっしゃるのかお伺いをいたすところでございます。またこの調査研究支援、この予算計上をした上でのスケジュールとして、計画的には時期的にどの程度までというような、タイムスケジュールをお持ちなのかお伺いをいたします。

続きまして、17ページ、18ページでございます。4款の衛生費でございます。1目病院公営企業費でございますが、18節の負担金補助及び交付金、補助金で公立病院経営強化の推進に要する経費ということで293万8,000円の計上がございます。こちら先に答弁もあったところでございますが、総務省から示されてございます強化ガイドラインに基づくものということでございますが、先ほどの答弁の中から、本町の町国保病院においてこういった要望というものを委託先にお持ちであるのか、その辺についてお伺いをいたします。また、積算の根拠について詳細をお伺いするところでございます。

7款の商工費でございます。12節の委託料でございますが、業務委託料として調査研究支援185万1,000円、観光事業ということで計上がございます。先ほど首都圏への地域産品のということで御説明をいただいたところでございますが、こちら委託先の想定や具体的な内容についてどのようなお考えの上での御提案なのかお伺いをいたします。

続きまして、19ページ、20ページでございます。8款の土木費でございます。こちら2目道路維持費全般に渡ってでございますが、補正額として2,000万円を超える額の計上がございますが、7月27日ないし8月15日から16日の大雨の災害対応ということでございます。こちら2,000万円を超える多額の計上というところでございますが、こうした大雨等が恒常化すると、毎年のように頻発するというような状態が継続されている、言うなればもう恒常化されているのではないかと感じているところでございますが、当初予算の見込みとしてはそれらの対応っていうものが一定程度のものがあったのか、それとも経年劣化等への対応のみで当初予算の計上がされていたのか、その辺の見通しの甘さというようなものがなかったのかという点についてお考えをお伺いいたします。

続きまして歳入でございますが、7ページ、8ページでございます。20款の諸収入、1目民生費、貸付金元利収入で3節社会福祉費貸付金元利収入滞納繰越分ということで44万円、ウタリ住宅改良資金貸付金元利収入滞納繰越分、平成11年度1戸という計上がございます。こちらこの予算提案の下、今後の収納の見通し等、償還の状況、今後の見通し等についてお伺いをいたすところでございます。以上。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からいたします。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の御質問にお答えいたします。

16ページ、民生費、老人福祉費の委託料、調査研究支援293万8,000円の部分の御質問であります。分析どの程度までという御質問でありましたけれども、今現在の施設入所、また通所事業、訪問サービス、また高齢者住宅ですとかグループホームの利用状況、また人口減少に伴う必要数ですとか、そういったもののまず分析を今年度していく中で、民と老人ホームの役割分担のところのまず分析を考えております。また併せて、病院の経営の計画づくりの中で病床数が示されるかと思うんですけれども、そういった病床数によっても介護基盤に大きな影響が及ぼすということで考えておまして、そういったところも併せて町立病院の計画づくりと併せて特養の必要なベッド数の分析ということ进行分析していただくというところで考えております。

スケジュールにつきましては今年度そういった形で分析を主にさせていただきまして、来年の同じような9月くらいまでに、そういった分析を基に複合的なサービスが必要であるのかどうか、また部屋の形態、そういったものをユニット型ないし多床室の割合をどのようにしていくですとか、そういったものを経営状況を分析、経営といいますか、今後の経営をしていくに当たりまして、そういった持ち出しが必要最小限に抑えられるような形で分析結果を基に計画をしていただきたいというふうな形で考えております。

4点目にありましたウタリ住宅の歳入の部分であります。8ページの部分であります。こちらのほうの今後の見通し、また収納状況ということであります。昨年度の収納状況につきましては37万円ということで徴収しております。月数にしますと11.5か月分という形になります。昨年度のこちらのほうの取組といたしましては、来庁いただいて相談を1回、電話による相談を20回、訪問を10回という形でそれぞれ取組をしてきたところであります。見通しといたしましては、令和7年3月が完納の期限という形になっておりますので、これにあわせて毎月少しでも多くいただく形でこれまでも相談を続けてきているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 私のほうから17ページ、18ページ、病院の補助金の部分についての御質問にお答えしたいと思います。

委託業務の町としての要望についてどう考えているのかという御質問だったかと思いますが、1点目ですね。私も先ほどの別議員の説明の際に要望というような言葉ぶりで説明いたしたところですけども、要望でもありますし町としての考え方、方針、意向という意味合いが強いかとは私のほうも捉えているんですけども、それにつきましては第一に直営を維持していくということでございますので、今委託業務におきまして内外環境の調査分析を行ない、そのために必要な取組について評価、検討を実施していこうと考えているところでございます。

2点目、積算内訳につきましてはですけども、そういう内外部の環境分析、外部ヒアリングの実施等を行ないまして、調査員2名の現地訪問調査が2回程度と、適宜ウェビナーを実施するというふうな内容で想定しておまして、総体で今提案の293万8,000円という金額ということになっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 17ページ、18ページの7款商工費、3目観光費、12節委託料、調査研究支援業務の185万1,000円の増額の部分でございますが、首都圏におけます本町の地域製品の販売を通じまして、本町の魅力PRはじめ関係人口創出につながります取組の推進調査ということで予定をしているものでございまして、委託先の想定でございますが、民間鉄道事業者、いわゆる私鉄でございますが、その沿線沿いの駅ナカにおける期間限定のショップ展開をもくろんでおり、既に現在京成船橋駅におきまして、開業しております事業者を委託想定をしているところでございます。委託の内容につきましては、有人店舗におきます地域製品の販売を通じた商品ニーズの把握、また本町の観光や町の情報の発信、観光ニーズの把握ともう1つ、ふるさと納税商品の販売及びふるさと納税促進PRということで、大きくこの3つを予定しているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 梅村議員からの質問についてお答えさせていただきます。

19ページ、20ページの2目道路維持費全般の部分についてでございます。先ほど御質問の中で毎年大雨等が頻繁に起きている状況の中で、当初予算時において、この2目全般に係る道路維持費の予算の部分として、今回のような大雨災害等に起きることも含めた中で当初予算反映されているのでしょうかという件でございました。この件につきましては、今回のような災害対象となる大雨の部分としての維持補修としての維持補修費としては、当初予算計上はしてございません。先ほどのお話の中でもいただきましたが、通常の経年劣化を含む町道路線等を中心に維持補修すべき路線を当初予算として計上させていただいているところでございます。

今回のような災害対象の大雨が降った場合においては、直営で対応できる部分につきましては、順次速やかに現予算の中で現場対応していくようにしているところでございます。また今回の大雨等も含め、全部ではございませんが、直営での現場対応ができない部分につきましては、今回のように議会の中で補正提案をさせていただきながら順次対応してまいりたいと考えてございます。いずれにおきましても、最近の雨につきましては予想がつかない雨の降り方をするときがございまして、今後も引き続き様子を見ながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは再質疑を行ないます。

まず1番目にお伺いをいたしました点です。3款の民生費、13ページから16ページに及ぶ12節委託料、調査研究支援で293万8,000円についてお伺いをいたします。こちら改めてのお伺いになりますが、進め方としての御説明をいただいたところですけども、この293万8,000円の積算の内訳といいますか、どこにどのように入らをお支払いされる御提案になっているのか、改めてお伺いをいたします。

また御答弁の中から、町国保病院との病床数の計画について相関を持たれて考えているということでございましたが、町立病院の計画づくりと併せてという御発言がござい

ましたけれども、具体的にはどのような計画で、いつどのように策定されて今後どのように進んでいく計画のことを指し示されていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

また引き続き質疑の順序と変わりますが、歳入の部分でございます。20款の諸収入でございます、7ページ、8ページですね。ウタリ住宅改良資金貸付金元利収入滞納繰越分についてでございます。こちら本提案後の未償還額についてはいくらになるのか、改めてお伺いをいたします。

続きまして17ページ、18ページの4款衛生費でございます。公立病院経営強化の推進に要する経費の部分でございますが、こちら293万8,000円の内容について、これから進めていくヒアリング等やウェブミーティング等のということで御説明をいただいたところでございますが、こちら約300万円程度の提案となっておりますが、こちら財源の詳細はどのようになっていらっしゃるのか、財源の内訳についてお伺いをいたします。

また現在選定中であるコンサル複数社と選定協議中というところの中で、本町からの要望というところについては方針等だというようなところで言葉の換言、言い替えがございましたが、こちら第一に直営維持だということのお話があったところです。こちら総務省から今般求められている内容というものについての中に、いわゆる経営形態の見直しというものも含まれていたはずですし、これまで指し示してきた新改革プランというものについても、当然のことながら経営形態というものについても言及がされているところでございます。私の承知しているところではございましたら、認識しているところではございましたら、現時点においては直営を堅持の方針だと認識しているところではございますが、これは直営堅持が前提というようなところでコンサルの選定、方針を指し示していることに聞き取れたんですが、その辺について詳細をお伺いいたすところではございます。

また今般総務省から指し示されている点についてでございますけれども、これまでのように経営収支の部分に特化したものではなくて、既にプラン等を持っている自治体においても、プラン等を持っている公的病院等においても、改めて先の御答弁にもあったように人的資源、つまりは人材確保等ということだと把握してございますが、そうしたところについていわゆるプランの肉付けをしていったらどうかというようなもので私自身は認識しているところではございます。本提案に際しまして、これまで指し示してございます直近のものであれば、令和3年3月の本別町国民健康保険病院新改革プラン第2期について、こちら当然収支の部分もそうですし経営形態の部分についてもそうです。そうしたところが指し示されてございますが、今般総務省から指し示されているところについて、どういったところが不足している、欠落しているといえますか、具体的にどういった点が肉付けが必要だと考えられていらっしゃるのか、改めてお伺いをいたします。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の先ほどの調査の部分の委託料について答弁させていただきます。

どこにということでありましたが、国民健康保険の計画と相関をしてというところでありまして、併せて同一業者にプランを作っていただくということで考えております。こちらにつきましてはいつどのようということでありましたが、今年度中につきましてはその事業の在り方の方策というところの御提案というところまでいただきまして、それを基に特別養護老人ホームの部屋の在り方ですとか、必要数ですとかっていったものを今後割り出していきたいと考えております。

ウタリ住宅の部分であります、最新の数字はちょっと持ち合わせておりませんが、3年度決算の状況で償還残額につきましては159万9,748円という形になっております。

積算の内訳につきましては、こちらのほうも先ほど病院事務長のほうでお話がありましたが、調査員2名の2回程度、こちらのほうに調査に来て調査分析をされるということ、また必要に応じてウェブ会議等でミーティングを行なうこと、また将来的なベッド数の試算、また在り方検討書の作成といったところの内容になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 梅村議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目の財源の部分ですけれども、公立病院経営強化の推進に要する経費ということで今回繰出しを実施するわけですが、その繰出金に対しまして特別交付税措置が見込まれておりますので、それを財源とするというふうに考えております。

2点目の経営形態につきましてはの御質問でした。直営維持というのがまず第一の方針であるという前提ですけれども、今調査分析におきまして、町としての直営維持、堅持という部分がありますが、調査分析によってそれがどこまで可能なのか、あるいははなから困難なのかどうなのかというところを明らかにしていきたいというふうな考えに持っているところです。

3点目の現行プランに肉付けが必要なところっていうような捉え方をしたんですけれども、新たなガイドラインにおきましては、追加された項目としまして8点ほどございましたけれども、その中でも機能分化・連携強化に関する部分、あるいは人材確保の部分、医師・看護師等の確保、医師の働き方改革への対応、施設整備の適正管理、整備費の抑制といったところの観点につきましては、現行第2期プランにさらに肉付けが必要ではないか、それに要する外形的な環境の調査分析が必要ではないかということで今委託業務に要する経費を計上したというところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議長、休憩お願いできますか。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時49分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは改めてお伺いをいたします。

3 款民生費の委託料の部分でございます。調査研究支援で293万8,000円の計上
がございまして、先の御答弁で町国保病院の委託先について、町国保病院と同一業者を
想定されているということでもございました。こちら御答弁のニュアンスからでございま
すけれども、どちらかという町国保病院の選定に準じる形というか、どちらかとい
うと所管課において能動的に、主体的に選定をされているというふうには感じ取れなかつ
たんですが、この辺まずどのような進め方をされているのか具体的にお伺いをいたしま
す。またこちらの財源についてもお伺いをいたします。

続きまして4 款衛生費の公立病院経営強化の推進に要する経費の部分についてでござ
いしますが、こちら財源についての御答弁としては特交措置ということでもございましたが、
こちら100%特交措置というような理解でよろしいのか、その財源の内訳について詳
細お伺いをいたすところでございます。

また町の方針といたしまして直営維持が第一だというようなところに言及されてござ
いしますが、こちらコンサルの選定に際してはそうしたところについての可否、可能かど
うかというところ、はたまた困難であるのかというところについてというところ
に言及されてございますので、いわゆる直営ありきの恣意的な選任、委託先の選択とい
うことにはならないという理解でよろしいのか、それとも現時点で複数社折衝されてるよう
でございしますが、その辺をね、どの程度のニュアンスで出されていっているのか。フラッ
トに見てくださいよという形での選任に当たっていらっしゃるのか、町としてはこうい
う方針でいると、なんとかそういう形にならないかというような恣意的なものになら
ないかというような懸念を生じたところでございしますが、その辺についてお伺いをいた
します。

またこれまでの新改革プランに対して今般の総務省からの通知に基づくプランの作成
でございしますが、こちらにつきまして8点ほどある中で肉付けが必要なところとい
うところで具体的に示されたところでございしますが、さらに項目のみならず具体的にはじゃ
あ何をどのように肉付けが必要だというふうに現状を現時点での分析がなされていら
っしゃるのか、概要についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 委託料の部分について答弁させていただきます。

病院主導のというようなところでありましたけれども、こちらにつきましてはこの間、
各サービス事業者とヒアリングをしてきておりますし、国保病院ともヒアリングを行な
って打合せを行なってきているところであります。その中で、病院の病床数が今多く、
利用されない病床数の活用をどうしていくかっていったところの協議の中で、この経営
の形態と併せて、病院のベッド数がどうなるかということによっても老人ホームの運営
形態、またベッド数が大きく変わってくるというような協議になりました。そこでばら
ばらに委託先を構えたところで、もう結論がそれぞれ方向性が違うことも考えられると
いうことでありまして、病院経営の部分のベッド数、また介護基盤の在り方についても
同一業者で分析をしていただいて方向性を示していただくことが賢明ではないかとい
うような形の中で、そのような形をとった次第であります。

財源につきましては、こちらのほうの特別養護老人ホームの建て替えに関する調査の部分については特にございません。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

まず財源につきましてはですが、今回の経営強化プラン策定の部分に関しては詳細はまだ明らかではないんですが、前回のプラン作成における交付税措置を参考にいたしますと、前回のプランの際には策定に要する経費に対しては上限が200万円、その後の評価、公表に関する部分につきましては50万円という財源措置、特交で措置されておりましたので、今回につきましても同様同額ぐらいの交付税措置がされるのではないかと捉えております。

2点目の業者の選定の前提条件と捉えますけれども、町の方針としましては直営を維持して堅持していくって部分がございますが、だからといってそれに沿った作文してくれと、そういったものではなくて、あくまでも客観的に外形内的環境調査分析し、取り入れるべき取組について評価検討いただいた上で、こちらとしても方針定めて、それに向かって進んでいくということになりますので、町側の恣意的な意向に沿った業者を選ぶということにはならないと考えております。

3点目の現行プランへ肉付けが必要ではないかという部分での具体的などころですが、私の個人的な考え方も多々含まれるところは御了承いただきたいんですが、機能分化・連携強化っていう部分においては、十勝の辺縁部にある町村立病院というのは、人材が少ない中いろんな業務をこなしていかなければならない部分がございますので、ガイドラインでも少ないリソースをどう分担して使っていくかということもありましたので、十勝の東北部で言えば本別町立があり、足寄町立がありというほぼ同じ規模でありという状況ですが、そういった中で役割分担ですね、人が少ない中で役割分担をどうしていくべきなのか、そういった部分につきましては町のそれぞれの方針もありますし、他町との方針とのすり合わせもありますし、そういった部分においては北海道との連絡調整っていう部分も当然生じてくるのかなと思いますので、そういった部分についてはかなり詳細な調査権とあるいは方針の策定、調整が必要ではないかと捉えております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 3点お聞きします。

1点目です。14ページ、18節の負担金補助及び交付金、施設等給食負担軽減事業、こちら状況に応じてという話でしたけれども、こういった状況でこういった支援になるのかお答えいただきたいと思います。

2点目です。17ページ、18ページ、商工費です。負担金補助及び交付金の中で、地域経済持続化支援本別地域産品販売促進事業、こちらの詳細をお聞かせください。

3点目です。戻りまして歳入です。6ページ、14款総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金4,399万3,000円、こちら総務課長のほ

うから2点ほど高齢者世帯支援事業、もう1点がプレミアム商品券の用途が告示されました。この額、まだ今回の補正予算の中でどこかにこの予算を使っているものがあると思いますが、そちらの何に使われているのか教えてください。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 柏崎議員の14ページ、民生費、社会福祉総務費の18節負担金補助及び交付金中、施設等給食負担軽減事業184万2,000円の内容について御質問に答弁させていただきます。

こちらの内容につきましては、光熱費、食材料費、物価高騰というところで高齢者施設、障がい者施設が運営に大きな影響を及ぼしているところでもあります。利用者への料金転嫁がこういった食料の部分ですとか、燃料、また電気代が上がったことによってそういったものを徴収するといった、転嫁するということが非常に難しい現状になっておりまして、今現在経営努力というような形で施設経営をされているというような状況にあらうかと判断しております。その中で給付金の支給によりまして、食料の内容を落としたりですとか、利用者負担が増えないような形を維持する、また、経営を維持するといった観点でこちらのほうも北海道のほうで国の家計構造調査といった形に基づきまして、月1,000円を5等分としまして定員数、利用者定員ですとか食事提供数、3食提供している施設もありますし、2食のところもありますし、通所のところであれば1食といったところもありますので、そういった提供数に応じましてそれぞれ配分をしていくって形で184万2,000円を計上させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 地域産品の販売促進事業の内容でございます。

地域産品のこの事業につきましては、昨年も実施をさせていただいているところがございます。参加対象事業者を観光協会物産センター登録者ということで、それぞれ50%オフで提供をさせていただくと。50%分について商品の助成を行なうという内容でございます。事業主催は本別町観光協会ということで、観光協会の補助金を予定しているものでございます。販売期間につきましては、昨年度も1月から3月までを実施いたしまして、本年につきましても参加事業者との調整を意見交換踏まえながら決めていきたいと思いますが、おおむねそれくらいの日程になるのかなということで予定をさせていただいております。以上でございます。

失礼いたしました、3点目の臨時交付金の関係でございます。歳入の部分でございますが、4,399万3,000円の内訳ということでございます。まず11ページ、12ページの2款総務費、1目一般管理費のうち12節委託料のPR動画作成60万円この部分、その上になりますが10節需用費のパフレット、これもふるさと納税のPR用パフレットということで29万7,000円。そうしまして次のページ、13ページ、14ページ民生費になりますが、このうち18節負担金補助及び交付金の高齢者世帯等生活支援事業、またその下、施設等給食負担軽減事業、クラスター発生施設等事業継続支援事業、19節扶助費の本別町福祉灯油事業、こちらも充当事業ということで予定をさせていただいて、次の次のページ17ページ、18ページのうち7款商工

費の補助金、いきいき商品券事業、地域経済持続化本別地域産品販売促進事業、その下12節委託料、調査研究支援事業、この部分が今回の充当予算ということで予定しているものでございます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 改めてお聞きいたします。

給食の軽減のほうですけれども、定員数月1,000円というような御説明でした。どれくらい物価が上がったとか、そういった基準的な数字ございましたらお教えてください。

2点目です。地方創生臨時交付金の内訳をお聞きしました。令和4年度に対して国が示してる地方創生臨時交付金の額、かなり今まで使ってきたと思います。現在、どのぐらいの残があるのかお教えてください。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 柏崎議員の御質問に答弁させていただきます。

月1,000円の内訳ということでありました。こちらのほうにつきましては、国の家計構造調査といったものが統計法に基づいて基幹統計調査という形で行なわれております。高齢者の世帯等生活支援事業の18節のほうの負担金補助及び交付金、北海道が行なう事業もこの月1,000円といった部分が物価高騰分ということで今回計上させていただいております。この基準を基に月1,000円という形で光熱水費、食料材料費といった部分が高騰して影響を受けているというような形で算出をさせていただいているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 臨時交付金の令和4年度の現時点におきます限度額でございますが、まず1億6,183万9,000円、約1億6,200万円が今年の現時点におきます限度額になっております。今回提案させていただいております事業、充当事業含めまして1億2,659万円ということで、現時点におきます予算ベースでございますが、残りの充当可能予算額といたしましては3,524万9,000円、約3,500万円程度の財源が現時点であるというところでございます。

○議長（篠原義彦） ほかございますか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 12ページのふるさと納税関係について伺います。

まず、ふるさと納税の本年度の現在の寄付額総額はどれくらいになってるか、まず伺います。

それから今回返礼品に関して、リピーター用ってというような趣旨で考えてるということだったと思います。どのような形で進めていくのか伺いたいと思います。

それから委託料のところでPR動画作成がありますが、説明では本町出身の有名な方ってというような趣旨で言われたと思いますが、どのような方にどのように登場していただくのか、差し支えない範囲でお願いしたいと思います。またその動画のイメージというのはどのようなイメージで考えているのか伺いたいと思います。

それから今回このふるさと納税の事業を通じて人的な交流というものを進めていくこ

とについては、どのような取組をしていくのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 11ページ、12ページの2款総務費、ふるさと納税関係の御質問でございます。

まず、現時点におきますふるさと納税額につきましては2,250万円となっております。今回リピーター用のということでパンフレットを作成し、昨年度の納税された方にダイレクトに送付をさせていただくということのほか、あと今回12節の委託料で予算化しております業務委託料、ふるさと寄付金事業284万3,000円ということで、この部分につきましては、今管理運用していただいております委託事業者のほかに、そういった販促といいますか、商品PRといいますか、そこに特化した事業者に別委託をさせていただくという内容でございます。その中の1つの業務の中でメルマガ、本別町のふるさと納税に加入いただいた、加入といいますか、していただいた方に対するメルマガの配信ですとか、そういったことも含めましてリピーターの拡大につなげていくと。あと実際先ほど商工費の中で、観光の調査支援の中で、首都圏におきますショップの調査事業といったところで、そういったところでも実際にそちらで商品が買えると、そういったようなPRもさせていただきながら、関係人口等の創出にもつなげていきたいと考えているところでございます。

PR動画の作成なんですけども、こちらにつきましては料理のユーチューブで動画を配信をされている方でございます。本別町出身ということで、今現在チャンネル登録数が、約42万人を超えている方でございます。この方に本別町の特産品、ふるさと納税で人気のあるやはり肉類関係、そういったもの、本別の豆もありますけども、そういった本別の産品、ふるさと納税の産品を活用した中で料理を作ったいただきながらPRをしていただくと、そういった内容を予定しているところでございます。あとこの方との人的交流ってことでございますけども、当然本別町出身ということで、年に数回こちらのほうにも帰ってきていただいているという方ありますので、当然そういった地域との交流だとかっていうものを、本人とも協議をさせていただかなければならないと思いますけども、そういった地域との交流というのも今後考えていく必要があるのかなと考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 2番目に挙げられていましたリピーター対応の関係で、今回説明ではリピーター用のパンフっていうふうに聞き取ったわけですけども、いわゆる一般の方にレポートじゃなくて何て言うんですか、送るときに使うパンフとあえてリピーター用っていうことで、この部分はどういう点を強調したり特化したり、どういう狙いでそのリピーター用っていうようなことになったのか、その中身について伺いたいと思

ます。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 説明時リピーター用と申し上げておりますが、作るものにつきましては基本的にふるさと納税のPRパンフという形にしておりまして、当然リピーターの方以外の、そういったPR用のパンフレットとしても活用させていただく予定でございますので、今回主な用途といたしますか、今回予算計上させていただいたものが、主なものがリピーター用ということとなっておりますので、そういう表現をさせていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 人的交流の点については、先ほど本町出身の方の話が中心になってたと思うんですけども、伺った中身について言えば、ふるさと納税の産品を繰り返し取っていただいている方、いわゆるリピーターの方に対するような人的交流なんかも先進例ではね、そういうところがいっぱいありまして、その地域ごとに町に来てくれるみたいなのところもありますけども、一般質問ではないので、そういうようなことについても入ってるということなんでしょうか。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 今回のPR動画作成の経費の中にはそういったものは含まれておりませんので、そういったその後の部分につきましては今後検討していく必要があるのかなと考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

藤田議員。

○7番（藤田直美） 私からは19ページ、20ページ、8款土木費、2目空き家対策費、18節負担金補助及び交付金中、空き家住宅等除却支援事業の71万4,000円ですが、この予算計上された件数、予定より空き家の除却支援が必要な方が増えているのかなと受けているんですが、どのような条件の下、受けられるのか、また補助対象の条件、それと国からも補助が出ていると思うんですが、その負担割合という内容について伺いたいと思います。

もう1点、19ページ、20ページの10款教育費、1目保健体育総務費、備品購入費のところ、先の議員協議会の中でも御説明はいただきましたが、7種の機器で国の補助10割ということで、これは障がい者、高齢者にとってとても、スポーツに楽しむ機会の拡充ということで、参加する機会を増やそうという事業と聞いております。具体的にこの機器を購入しても利用できなければなかなかそういう支援とか効果につながっていかないのかなと思いますが、具体的にどのような事業を考えているのか、またそれによって期待される効果を伺いたいと思います。以上2点お願いします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 藤田議員の質問にお答えさせていただきます。

8款土木費の空き家対策費の関係でございます。当初予算、当初3件の申し込みございまして、予算としましては当初予算300万円計上させていただいております。その

中で現在2件の申請がございます。9月中に1件の申請予定の方もございます。そのほか今回、現在Dランク物件ということで所有者と交渉中物件というものが新しく1件ございまして、屋根材等が飛んでいたりだとか、周辺に影響が高いという空き家が1件ございまして、その部分の1件分の71万4,000円ということで、補正増額させていただいたとでございます。

また、この事業につきましては、補助率50%ということで、補助対象として取扱いさせていただいている状況でございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 藤田議員の御質問に答弁をさせていただきます。

保健体育総務費の備品購入費、障害者スポーツ振興備品ですけれども、こちらのスポーツ備品を使ってスポーツに親しむ機会の拡充ということで、利用ですとか事業経過について説明をさせていただきます。

まずこの器具につきましては、障がいを持つ方が通われている事業所に出向いて、いろいろな器具を相談した中で選定をしております。事業所で月に1、2度、定期的に運動の講習会を予定しています。さらには高齢者の方など、足の不自由な方も含め自治会等へ出向いての健康づくり教室も予定しているところです。

期待される効果といたしましてはやはり健康増進ということ、また障がいのある方、また障がいのない方を含めてパラスポーツに親しんでいただき、そういったものへの理解を深めていただくことが可能になると考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） まずは空き家住宅除却支援事業のほうですが、補助率50%ということですが、国からも出ている、町の負担もあるのか、その補助割合と言うんですか、をお聞きしたいと思います。また今後もこのような除却支援が必要だった場合はまた補正で対応するっていう考え方でよろしいのかどうか。

もう1つありました。それと障害者スポーツ振興備品の関係ですが、この備品については出向いてのスポーツに親しんでもらうっていう事業のほかに、貸し出しも可能だというふうにもお聞きしてたんですが、申請の方法といいますか、器具だけお貸しするというのも可能なのかどうかということと、方法ですね、電話1本で貸し出しができるのか、申請用紙きちんと何か契約を結ぶのかとか、その部分について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 藤田議員からの御質問にお答えさせていただきます。

補助の関係については、国からということで50%なっております。

また引き続きそのような対象者の方が出てきた場合はどうなのかという部分でございますが、そういう場合には引き続き補正等をさせていただきながら、対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 藤田議員の質問に答弁させていただきます。

貸し出しの申請方法等についてですけれども、まず備品の貸し出しについては今のところ考えておりますけれども、安全対策ということもありますので、利用したいという方と相談をしまして、その中身によっては貸し出しだけではなく、実際に出向いての教室となることもあろうかと思えます。

申請方法については、申請用紙なのか電話で受け付けるかなどについては今後検討していきたいと思っておりますので、そういった方々の意見を聞きながら決めていきたいと考えております。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） すみません、先ほど答弁の中でちょっと不足してた部分がありましたので、追加させていただきます。

先ほどの補助の50%ということでお話させていただきましたが、かかった費用の8割で限度額は100万円となっております。申請者が2割、国が4割、町4割という形になってございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 2点ほど伺います。

19ページ、20ページの8款2目公園費、15節公園維持費コンクリートブロックとありますが、これはどの場所を指しているのかお伺いいたします。

もう1点は9款2目非常備消防費、10節消耗品被服費の内訳をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 水谷議員からの御質問にお答えさせていただきます。

公園費コンクリートブロックの件でございます。この場所につきましては、本別公園ではありますが、その向かいにございます義経公園、奥になりますますがテニスコートのちょうど横といいますか、奥のほうになるんですが、そこを入れていった際に御所の奥のほうになるんですが橋りょうがございます。橋りょうの下に、昔直営で端末ブロック、コンクリートブロックを置いた中で橋を架けている部分がありました。今回の大雨の関連で、その部分の橋の下部分が壊れたということで、今回コンクリートブロック計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） 9款2目非常備消防費、需用費の中の被服費92万1,000円の内容でございますけれども、こちらにつきましては現在消防団員が冬期間使用しております防寒衣ですけれども、こちら購入から25年が経過しているということで、新しい防寒衣のほう、ハーフコート型の防寒衣に更新する、そういう内容の事業でございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 1問目ですけれども、大雨による、土砂崩れによるということでテニスコート側の御所の奥の橋りょうのところというのはわかりました。

もう1点ね、公園内で土砂崩れが起こっているところがあると思うんですね、土蔵さ

んのとこの句碑のところで土砂崩れが再三起きていると思うんですけども、その箇所の補修って言うんですか、そういうものは…。道路のほうに行なっているんでしょうか。

それと…休憩をお願いします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午後 2時28分 休憩

午後 2時28分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどお話をさせていただいたコンクリートブロックにつきましては橋りょうの部分ということでお話をさせていただきました。

土砂の堆積という部分で、本別公園側につきましてはちょうどかぶと池の山側といましようか、その園路を含めて今回土砂の堆積、流れてきた部分ございまして、それにつきましてはこの13節の使用料賃借のほうで各種機械ということで重機のほうちょっと借上をさせていただきまして対応してまいりたいと考えてございます。

またもう1点、義経公園のほうでございしますが、ちょうど滑り台等を今回新しく設置した部分で、下にちょうど山側のほうから水を受けるのに小さい水路がきてございます。その部分もちょっと蓋を、グレーチングも含めて土砂が溜まって壊れている部分もございまして、その部分も対象としまして、今言いました借上料といたしまして各種機械の重機借上によって対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） 2問目の消防団のほうのハーフコートなんですけれども、この枚数って言うんですか、これはどうなっているのか。

○議長（篠原義彦） 水谷議員、先ほど答弁して終わってますので。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第51号令和4年度本別町一般会計補正予算（第11回）について、反対の立場で討論を行ないます。

まず、3款ないし4款において負担金補助及び交付金ないしは委託料の計上、予算提案がございました。こちらにつきましては、平成29年3月を皮切りに令和3年3月と、これまで2回にわたり町国保病院の新改革プランというものが策定されてまいりました。これまでも外部コンサル等の手厚い助力を得ながらこれらのプランを推進してきたところでございますが、その結果につきましては御覧のとおりというところでございます。

収支計画においては初年度から頓挫、その余についても具体的に病院運営、経営に資するものとなり得たのか。接遇は向上し提供される医療サービスは向上したのか、やる気のある職員の労働環境は改善したのか、医師や医療従事者の人材確保はできたのか。結果がついてきていない以上、大いに疑問があるところでございます。いくら良いプランやマニュアル等を作成しても、それをを用いる方々が真摯に取り組をしなければ、またそうした体制が構築されていなければまさに絵に描いた餅、形骸化することが容易に想定されるものであります。令和4年度3月総務省の通知に基づく強化プランの策定について、まず町として院内でできることはないのか、そちらが肝要でございます。それらの経緯を踏まずに、プランやマニュアルを策定しても何の意味もなさない、このように考えるところでございます。まずはやるべきことをやり、その上で外部を頼る。内部要因の解決や職員間における課題の共通認識、また職員間の相互理解等を持つことが肝要でございます。また、仮にでございますが、こちらに対して、この一般財源からの支出を認めるというように考えた場合においても、いわゆる介護基盤と病院の病床数の考え方、こちらにおいて同一の委託先、コンサル等を選定していくということについては甚だ疑問がございます。やはり違うような事業内容でございますから多角的に見ていく、こうしたことが効果的であると考えるところでございます。

本提案は安易に一般財源からの支出、操出しをするというようなところがうかがえることから、本提案には反対をいたすところでございます。効果的な支出とは到底認めることがございません。しかるに、本議案においてはその他必要な経費も含まれている補正予算提案であることから、本議案を差戻し後、可及的速やかに再提案を行なうことを求め、本提案に反対をいたすものであります。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願い申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○11番（柏崎秀行）〔登壇〕 一般会計補正予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

本一般会計補正予算に関しては、答弁の中にもあったとおり、物価高騰に対する弱者への対応を速やかに行なわなければならないというお話がありました。かなりな項目で、困ってる人を早く手元に届ける、救う、そういった補正予算だと思っています。病院の強化に関する補正予算ですが、確かに反対者の言うこともわかります。しかし、可及的速やかに差戻しと言っていますが、かなりの時間を要すると思っています。そういったことを考えると、修正案で対応する方法があるのかなと思います。そういった中で、今回の補正予算に対しては速やかに賛成をして、困ってる人に力になる、そういった考えからこの補正予算には賛成とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 原案に賛成の立場で賛成討論を行ないたいと思っています。

ちょうど町議選挙中に、病院問題については多くの町民の方とお話をする機会がありました。多くの意見は、町民の声としては、町立病院としてしっかりと継続をしてほしいという声が多かったと思っています。非常に経営は厳しい経営状態だということは議員諸氏も御存じのとおりだと思いますけれども、だからといって民間や独立行政法人などにするのか、それとも苦しいけれども改善をしながら、努力をしながら、公立病院として町民の望む命と健康を守るという公立病院の使命を果たしてもらうのかということが、今問われてると思います。地方の公立病院運営は押しなべて、なかなか厳しいことがあると思っておりますが、そういう中でも町民の病院として、公立病院としての本別町立病院を守るということは重要ではないかなと私は思っております。そういった意味からも今回の補正予算については賛成をしたいと思います。

議員諸氏の賛同のほどよろしくお願いします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、議案第51号令和4年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第51号令和4年度本別町一般会計補正予算（第11回）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第52号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第52号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第52号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予

算（第2回）につきまして、提案内容を説明させていただきます。

今回の補正の内容は、令和3年度の決算に伴います繰越金、基金積立の増額補正が主な内容です。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,394万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,352万2,000円とする内容です。それでは、歳出から事項別明細書により、説明をさせていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出。

5款保健事業費、3項健康管理センター事業費、1目施設管理費、10節需用費、消耗品費4万2,000円の増額補正は、健康管理センターにフリーWi-Fi設備4基を設置するもので、その下11節役務費、通信運搬費3万円の増額補正は、Wi-Fiの通信費6か月分と手数料4,000円は新規事務手数料です。

次に、6款基金積立金、1項1目基金積立金、24節積立金1,379万3,000円の増額補正は、令和3年度の決算により、剰余金を基金に積み立てるものです。

これにより基金の残高は、令和3年度末現在1億374万7,000円に今回の積立金を加え、1億1,754万円となります。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料7万2,000円の増額補正は、令和3年度分負担金確定による特定健康診査等負担金の返還金です。以上、歳出の説明とさせていただきます。

続きまして3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金7万6,000円の増額補正は、歳出で申しあげました健康管理センターWi-Fi関連予算に係る一般会計からの繰入金です。

6款1項繰越金、1目1節その他繰越金1,386万5,000円の増額補正は、前年度からの繰越金です。

以上、議案第52号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第53号

○議長(篠原義彦) 日程第10 議案第53号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長(倉崎景一) 議案第53号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)につきまして、提案内容を説明させていただきます。

今回の補正内容につきましては、令和3年度の決算に伴います繰越金の精算でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,221万9,000円とする内容です。

それでは、事項別明細書により説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

上段に記載の1、歳入。

3款1項1目1節繰越金63万6,000円の増額補正は、令和3年度からの繰越金です。

下段に記載の2、歳出。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金63万6,000円の増額補正は、令和3年度決算に基づく一般会計への繰出金です。

以上、議案第53号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)についての説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号令和4年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第54号

○議長(篠原義彦) 日程第11 議案第54号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長(長屋和幸) 議案第54号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和3年度の決算に伴う精算が主な内容であります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,164万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,978万7,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出であります。上段の4款1項1目基金積立金、24節積立金872万8,000円の増額補正は、前年度繰越金を介護保険基金に積戻しするものであります。

なお、今回の補正により現時点での基金残高は7,032万8,000円となる見込みであります。

次の段の5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、22節償還金利子及び割引料22万6,000円の増額補正は、過年度の収入修正申

告者が増加したことに伴い、過年度分介護保険料還付金を増額するものであります。

次の2目償還金、22節償還金利子及び割引料1,415万8,000円の増額補正は、前年度決算に伴う精算で、介護保険料、地域支援事業費等を、国、北海道、社会保険支払基金にそれぞれ償還するものであります。

下段の2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金853万3,000円の増額補正は、前年度決算に伴う、一般会計への精算償還金であります。

以上で歳出を終わりにして、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります。上段の7款繰入金、2項基金繰入金、1目1節介護保険基金繰入金22万7,000円の増額補正は、過年度の収入修正申告者の増加により、過年度分介護保険料還付金の増額に伴い繰り入れるものであります。

下段の8款1項1目1節繰越金3,141万8,000円の増額補正は、前年度決算に伴う繰越金であります。

以上、令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第55号

○議長（篠原義彦） 日程第12 議案第55号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第55号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、配水管等施設の修繕料の増が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,386万7,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、2目維持修繕費、10節需用費52万4,000円の増額は、防除施設等の修繕により支出が増えている状況で、仙美里簡易水道の空気弁修繕と今後の漏水や施設修繕を見込み、これらに対応するため増額補正するものであります。

上段の1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金の52万4,000円の増額補正は、収支の調整によるものです。

以上、令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第56号

○議長（篠原義彦） 日程第13 議案第56号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 議案第56号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、公立病院経営強化プラン策定に係る経費及び医療人材確保に要する経費の増額が主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を293万8,000円増額し、収益の合計を11億2,779万7,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を1,438万9,000円増額し、費用の合計を11億8,598万9,000円とするものです。

他会計からの補助金。

第3条、予算第11条第4号の次に次の1号を加える。

第5号公立病院経営強化の推進に要する経費293万8,000円とするものです。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります、収益的収入から御説明いたします。

収益的収入。

1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金293万8,000円の増額は、支出で計上しております経営強化プラン策定支援業務に係る事業費を一般会計からの補助金で充当するものです。

下段の収益的支出。

1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費1,438万9,000円の増額ですが、15節委託料293万8,000円の増額は、公立病院経営強化プラン策定支援業務として町の人口動態や受療動向分析や将来推計、経営状況等の調査及び経営改善策の提言について専門業者による支援を行なうものです。

19節雑費1,145万1,000円の増額は、医師及び医療技術職の採用に係る紹介会社への手数料を計上するものです。

以上、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、支出からお伺いをいたします。

15節の委託料293万8,000円、経営強化プラン策定支援についてということでございました。こちら先の議案の中、一般会計の補正予算の部分からのものですが、こちら財源として一般会計よりの補助金ということでございます。同額が民生費の委託料からも支出されるわけございまして、事実上同一事業者、同一の業者、コンサル業者に約600万円が支払われるということがこれまでの議論の中からわかったところでございますが、当然その理由といたしまして、特養の運営や計画に際して病院の病床数等々相関性があるということについては理解をしているところでございますが、事実上これは別の款から出てるということから、具体的なコンサル委託業者の選定に際して、実際はどのように、病院といわゆるホームの所管課のほうと別でというようなお話をしていくのか、具体的には病院の事務長が、その辺をとりまとめしていくのかという点について改めてちょっとお伺いをいたしたい。実務としてどのようなことが想定されていらっしゃるのかという点でございます。

またその選定後でございますが、もろもろ先ほど御説明あったところ、経営改善等々の助言等いただいたりということでございましたが、その辺の選定後の折衝等についてもそれぞれ窓口は別ということで進めていくのか、病院が主体的な窓口として進めていけるのか、具体的な想定をお伺いいたすところでございます。

またこちら総務省からの通知に基づく経営評価プランの策定についてでございますが、スケジュール的にはどのようなものを具体的に想定されていらっしゃるのか。令和4年ないしは令和5年について通知がなされてございますが、本町においての想定はどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

また19節の雑費でございます。手数料として1,145万1,000円、人材紹介に関する件ということでございますが、こちら積算の根拠と内容の詳細についてお伺いをいたすところでございます。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

まず委託料の件ですけれども、業者の選定、あとは特養の計画との役割分担ということかなと思いますけれども、事前の業者とのヒアリングというか事前説明2社ほど受けたんですけれども、それにつきましては病院と介護のほうの担当者と同席の上説明を受けているところについていうところがございまして、今後の進め方につきましても同じような形で進めて、介護、病院それぞれ担当者が相会して調整していくと考えております。

2点目スケジュールにつきましては、当初2期プランの一部修正というような対応で考えていた際には、令和4年度中にプラン改訂を進めてと置いていたところですが、ガイドライン本年の3月に示されたもの拝見いたしますと、相当な調整、調査必要な部分があるかとこちらとしても想定しておりますので、今のところ令和5年度にまたがるような策定になるかと捉えております。ただ令和5年の3月末とかではなくて、5年の3月の議会前にはある程度完成させて議会に説明できるような形にする方向で考え

ているところです。

3点目の雑費の内訳でございますけれども、採用した職員につきましては非常勤の医師が4名、看護師が2名、臨床工学技士が1名、常勤の医師が1名というところになっております。積算の内訳になるんですけれども、医師につきましては基本想定年収の30%、看護師につきましては20%の会社と30%の会社1件ずつございます。臨床工学技士につきましては想定年収の20%ということになっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは改めてお伺いをいたします。

こちら経営強化プランの策定の時期につきまして、令和5年度の3月議会前にはというところが想定されてるというところでございますが、ということであればそれまで、策定までについては直近に策定されている令和3年3月の新改革プラン第2期、こちらを推進していくというところで理解してよろしいのか。その際の場合でございますが、その際、この新改革プラン自身が1年超経過してございますけれども、もう既に計画通りに進んでいないというところが見受けられるところでございますが、その辺については策定前までにね、どのようなお考えの下、次の策定に移るといようなお考えなのかお伺いをいたします。

また雑費についてでございます。積算の考え方についてはお伺いをしたところでございますが、非常勤医師から常勤医師まで御説明いただいたところでございますが、それぞれの金額の内訳についてお伺いをいたします。それぞれですね。

○議長（篠原義彦） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 新たな計画の策定までの動きというところかなと、1点目につきましては捉えるところですが、令和5年度1月末ぐらいをめどに新たな計画を策定していくわけですが、その間当然、現計画というのは存在しているわけですし、それに沿った運営を当然していくという部分はございます。ただそれだけで足りない部分、というかこれまでも何らかの会議、モニター会議ですとか国保の運協、健康長寿のまちづくり会議、そういった中でいろんな意見、特に多いのが待遇改善といったところでの御指摘が多いんですけれども、そういった部分につきましては新規計画の策定を待たずに、現計画に沿ってと申しますか、取り組める部分につきましては随時取り組んでいくというふうにご検討されているところですし、収支計画におきましては退院の状況等々比べてみますと、材料費の調達の部分についてちょっと改善の余地があるのではないかと捉えている部分もございますので、そういったところにつきましては、現在いろいろ支援、御協力いただいている外部の民間法人の医療機関になりますけれどもそういったところと何らかの協力体制ができないかどうか今模索しているという状況でございます。

雑費の内訳になりますけれども、想定年収ベースの数字になりますのであまり細かい数字を言うとそれぞれの人の年収がちょっとわかっちゃうという部分もございますので、ちょっとだけ約というような表現ぶりにさせていただきたい部分もあるんですけれども、まず常勤医師につきましては約1,000万円程度になります。看護師につきましては2

0%の看護師につきましては140万円、30%の看護師につきましては180万円、臨床工学技士につきましては150万円、非常勤の医師なんですけれども、これにつきましてはいろいろ勤務形態によって1回当たりの報酬額も変わりますし、回数とかも変わってくるんですけれども、まず1人目が定期非常勤という形で平日1泊2日月2回入るといふ医師なんですけど、それにつきましてはおおよそ90万円、2人目につきましては、平日の当直おおむね月2回入るといふ想定の非常勤医師ですけれどもおおよそ70万円、もう1人3人目ですけれども、この先生につきましても月2回平日1泊2日定期で来ていただくという形でおよそ100万円、最後に月1回週末3泊4日で来ていただく医師につきましてはおおよそ180万円という形になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日9月7日から13日までの7日間は休会であり、9月14日午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は本日から9月8日正午をもって締め切ります。

質問のある方は締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時24分）

令和4年本別町議会第3回定例会会議録（第2号）

令和4年9月14日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|-----|-------|---------|-----|-------|---------|
| 議 長 | 1 2 番 | 篠 原 義 彦 | 副議長 | 1 1 番 | 柏 崎 秀 行 |
| | 1 番 | 宮 本 やよい | | 2 番 | 加 藤 徹 己 |
| | 3 番 | 丑 若 浩 行 | | 4 番 | 水 谷 令 子 |
| | 5 番 | 梅 村 智 秀 | | 6 番 | 石 山 憲 司 |
| | 7 番 | 藤 田 直 美 | | 8 番 | 方 川 一 郎 |
| | 9 番 | 高 橋 利 勝 | | 1 0 番 | 阿 保 静 夫 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 町 長 | 佐々木 基 裕 | 副 町 長 | 村 本 信 幸 |
| 会 計 管 理 者 | 藤 野 和 幸 | 総 務 課 長 | 三 品 正 哉 |
| 農 林 課 長 | 篠 原 順 彦 | 保 健 福 祉 課 長 | 長 屋 和 幸 |
| 住 民 課 長 | 倉 崎 景 一 | 子 ども 未 来 課 長 | 松 本 恵 |
| 建 設 水 道 課 長 | 加 藤 勉 | 企 画 振 興 課 長 | 小 川 芳 幸 |
| 老 人 ホ ー ム 所 長 | 前 佛 清 治 | 国 保 病 院 事 務 長 | 松 本 秀 規 |
| 総 務 課 主 幹 | 上 原 章 司 | 建 設 水 道 課 主 幹 | 小 出 勝 栄 |
| 総 務 課 主 査 | 石 川 雅 康 | 教 育 長 | 高 橋 哲 也 |
| 教 育 次 長 | 武 田 敏 英 | 社 会 教 育 課 長 | 千 代 孝 徳 |
| 農 委 事 務 局 長 | 高 橋 優 | 代 表 監 査 委 員 | 畑 山 一 洋 |
| 選 管 事 務 局 長 | 三 品 正 哉 | | |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 中 川 雅 之 総 務 担 当 主 査 越 後 忠

総務担当主事 今井綾香

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕 報告いたします。

意見書の取扱いについて申し上げます。

本日まで3件の提出がありました。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、地方財政の充実・強化に関する意見書、肥料・飼料の高騰対策を求める意見書、以上3件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（篠原義彦） 日程第2 一般質問を行ないます。

11番柏崎秀行議員。

○11番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問をさせていただきます。

物価高対策について。

地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対応について取り組まれておりますが、政府は国民生活に欠かせない食料品やエネルギー価格の上昇に対する追加対策について、重点的・効果的に活用される仕組みに見直すことや、交付金の増額を検討しています。本町においても、今後見込まれるさらなる物価高について、迅速に対応する必要があると思いますが、どのように対応するのか伺います。

1、地方創生臨時交付金の活用にあたって、役場内でどのようなプロセスを経て決定しているのか、その仕組みや流れについて伺います。

2、令和4年度地方創生臨時交付金の歳入歳出の執行状況と、事業者支援、生活者支援の比率や考え方について見解を伺います。

3、今後、年末にかけてさらなる物価高が見込まれますが、物価・賃金・生活の総合対策を行なうための対策本部の設置など、新たな検討の枠組みをつくり、民間事業者を含めた意見聴取を行ない、物価高の影響を受けるあらゆる方々を対象とした対策を講ずべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 柏崎議員の物価高対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の物価高騰対応に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用にあたりましては、これまで課長等会議等における交付金制度の周知をはじめ、交付金の活用について、国や北海道の施策、そして地域の状況を鑑みながら、各課において必要な対策や事業について検討を行なってきました。

検討にあたりましては、一つ目として原油高騰対策であるか、物価高騰対策であるか、二つ目として生活者に対する対策であるか、事業者への対策であるかの両視点において、各部局・課ごとに交付金活用事業の提案をいただき、事業ヒアリングによる精査・調整を図り、対策事業の予算化を進めております。

次に、2点目の交付金事業の執行状況等についてであります。まず、歳入についてであります。令和4年度の現時点における本町への交付金限度額は1億6,183万9,000円となっており、7月1日に本年度の実施計画について北海道に提出をし、その後、国の確認作業を経て、今年9月中に交付決定がなされる見込みであります。

歳出の執行状況であります。既に交付金の充当事業として予算化している事業が25事業ございまして、実施済みが4事業、現在実施中が12事業、先日の補正予算で可決いただいた事業も含めまして、今後開始予定が9事業となっており、予算執行につきましては、事業費ベースであります。現時点でおよそ37%が執行済みとなっております。

また、現時点における臨時交付金全体の対策事業費の比率についてであります。感染予防対策に類するものが12事業で22%、額にして3,454万8,000円、事業者支援に類するものが5事業で15%、額にして2,363万8,000円、事業者支援あるいは生活支援双方に類するものが6事業で35%、額にして5,375万4,000円、生活支援に類するものが2事業で28%、額にして4,388万8,000円となっており、交付金充当全25事業のうち、物価高騰対策として捉えているものは、国へ提出の実施計画基準で分類しますと、商品券事業や高齢者世帯への生活支援事業など、6事業で8,605万7,000円の予算計上をしており、これまで必要な対策予算を必要な時期に予算計上してきたところであります。

次に、3点目の検討手法や対策の方向性についてであります。議員からの御指摘のとおり、物価高騰は社会生活において全ての方々に影響があり、また、日本社会全体の問題であると捉えております。

対策につきましては、国や北海道、そして地域、さらには民間や各産業界も含め、全体として対応していくことが必要と考えておりますし、当然、地域の状況や実態を把握する中で対策を講じていかなければなりません。

本町といたしましては、新たな検討の枠組みをつくるということではなく、役場庁

内のあらゆる部署において、地域における関係機関や団体、町民の皆様からの御意見を拾い上げながら、全庁的な立場で状況把握に努め、町民生活の安定を守っていくことを基本とし、必要な対策を検討してまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解賜りますようよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） ただいま、町長のほうから答弁をいただきました。改めてお聞きします。

1番に当たってです。ある程度のプロセス等々は分かったところございますが、この事業ヒアリングとおっしゃられていました。どのような形で行なっているのか、お伺いしたいと思います。

2番目です。歳入、歳出の細かい数字まで教えていただきました。大まかに言うと1億6,000万円の臨時交付金中、先日の一般質問のときにも質疑させていただきましたけれども、大体3,000万円ほどが残っている状況だということだと思います。今後、この物価高に対して様々な施策を打っていく中で、この3,000万円という額がかなり少ないのではないかと思うところがございます。国においては、今後、物価対策として地方創生臨時交付金の増額を示しています。現時点では、いくら来るとか、そういう状況ではございませんが、この3,000万円、そして今後割り振られるであろう臨時交付金の額が、もし足りないとなれば、どういう財源を使ってこの対策に取り組まれるのかをお伺いしたいと思います。

3番目です。様々な業種、経済団体のほうから意見を拾い上げるとおっしゃられました。私が思っているのは、役場にはいろいろな課があって、様々な人たちと日々対応していると思います。そういった中で今、これから、困っているのは町民全体です。生活も困る、事業者は仕入れも多く、なかなか価格に転嫁できない。農業者は飼料の高騰、こちらは後で議員の質問にもあるので、農業者にはあまり触れませんが、全ての町民が困ってくる。帝国データバンクの調べでは、秋から12月にかけて、より一層倒産、廃業することが予想されるとおっしゃられています。そういった中で、やはり役場内でもいろんな課の人間が、きちんとこの物価高について会議を開き、話し合うということが私は必要だと思っています。もう一度、お伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 私のほうから、柏崎議員の再質問につきましての答弁をさせていただきます。

まず、交付金のヒアリングの関係の部分でございますが、当然財源も関係してくる部分でございますので、理事者含めまして、企画、財政担当等も含めた中で、各課からの要望等についての内容をお聞き取りしながら、さらにその制度の磨き上げ等もその場で整備をさせていただきながら、対策予算として計上、計画をさせていただいているというところでございます。

二つ目の財源の関係でございますが、御質問の中にもありましたとおり、実は今月9日に国からの事務連絡で、追加の、この物価高騰高対策ということで、交付金の拡充というものがされるということで連絡が届いているところでございます。

全体の配分額については、これからとなりますけれども、現時点におきまして、これまでの配分額の状況から察しますと、大体4,000万円から5,000万円程度ぐらいが配分されるのかなという中で、今後、執行残等も含めまして、予算財源的には現在残っております3,500万円以上と合わせますと、大体8,000万円程度ぐらいが今後、この交付金を活用するという部分では、財源として見込んでいるところでございます。

当然、必要な事業についてはやらなければならないという立場でございますので、交付金以外につきましても、例えば産業でそれぞれ行なっております基金の部分の充当であったり一般財源の充当も含めて、必要な予算については確保していくという方向で検討していきたいと考えているところでございます。

また、町民の意見ですとか、そういった各対策の部分に関しての意見聴取であったりという部分でございますけれども、当然各課においてそれぞれ日々、議員おっしゃられますように、いろいろな状況というものは把握に努めているところでございます。

来週からは町民まちづくり懇談会ということで、直接町の理事者ですとか管理職ですとか若手職員も参加する中で、そういった生の町民の声もお聞きしながら、役場全体の中で物価高騰対策に対しての、当然認識を深めるということも必要ですし、既に課長等会議の中ですとか、あとコロナ対策の対策本部会議の中でも、そういった対策の部分についてはしっかりと認識していただけるよう努めておりますので、引き続きそういった部分も含めて、全庁的な形でこの部分については対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 課長のほうから答弁いただきました。再度、お聞きしたいと思います。

企画、財政課のほうで聞き取りをもって予算を計上していくというようなお答えだったと思います。これは全体で話し合われているのか、課長同士、課と企画とのやり取りなのか、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

財源も今、答弁の中ではおおよそ8,000万円ぐらいの予算の中でやっていくと、困っているところがあれば8,000万円だろうが1億円だろうが、やらなければならないというところで、一般財源も視野にとということですので、ちょっと安心した感があります。

ただ、我が町にとっては、ちょっとこの物価高騰対策については出遅れたのかな、ほかの町から見てもちょっと出遅れたのかなと私は感じています。ほかの市町村の中で

は、やはり水道料金を免除したり、道の事業者への上乗せ、いろんなことを掲げています。今定例会の一般会計補正予算の中では、国が示したある程度の給食費の負担ですとか、非課税世帯への負担、福祉灯油等々、クラスターの支援、計上されましたが、これは国がやりなさいよと言っているようなものが盛り込まれたのかなと思います。今後、我が町にとって何が必要なのか、現時点では分かりませんが、今現在どういうところが困っているのかというような状況を把握しているのか、お伺いしたいと思います。

3番目の役場内での聞き取り等々、いろんな職員も交えてということではありますが、これはどういった形で考えているのか。ここに対策本部と書いてあるのですけれども、そこまでいかないまでも何か物価高騰チームみたいなものを考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 柏崎議員の再質問について答弁をさせていただきます。

まず、全般的な部分でございますが、この臨時交付金、先ほど課長からも答弁したとおり現在三千数百万円残ってございます。今後おそらく4,000万円から5,000万円の間で、また国のほうから来ようかと思っております。8,000万円程度、今後本別町で財源として使える金かなと思っております。

実は、この8,000万円がどうなのかというところでございますが、先日、農協の組合長ともお話をさせていただきました。今、農業者も大変お困りなときでございます。

まず、農業関係につきましては今、肥料、飼料、そして燃油と、いろいろ高騰が続いておりますが、実際に農家がいつ農協に支払われるのか、実際にその時期等お聞きした上で、農協のほうから、今すぐに対応するよりは、国及び道のほうで今検討されている事項が多々ありますので、それを見極めてから支援をしていきたい、そういうお話で承っております。私どもも農協と意を同一にいたしまして、併せて支援をしてまいりたいと、そういうところで今後農協と協議を進めることにしてございます。

また、生活支援についてでございますが、国のほうで9月9日、議員も御存じのとおり、第4回物価・賃金・生活総合対策本部が総理官邸で開催されております。そのときに、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対し、プッシュ型で1世帯当たり5万円を支給するという方向性も確認されたようでございます。また、燃油等価格の激変緩和事業も1.9兆円の激変緩和事業によって、燃料油元売の補助金等を支給し、急激な価格上昇を抑えていくということも示されてございます。

水道料金等、ほかの管内の町村で今全世界帯に支給がされているという部分でございますが、その点につきましては本別町は、この後ほかの議員から質問が来ようと思っておりますが、本町の場合、本別町の水道のみならず他町からの水道等もありまして、本町特有の事情があり、ここをすぐに水道料の減免というところには至ってございませんが、

様々な生活支援で今検討しているところでございます。この部分につきましては農家支援と合わせまして、来月以降、12月の定例議会になるのか、もしそこまでに町民皆さんの生活様態を把握した上で、もう少し早めなければならないということになりましたら臨時町議会をお願いをして、そこで町民の皆さんへの支援をしてまいりたいと思っております。財源につきましては、先ほど8,000万円程度と言いましたが、一般財源の投入も含めて検討をさせていただきたい、そう思っているところでございます。

また、庁内における話し合い、協議の場でございます。従前からの方式によりますと、課長等会議でそれぞれの原課から様々な対策案を提出いただいて、その中で何を優先的にするのか一定程度の方向性を固め、それを元に企画、そして財政サイド、そして私ども理事者が最終的に判断をしているところでございます。ここの部分につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、各部局、原課において、それぞれの持ち分野において町民の皆様からの声をよく聞いて、そして支援に反映をさせていただきたい、そうお話をしているところでございまして、この部分につきましては、今後も継続した取組として実施をしてまいりたいと考えているところでございますし、また、今月の20日からは町政町民懇談会も開催する予定でございます。そちら等の、町民の皆様方からの生の声をお聞きしながら、また対応に生かしていきたい、そう思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） ただいま、町長のほうから丁寧な答弁をいただきました。

町長のほうから農業関係のこともおっしゃられたので一つ聞きますけれども、音更町は国や道の支援、国は飼料の増額分の0.7を補助するとおっしゃっていると思います。その分の算定方法とかはまだ確定はしていませんけれども、そういった前に音更町は大きな農業支援に乗り出したと思っております。農協との話し合い、どの程度まで進んでいるのか伺いたいと思います。

水道のことも町長おっしゃられていましたけれども、水道料金を免除すれということを僕はおっしゃっているわけではなくて、本町においてどのようなものがそぐわしいのかというのを検討してくださいと聞いています。今、本当に全国で水道料金というのは、ほかの自治体かなりのところがやっています。本別もそこを視野に入れているということですのでよろしいのですかね。

あともう1点、地方創生臨時交付金の性質としては、そもそもがコロナ禍の感染予防に対する対策、経済回復ということにつけられている予算だと思います。令和4年度に入ってから物価高が進み、国のほうではコロナ禍における物価高とおっしゃっているところでございますが、町内でもまだまだコロナの収束はしていません。先週の患者数でいきますと141人ですか。郡部では群を抜いて本別町はコロナの感染者が多いと感じていますが、その辺は町として今、コロナの対策としてはどう考えているのか、お

伺いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 柏崎議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、JAとの連携でございます。

先週、組合長と、それから専務と私と農林課長が直接お話をいたしました。その中で、先ほども申し上げましたが、例えば肥料一つをとりますと、来年使用する春の肥料、それから追肥等々、ここの部分につきましたの支払いはすぐにではないと。要は年内ではありませんので、その部分についての農家の負担は今のところあまり影響はないだろうと。ただ、先ほどもおっしゃっていたとおり、燃油等については今、現に使っておられますし、また支払いの方法によっては影響を受ける事業体もございますので、その辺を見極めながら、先ほども言いましたが、その支援をいつやるのか、それを検討してまいりたいと考えているところでございます。

水道料金のほうにつきましては、管内でそういう減免がありますよということで、本町の実情を御説明させていただきました。私といたしましては水道料金等もひっくるめ、生活支援で各町民の皆さんのほうに、この臨時交付金を活用しながら支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、コロナの感染状況につきましては、柏崎議員おっしゃるとおり、先週141名という発症者が本町で出てございます。私ども、その後の経過を見てみますと感染率は下がっておりまして、先週がピークだろうというところでございます。つい二、三日の状況を見ても感染者は激減しておりますので、このまま収束に向かっていただければと思っておりますし、各庁内部局において、それぞれの職場で感染拡大が起こらないよう、課長等会議でも常に徹底をさせていただいております。この部分につきましては、再度予防対策、そして拡大防止対策を徹底してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

あと何か漏れている部分がありましたら、また再度御質問していただければと思います。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 1点だけ、お伺いします。

町長のほうからコロナの状況、先週でピークだと、激減してきていると、そんな中でも再発防止、感染対策とおっしゃられました。経済対策というのは考えていますか。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 経済対策の部分についてでございますが、基本的なコロナの感染対策、予防対策というものは、基本的なことはしっかりと皆さんやっていたくという前提の中で、既に9月の臨時議会でも提案させていただきました、いきいき商品券事業、あるいは地域物産の販売促進事業であったり、そういった地域でお金を回すといえますか、循環させるといった部分についてはいつでもスタートできるようにと

ということで、先月と今月、補正予算の中で提案をさせていただいております。基本的な物価高騰対策ということで直結はしませんけれども、やはり地域の中でお金を回すということが今非常に重要なことと捉えておりますので、そういった部分につきましては、今後も状況も見ながら対応はしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○ 11 番（柏崎秀行） 終わります。

○ 議長（篠原義彦） 次、9 番高橋利勝議員。

○ 9 番（高橋利勝） 議長の許可を得ましたので、通告いたしました2 問について質問をいたします。

最初に、1 問目のさらなる物価高対策について、以下2 点について伺います。

ただいま質問しました柏崎議員と重複する部分もありますが、柏崎議員の答弁で私が再質問するわけにはいきませんので、改めて答弁を求めて質問させていただきます。

1 点目ですが、資材、原材料費や燃料費の高騰が続く中で、9 月以降も食品や家電等の値上げが続いています。本町としても9 月6 日の本会議において、一般会計補正予算で物価高騰対策として低所得の高齢者、障がい者等への生活支援事業、本別町福祉灯油事業、また、商工会には本別町商工会いきいき商品券事業などが提案、可決され、取り組むこととなりました。

しかし、物価高の影響は、ただいま町長の答弁にもありましたように全世帯に、また全事業に及んでいることから、十勝各市町村では様々な対策が取り組まれようとしています。その中でも水道料金の基本料金の減免に取り組む市町村が多くあります。町民全体に公平に取り組む対策として有効だと思えます。本町として、ただいま町長からの答弁もありましたが、改めて考え方を伺いたいと思えます。

また、政府は地方創生臨時交付金を6,000 億円増額をし、物価高など幅広い活用を促しています。ただいまの答弁でも、いろいろ財源の確保について御答弁がありましたが、改めて本町として対象を広げ、さらなる物価対策を検討すべきと思えますが、考え方を伺います。

次に、2 点目についてであります。ロシア軍のウクライナ侵攻の長期化、また円安によって資材、飼料、肥料等の高騰が続く、本町の基幹産業でもある農業に大きな影響が及ぶことが懸念されています。

各農業団体は、政府や道に対策を要望していますが、本町での影響をどのように受け止めているのか、改めて伺いたいと思えます。

また、柏崎議員の答弁では町と農協が協議をし、その対策を検討しているということでございますが、十勝の有力な農業関係者がこの物価高対策に当たって、特に農業の関係では国や道の大卒な助成だけではなく、もっと現場に見合った細かい助成を考えていくべきではないかというコメントがございました。私もそういう立場でいくとぜひ、ただいま御答弁がありましたように、農協と町が詳細にわたっていろいろな関係者の

意見を聞いて取り組んでいくということでもありますから、改めてその決意をお願いしたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 高橋議員のさらなる物価高対策についての御質問にお答えをいたします。

1点目の水道料金の免除や検討している対策は、についてであります。報道等でも御承知のとおり、管内におきまして複数の市町村において水道料の免除が実施される模様であります。

水道は、全ての町民の皆さんにとって必要不可欠なものであります。町民世帯に対しまして、一律に一定額を免除することは、物価高対策や家計費の負担軽減策として有効な対応策の一つとして捉えているところでありますが、現時点におきましては、本町の水道を利用されていない世帯への対応など、本町特有の事情もありますことから、管内の動向も見極めながら、必要な対策であるかどうかの判断をしてみたいと考えているところであります。

また、今後の対策についてであります。柏崎議員の質問にも答弁させていただきましたが、物価高は社会生活において全ての方々に影響があると捉えておりますので、国や北海道の対策、そして地域の状況を踏まえながら、町民生活の安定を基軸とした生活対策と産業・事業者対策のバランスも考慮しながら、必要な対策を進めてまいりたいと考えているところであります。

2点目の農業分野における影響についてであります。ロシアによるウクライナ侵攻により、原料価格の高騰や円安の影響を受け、肥料や飼料等が過去最高の値上げとなっております。

町内の農業者への影響につきましては、国やJAによりますと、営農経費における肥料などの資材費の負担が昨年の約2倍になると試算されておりました。非常に厳しい状況にあると認識しています。

御質問の肥料高騰対策につきましては、JAと協議をした結果、国や北海道の支援策が明確に示されてから、本町としてどのような支援策が良いのか、JAとともに協議を進めてまいることとしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 再質問させていただきます。

水道料金の減免の問題ですが、町によってはこの会期中に追加提案をする、そして実施するところもあります。また、今答弁がありました、水道を使用していない方についても、あるところは水道料金を基準として一定額の助成をするという取組をしているところもあります。したがって、そういう意味では私は水道料金の全世帯、全事業者、さらには水道を利用していないところについては基準を決めて、町民全体に取り組む

というのが最大限の効果だと思いますが、ただ、町村によってはそれぞれありますけれども、その点についてもう少しお願いをしたいと思います。

○議長（篠原義彦） お願いは気をつけてください。

○9番（高橋利勝） わかりました。

それから、それ以外の物価対策について検討するということですが、やはり1日も早い実現を望むわけですから、その点は臨時議会を開くなどして早期に取り組むべきと思いますので、その辺の考え方を伺います。

また、農業の問題ですが、私は農業新聞を読んでいますと、これは全国的なことから、その影響として農業の継続も困難になるというのは、よくJAや道段階での指摘がありますが、本町ではそういう声は聞いていませんのでそこまでにはなっていないと思いますが、やはり農業者への影響として、今被害というか具体的なものはありますけれども、今後農業を継続する上で、やはり困難な状況になるということは本別町ではないと受け止めていいのか伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問に御答弁をさせていただきます。

まず、水道料金の件でございます。柏崎議員の質問にもお答えを申し上げましたが、水道料金の減免につきましては、今すぐにやるというわけにはなかなか厳しいだろうという判断をしております。

1点目は、先ほども御説明申し上げましたとおり、本町特有の事情があると。各町村で今水道を使用されていない世帯につきましても、一定程度交付金を入れることによってできるという判断でやっていると思いますが、本町の場合、本町の水道を利用されていない1割以上の方が別の水道の形態となっていることもありますので、その辺のことを今後つぶさに状況を確認しながら、それぞれ1世帯ずつ、小まめに手作業によって確認しなければ、すぐには今実施できない、そのような関係でございます。これはシステム上そうなるので、かなり厳しいだろうと思ってございませぬし、私どもは水道料金の減免だけが生活支援とは思ってございませぬ。別の形で生活支援ができればいいと、そういう認識でおりますので、その部分につきまして今何ができるのか、いつ町民の皆さんのほうにお届けできるのかを検討しているところでございませぬ。

また、次の農業者の件でございます。この影響によって破綻する農家がないのかということでございますが、JAとの話の中で、今現実としてコロナの影響により、またロシアのウクライナ侵攻の影響により、直ちに営農を閉じるという農家はいるとのお話は、私は聞いておりませぬ。したがって、今何とか経営をやっているのが現状だと思いますが、いずれにいたしましても、農家の所得につきましては、今小麦の生産が終わり、その後、今麦類、そして根菜等々の農産物が出荷され、その清算金が農家に入るという段階でございますので、その辺も考慮しながら、先ほども言いましたが、場合に

よりましては臨時議会の開催も要望しながら速やかに対応してまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 次に、2問目のパークゴルフの振興と競技場の整備について、以下2点伺います。

1点目ではありますが、これまでパークゴルフは高齢者や町民の健康増進、地域や職場、団体の交流、さらには愛好者の技術向上の場として、町内に5か所整備されてきました。しかし、現在はコロナ禍の影響もあり、太陽の丘パークゴルフ場を除いて、ほとんど使われていない状況にあると言われております。改めて、原点に立ち返り、町民の健康増進、町民の交流の場として積極的にパークゴルフの振興に努め、パークゴルフ場が有効に使用されるべきと思いますが、考え方を伺います。

次に、2点目ですが、太陽の丘パークゴルフ場は本町の象徴的なパークゴルフ場であり、以前より少なくなっているとはいえ、今でも町内外から来場し、使われています。しかし、コースに起伏のあるさくらコース、しらかばコースは競技をする上では好評ですが、芝の管理が難しく芝が荒れていることから整備を望む声があります。調査をし、芝の育成整備を行なうべきではないかと思いますが、考え方を伺います。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 高橋議員のパークゴルフの振興と競技場の整備について、お答えいたします。

まず、1点目の町民の健康増進、町民交流の場として積極的にパークゴルフの振興に努めるべきとの御質問にお答えいたします。

町民の皆様の健康増進を推進する施策に当たり、パークゴルフに限らず、交流を持つ場においても、様々な種類の運動・スポーツがあると思います。

パークゴルフにおきましては、子どもから高齢者まで幅広い年代で楽しむことができるスポーツであり、現在教育委員会で管理しているパークゴルフ場は、本別地区3か所、勇足地区と仙美里地区にそれぞれ1か所の計5か所となっております。

本町における体育施設全体の利用者数において、人口減による競技人口の減少や、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響もあり、感染症の感染拡大防止や罹患の懸念から、自治会等における団体での交流や大会の開催を控える動きなどにより減少傾向となっております。パークゴルフ場においても、受付等の管理人を配置していないため個人利用を含めた正確な利用者数は把握しておりませんが、令和3年度の利用者数は、10年前の2万6,000人より、人口減少率20%とコロナ禍による施設休止期間も考慮すると1万4,000人程度に減っているものと考えております。

教育委員会といたしましては、これまで町民の健康増進とパークゴルフ場の利用促進を図るため平成26年度からパークゴルフ場義経の里コースを、平成30年度から

太陽の丘パークゴルフ場の使用料を無料としております。また、貸出用のクラブ等を体育館と義経の館に配置し、団体や自治会等の利用に対応するとともに、太陽の丘杯パークゴルフ大会を開催し、競技者のモチベーションの維持向上と、個人でも気軽に競技に参加していただける環境づくりを行なってまいりました。

パークゴルフにおいては、今後もパークゴルフ協会の皆様と連携、御協力をいただく中、これまでと同様、町民の皆様の交流の場として、さらには技術向上の場として大会を企画し開催するほか、施設利用の利便性向上のため貸出用具の周知に努めるなどしながら、パークゴルフ場の利用推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、2点目の太陽の丘パークゴルフ場の芝管理についてお答えいたします。パークゴルフ場の芝管理については、芝刈りやコースの補修作業は委託し事業者が、肥料散布は建設水道課が行っており、パークゴルフ協会の皆様にも除草作業などで御協力をいただいております。

春に芝の一部に枯れがあるとの連絡を受け、土壌のpHを測り、肥料散布を行ない、経過観察をしてまいりました。全体的に今年は雨量もあり、芝の状態も昨年のような焼ける状況もなく生育しておりますが、高橋議員からの御質問にあるさくらコース並びにしらかばコースにおいては、芝の一部に状態が良くない部分も見受けられますことから、引き続き対応してまいりたいと考えております。

なお、今年度においては、パークゴルフ協会の皆様や、芝の生育に詳しい事業者にお話を伺い、これまで例年2回だった肥料散布を、1回多い3回の散布を行なえるよう当初予算にて予算措置をしており、10月に3回目となる肥料散布を行ない、コース全体の芝の状態について今後も観察していく予定としております。

今後も、パークゴルフ協会の方々や利用される方々の声を拝聴した中で、可能な対応と対策を検討しながらコース管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） 再質問させていただきますけれども、太陽の丘パークゴルフ場の関係ですが、太陽の丘パークゴルフ場は町外からこれまで多くの方が来場していました。あそこに焼き肉のスペースができたのも、町外からの団体の方々が訪れ交流をする場がないということも含めてあって、それだけではありませんけれども、町民のためということもありますけれども、そういう設備も整備してきました。そういう意味では私は、太陽の丘パークゴルフ場については交流人口を拡大する上で大きな役割を果たしていたと思っています。また、今も果たしていると思います。

ただ、そうなりますとパークゴルフ場というのは、これは芝の育成というのですか、芝の在り方というのが問われるわけでありまして、そういう意味では私は今のさくら、しらかばについてはちょっと厳しいのではないかなと思っています。

また、関係者の中には、土がなかなか少ないのでこういう状況になっているのではないかという声も聞きます。そうなりますと全面的に改修をしなければならんということになるわけですが、これからパークゴルフ協会と議論をしていくということですからその議論に委ねますけれども、改めて太陽の丘パークゴルフ場に対する私達の認識というのを持っていくことが大切だと思いますが、その点について再度お伺いします。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

太陽の丘パークゴルフ場につきましては、議員がおっしゃられるように町内外からの参加者の方の交流の場となっていると認識しております。芝の育成が問われているということで、教育委員会としましては、今後の対策としましては土壌pHの測定、必要に応じて防除、施肥、芝の種の播種、養生期間の延長、部分的な芝の張替えなどを想定しておりますが、芝の張替えにつきましてはパークゴルフ協会の皆様と優先順位をつけた中で対応をしていきたいと考えております。

今後も町民の皆様、またパークゴルフ協会の皆様から意見を伺った中で整備を進めていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○9番（高橋利勝） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番丑若浩行議員。

○3番（丑若浩行） それでは、一般質問を行ないます。

町長の公約、五つの笑顔構想と43の取組の中で、農業を軸とする農業振興を掲げられています。本町の農政について、現状の取組や考え方を伺います。

要旨の説明に移ります。

町長の公約の第一に農業政策の充実を挙げられています。選挙演説においては、園芸農業の推進、具体的にはいちご栽培を進めるとおっしゃってございました。私的には、現状でさえ人手不足、資金難、機資材料高騰の中、大胆な補助事業なしには実現不可能と考えますが、町長のお考えをお伺いします。

2、同じく公約で、スマート農業の推進も掲げております。今、農業はそれどころではないとの意見もあろうかと思いますが、あえてお聞きします。一言でスマート農業と申しましても多岐にわたる分野がございます。本町として、どのような分野で、どのような取組がなされ、どのくらいの進捗状況かお伺いします。

3番目に、新しい産業の創出についてお伺いします。

J A本別町では、大豆ミート等の原料を使った商品開発を行なっており、実現のため

には農協とのさらなる連携が必要と考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 丑若議員の本町の農業政策についての御質問にお答えをいたします。

1点目の農業振興につきましては、J Aや普及センターなどの関係機関、団体等と連携、協議を進め、大規模な農業の推進を図りつつ、小規模であってもしっかりと生計が立てられる多種多様な農業経営体を支援し、農村地区におけるコミュニティの保持に努めてまいり所存であります。

2点目のスマート農業につきましては、補助事業や個人の導入により自動操舵付トラクター約100台、農薬散布用ラジコン3台、ドローン約10台、また衛星から生育状況を監視し、生育状況の悪い箇所に追肥をするリモートセンシング農業、酪農では畜産クラスター事業により導入された搾乳ロボットや自動給餌機などの取組を行っております。

本町農業の現状を見ますと、高齢化や担い手不足など農家戸数の減少による大規模経営、社会情勢の影響による資材高騰、また異常気象により適期の作業ができないといった中、農作業の省力化や無人化に対するニーズが高まっていると認識しています。このため、農業者のニーズを十分に把握した上で、全国的に実用化が進むスマート農業をはじめとした先進的農業技術の導入や、本町の農業に適した生産技術の研究開発をJ Aや普及センター等と連携をしながら、国の導入支援事業を活用し、進めてまいりたいと考えています。

3点目の新しい産業の創出につきましては、J A農産部食品開発課にて大豆を燻製しただいずくん、きな粉、本別高校生とコラボしたカレーでナイト、大豆をチップスしたソイカリ、大豆ミートを加えたボロネーゼ、そして、つぶあん・こしあんなど本別新商品が開発されています。

御質問の農協との連携につきましては、農協から要請などがあつた際には、十分協議の上、町として可能な支援を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） それでは、再質問を行ないます。

1番目の町長の公約についてであります。その演説を聞いたときの周りの農業者からは、その内容について否定的な意見は多数を占めました。

しかしながら、町長選後に私なりに、町長の申されました施設園芸も格段の進歩を遂げており、ビッグデータに基づく生育管理、A Iロボットによる完全収穫体制の確立など、実に夢のある農法であるとの理解に至りましたが、その話はされておられませんでしょうか。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁を申し上げます。

本質問につきましては一問一答細目方式ということで、1番目の園芸農業の推進、具体的にはいちご栽培というところの御質問、再質問であろうと思っておりますが、私は農業に対しましては、様々な先進技術そして先端機械等々を導入し、生産力の向上を高めつつ労働力の省力化、そして加えて雇用等にも支援をできれば、本町農業の持続発展は可能かと思っております。

そういった観点で私が選挙戦におきまして、本町の基幹産業である農業を第一の政策に挙げ、その農業を振興させることによって、その効果を町全体に波及させ、そして地域経済の活力を図る、そういった私の施策の重要な部分でございますので、今後におきましても農業を中心とした基幹産業をしっかりと支援をしてまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） ここでいちごの話がされたか否かの一点ではなくて、現在の町長の農政に対する姿勢を問うているわけでありまして、あの演説を聞いた農業者から、失礼な表現ながら町長の尻をしっかりと叩いて来い、現時点で前町長の農政とどこが違うのだとの声をいただき、ここに立っているわけでありまして。こういう農業者の声があるということを受け止めるべきです。

改めて伺います。前高橋町長との農業政策の違いを具体的に教えていただきたいと思っております。

○議長（篠原義彦） 丑若議員、この質問以外のことは駄目です。これに関連したことだけです。

○3番（丑若浩行） はい、分かりました。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） それでは、2番目に移りたいと思っております。

微細にわたり説明をいただきましたスマート農業に対してでありますけれども、スマート農業に対する本町独自の施策、民間のみに任せるのではなく、積極的に技術を広めるための方法として、例えばドローン免許の補助を行なう等、策はあるかと思っております。特に本年は多雨による畑のぬかるみによって、農業者は大変苦しみました。ドローン活躍の年であったと思っております。まず、身近なできることから手をつけるべきであると思っております。

さらに本町には農業大学校も存在し、道への要請も含めて連携も可能かと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問に答弁をさせていただきます。

ドローン等の免許ということでございますが、実は本年度から農業者の女性の方を

中心といたしまして、各経営体、農家で必要な免許は所有すべきだというそういう判断から、農協と連携をしながらトラクター等々、車種の免許の補助を実施をしております。

議員おっしゃるとおり、今後につきましてはドローンの免許も視野に検討してまいりたいと、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 前向きな発言ありがとうございます。

それでは3番目についてですけれども、先日JA組合長ともお話をさせていただきました。豆のまち本別の特徴ある商品開発を継続しており、最終的には大豆ミートを扱う加工工場の誘致、または建設を目指してきているところではあります。また端を発したばかりであり、JAのみの力ではなかなか難しい、ここはまず行政と先行する大豆ミートを考える会とJAが手を組み、大きな団体としてまずスタートラインに立つことが肝要とのお話でした。町長にそのようなお考えがございましたでしょうか。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問に答弁をさせていただきます。

先日も農協の佐野組合長とお会いした上、農協が進める商品開発等々についても意見を交換したところでございます。その場におきまして、農協の組合長から大豆ミートに関する工場を本町に誘致したいと、そういった旨の要請は一切ございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） まだそこまではお話が行っていない、私が今言っているのは、まずJAと手を組んでスタートラインに立って、どのような形で次の特産品を生み出していくかということでもあります。

北海道糖業の砂糖生産がなくなる今後、本町の目玉となる製品の開発、できれば工場の建設まで、佐々木町長のリーダーシップを発揮してはいただけないでしょうか。

○議長（篠原義彦） 丑若議員、一般質問です。お願い事は駄目です。

佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問に対して答弁をさせていただきます。

商品開発等々につきましては、農協も今、開発課をつくっていただいている様々な、先ほども答弁させていただきましたが商品化をしておりますし、また本別高校生もいろいろな意味で、町内の菓子店舗と協力しながら商品開発を進めてございます。

そういったところでは、本別町は日本一豆のまちということで売っておりますので、特に豆に関する商品開発は大事なことだと思っておりますし、答弁の中でも申し上げさせていただきましたが、農協と連携をしながら、できる商品開発は共に連携をしながら取り組んでいきたい、そう思っているところでございます。

砂糖の件につきましては、いろいろな北糖関係の都合もあり、いろいろな社会情勢と
いいますか経済情勢の中で、来年3月に砂糖生産を終了するというお話を受けている
ところでございますが、私も農林水産省、そして北海道道庁の、特に農政部部長ともお
会いしながら、ビートの生産の維持、そして、仮にビートの作付が多少なりとも減少す
るのであれば、その後の作物等々についての御支援、さらには町全体の経済対策につい
て各種要望を行なってきたところであり、来週の22日にはまた再度北海道糖業の嶋
田社長とも会う予定でございます。

そういった各方面からの要望、そして町民の声を反映すべく、要請を今後も行なっ
ていきたいと思っておりますが、私は第一に考えるのは、てん菜はやはり4輪作のうち
で必要不可欠な農作物の1品だと思っております。仮にビートに代わる作物が導入
されるのであれば別であります、今のところそういった作物につきましては全ての
面積をカバーできない、そういう観点でありますので、この部分につきましては、また
農協とも今後十分に連携、そして検討しながら、作付けの部分について検討してまい
りたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、農協が進める商品開発につきましては、町としてもできる
限りの支援はしてまいりたい、そう考えておりますので、そのことを申し上げ、答弁と
させていただきます。

○3番（丑若浩行） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次に、1番宮本やよい議員。

○1番（宮本やよい） それでは、通告済みの1問について質問いたします。

本町におけるみとりについて。

本町においてもみとり、介護及び介護の整備を進めていくべきと考えますが、本町の
現状と考えを伺います。

最期まで本別町で生活したい、住み慣れた本別町で最期を迎えたいと、現在みとり希
望者が増えています。しかし、受入施設がないため、そのような高齢者が町外へ転居し
てしまっているのが現状です。

十勝管内で公表されているみとり可能な施設は18施設。公表されている以外にも
みとりを行なっている施設はあります。本別町内でもグループホームがみとりを行
なっており、他事業所でもみとりを行なったという経緯があります。

福祉でまちづくり宣言の名に恥じぬよう、また、安心してこの町で最期を迎えられる
よう、町の施設として本別町特別養護老人ホームでもみとりを行なうべきと考えま
すが、見解を伺います。

また、これまでみとり希望者はいなかったのか、いたのであればどのような対応をし
ていたのか、実態を伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 宮本議員の本町におけるみとりについての御質問にお

答えをいたします。

第8期銀河福祉タウン計画を策定していく過程におきまして、一般高齢者及び要支援・要介護認定者に対してアンケート調査を実施し、介護が必要になった場合に希望する介護についてお尋ねしたところ、約6割の方が介護サービスを利用しながら自宅で生活したいとの声があり、みとりについては調査していないものの、住み慣れた自宅での生活を希望している方が多いことから、みとり介護のニーズは高まっていると認識しております。

特別養護老人ホームの役割の一つといたしまして、その人らしく、尊厳を保ち、安らかな最期を迎えていただくために、利用者の心身の状況に合わせ、主治医及び家族と相談の上、できる限り負担がかからない日常生活の援助など、様々なサービスを提供していますが、現状ではみとり介護サービスの実現までには至っておらず、利用者の御家族の皆様には入所時におきまして、みとり介護を実施していない旨の説明を行なっている状況にあり、その段階ではみとりを希望される方はおられませんでした。

しかしながら、慣れ親しんだ場所や人達の中で、その人なりに充実して納得して生活ができるよう支援していくことを第一に考え、今年度におきまして、特別養護老人ホームの組織目標として、みとり介護実施に向けた検討を開始することを掲げています。導入に向け、まず協力医療機関であります本別町国民健康保険病院との協議を進め、医療と介護の連携強化を図り、利用者の心身の状況に合わせた対応に努め、同時に事業所としてみとり介護の指針を作成し、職員研修の実施、職員体制の構築を図る中で、利用者の意思、そして御家族の意向を尊重し、御家族の心身の疲労や精神的な負担にも配慮しつつ、終末期の介護についてできる限り支援していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） それでは、再質問を行ないます。

アンケートの結果6割が自宅で生活したい、老人ホーム入所時に希望者はいなかったとのことではありますが、実際にみとりをやっていないということもあり、実情を見ますと、受入先がないので町外に出なければならない、そういう声も聞きます。

協力医院、町国保病院との連携という答弁ありましたがけれども、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の基本方針では、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、市町村、老人の福祉を増進することを目的する事業を行なうもの、その他の保険医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならないとあります。協力医院である本別町国民健康保険病院に限らず、町内外問わず、ほかの医療機関に協力してもらうことで、みとりはすぐにでも可能になると考えます。

今後検討するということでしたが、昨年6月、民間からみとりについて検討依頼ありましたよね。そのときに老人ホーム所長、早急に検討しますと返答しています。その

時点でみとりについての検討はされていなかったのか、お聞きします。

○議長（篠原義彦） 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 再質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、今受入れというか、みとりができていない状況にはあります。今年度組織目標、うちのホームとして、事業として、みとりのほうを進めていかなければならないということを掲げておりまして、その中でクリアしていかなければならないところにつきましては、やはり利用者の状況を見て、医療との連携が必ず必要と考えております。その中で、議員おっしゃったとおり、協力医療機関のあります本別国保病院以外につきましても、当然利用者の状況を分かっているらっしゃる主治医というケースもありますので、当然相談の上、その方の状況に応じて、医療ケアが必要な方なのか、こういった状態なのかを確認して、今ホームとしてできる最大限のことを取り組んできたところではあります。

昨年、依頼があったということでありましたけれども、当然検討のほうを内部でも進めてきたところではあります。具体的にどのような形でということところは、昨年はちょっと進め切れなかったというのは事実でございますが、今年度、ちょっとコロナの状況がありまして、なかなか速やかに進め切れしていないところではあります。コロナの状況、落ちつき、その時期を見て、速やかに検討のほうを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 再質問させていただきます。

今、最大限取り組んでいるということでしたけれども、具体的にどのようなことを、どのように取り組んでいるのか教えてください。

○議長（篠原義彦） 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 答弁させていただきます。

まずホームとして、医療的なケアにつきましては、できるところ、できないところというのは実際存在しております。夜間、常時サクション、いわゆる痰の吸引だとか、そういった必要な方であったり、常時点滴が必要な方というのは、なかなか受入れが難しい状況にあります。ただ、状態によっては点滴なり、昼間だけだとか、サクションも昼間だけだとか、そういった方につきましては、でき得る限り支援させていただいているところでもあります。

ただ、職員の状況、勤務している職員につきましては、看護師につきましては夜勤、夜、在駐しておりませんので、なかなかその点で難しいケースもあります。夜間につきましては、介護職員につきましても2名体制ということで、2名体制で50人の入所者を見ていくというような形となっておりますので、あくまでも利用者の身体・心身の状況に応じて、その都度医師と家族と相談した上でケアのほう、支援のほうを進めている

状況であります。

以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 今、職員の、看護師が夜勤していないから難しいという答弁がありましたけれども、みとりに関しては医療的なケアが必要な方ばかりとは限りません。何もしないで自然な形で御飯を食べなければ、そのまま食べない。必ずしも点滴が必要なわけではありません。

職員の体制についてですが、特別養護老人ホームの配置の基準として看護師2人以上、介護職は3対1、入所者50人に対して16人、仮にショートの利用者5人を含めて55人だったとしても、18人の介護職がいればいいことになります。現在、看護師が4人、常勤換算で3.6人。介護職28人いて常勤換算で22.91人。基準を十分に満たしていると思います。そうした中で、職員の体制の問題でみとりができないという理由にはならないと思いますが、その辺りの考えをお聞きします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

（発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 続けてください。

○1番（宮本やよい） また、特別養護老人ホームに関して、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の基本方針として、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って処遇を行なうよう努めなければならないとあります。でも実態として、食事が取れなければ胃に穴を開けて栄養を取る胃ろう増設、それを勧められ、それを拒否すると退所しなければならない。結果として選択肢がなく、いやでも胃ろうを増設しなければならないという現状です。みとりをやれば、本人、家族、どちらの意思も尊重できて、望まない医療、つまり無駄な医療をしなくて済むと考えます。

職員体制、協力医院、どちらをとってもみとりは可能だと考えますが、お考えをお聞きします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問に答弁をさせていただきます。

みとり介護の件でございますが、町の特別養護老人ホーム、今の体制の中では、従前からみとりの介護はやってございませんでした。宮本議員が町職員の時代も、それは十分お分かりのことと思いますが、ただ、みとり介護に対するニーズは高まっていると、そういうところで捉えておりますので、先ほども答弁させていただきましたが、事業所としてみとり介護の指針を今後作成をしていく中で、何ができるのかを精査しながら前に進めていきたいなと思ってございますが、そこで何点かの課題があろうかと思ってございます。

人員等につきましては、基準等いろいろございますので、その辺はその基準に沿った人員配置をすればいいだろうというところで思ってございますが、他方、施設の基準

等々もあると思っております。例えば、みとりを行なう際につきましては個室、そして静養室の利用が可能となるよう配慮しなければならない。そして、もちろん職員も、みとりに関する十分な知識を持ち合わせていなければならない。また、先ほども老人ホームの所長からも答弁ありましたが、看護師の方も常時そこに滞在をしていただく等々、いろいろな課題も多かろうと思っております。

特に施設的な部分もございしますが、私どもは今の入所されている入所者につきましては、入所時の段階におきまして、みとり介護をしますか、どうしますかという一切、そういうこととお話をしてございません。そこで、もちろん今の入所者全員の方について、みとりを同意してもらっているわけではございません。その辺も今後、家族との話し合いも必要になろうかと思っておりますが、特に施設面での部分も改善するところがありますので、その辺につきましては、今年、来年すぐにみとりを実施できるという体制ではないことだけを御理解をいただきたいと思っております。

しかしながら、今町民の皆さん方に御意見を聞くための、特別養護老人ホームの建設に関するワーキンググループも立ち上げ、様々な観点から論議をいただいております。その中で、みとり等につきましても論議をしていただきながら、もちろん施設の内部の配置もございしますので、そこらも全てそこで協議をさせていただきながら、最終的に私どもが判断をしてまいりたいと考えております。そこに併せまして、多分、今決定ではございませんが、みとりの介護も出てくるだろうと、そういうことで私は今のところ判断しているところでございます。

以上、申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 今、町長の答弁のほうで看護師のほうで常にいないということをおっしゃっていましたが、みとりに関して常に看護師がいる必要はありません。ほかの施設でも、みとりをやっている施設ではオンコールだったり、必要があれば呼ばれ、もしくは家族との話によってですが、介護職だけでみとるということもあります。

あと個室が必要ということですが、実際、今老人ホームのほうには静養室があります。静養室に関しても普段は使われていないと思っておりますが、居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある者が利用できるとなっております。こちらの静養室を使えば、みとりも可能だと考えます。

今すぐにはできないということでしたが、職員の体制についても、協力医院についても、設備の問題についても、今の時点でクリアできていると考えられるのですが、今一番ネックになっているのは協力医院についてだと実際のところ思いますが、今本別町の国民健康保険病院との連携について、入所者の方の急変時だとか、そういうところの連携についての状況をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 国保病院との連携につきまして、オンコール体制、24時間365日、それにつきましては今現状で言いますと、行なっているという状況です。夜間、看護師のほうを当番制で待機というような形でやっております。もし急変時におきましては、まず看護師のほうで利用者の状況を見て、医療、受診が必要なのかどうかを確認した上で病院のほう連絡をし、受診並びに指示を受け、対応しているところでもあります。

連携につきましては、以上でございます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 補足させていただきます。

みとりの介護についてでございます。今のところで十分できるだろうというお話でございます。それと、そういう常勤の看護師は必要ないということでございますが、実は、厚生労働大臣が定める施設基準の中で、加算というのを多分御存じだと思いますが、みとりの介護の加算1、それから加算2というのがございまして、加算1の場合ですと常勤の看護師を1名以上配置をし、そして24時間連絡できる体制を確保していること。必ずしもその施設には常駐しなくてもいいという判断もとられますが、ただ、私どもがみとり介護をやる場合につきましては、そこではやはり責任があまりにもなさすぎると。やはり、きちんと看護師も施設に置くべきだろうと思っているところでございます。

そして2点目として、みとりに関する指針を定めなければならないと。もちろん、これ先ほど私も説明させていただきましたが、入所の際に入所者またはその家族に対して当該指針の内容を説明し、これみとりですね、みとりに関する指針、同意を得ていることということになってございます。今の利用者の方につきましては、こういう説明をしておりますので、ここは同意を得られていません。

3点目です。医師、生活相談員、看護職員、介護職員、もろもろおりますが、その職員については、みとりの実績等踏まえ、いろんな意味で研修をしなければならない、そういうところでございます。そして、これも先ほども繰り返しになりますが、みとりを行なう際は個室または静養室の利用が可能。現に、今の施設にはそういう静養室もございまして。しかし、議員御承知のとおり、あそこの静養室をそのまま使うということには私はならないと。もしやるのであれば、きちんと施設の改修もしなければならないだろうと思っているところでございます。

そういうもろもろの判断をした場合に、やはりみとり介護云々というよりも、私はその当該施設で、利用者が心安らかに暮らしていただくために、今、職員の皆さんと共にお話をしていますが、サービスの向上であったり、様々な改善もいろいろ今後していこうと思っているところでございますが、そのうちの一つとして、みとり介護を今後どのようにしていくか、それを今検討しているところでございます。もう少しお時間をいただければと思っております。この指針、それから方針等ができましたら、また町民

の皆様方に周知をしてまいりたいと、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 再確認になります。

○議長（篠原義彦） ちょっと、サイレン終わるまで待ってください。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮本議員の質問からとします。

○1番（宮本やよい） それでは、再質問させていただきます。

静養室の改修についてですが、個人的には改修の必要がなく、現状のままで大丈夫と考えているのですが、具体的にどう必要かお伺いします。

最終確認になりますが、町長のほうから指針をつくる等の答弁をいただきました。また、少しお時間をくださいとのことでしたが、具体的な時期についてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 御質問に答弁をさせていただきます。

静養室等についての改修等につきましては、先ほどからも私お話をしているとおり、みとり介護をすぐに実施をするということには至らないということで、そのための施設等について、今計画的にどこの部屋をどのように改築するか等々については検討してございません。

最終的にみとりの介護につきまして、どのような形で町が進めるのか、関係機関の皆様、そして住民の皆様方の御意見を聞く中で最終的に判断をしてまいりたいと考えてございます。

確かに、みとり介護のニーズは高まっているというところは私も承知をしているところでございます。指針等につきましても、いつの時点で策定をするのか、そのスタートラインにも、今立っておらないところでございますので、今後、幅広い見地から総合的に判断、検討してまいりたいと考えているところでございます。

先ほどもお話をさせていただきました、一例として特別養護老人ホームの改築等々に併せたみとり介護の実施も可能と私は思っておりますが、その部分につきましてもワーキンググループ等で今建設の内容について検討をいただいておりますので、そちらの関係機関の方とも十分に論議を進め、最終判断をしてまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（宮本やよい） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、5番梅村智秀議員。

○5番（梅村智秀） それでは、冒頭、平成30年9月6日発生の北海道胆振東部地震において犠牲になられました御霊とその御家族、関係者に対しまして、心よりの哀悼の意を表します。ここに、議員として本町の防災体制構築についても改めて尽力をし、また、防災意識の向上に努めるよう心を新たにしますものであります。

御多忙の折に傍聴にお越しいただきました皆様に対しまして、心よりの御礼を申し上げます。そして、改選後初の定例会となります。この場に再び立たせていただきましたことに感謝をし、任期の4年間、町政の課題解決に精一杯望む所存で、通告済み4問について一般質問を執り行ないます。

それでは、1問目でございます。体力増進センターにフリーWi-Fiを。

近年、利用者が増加傾向にある体力増進センターにフリーWi-Fi、こちらにおいては無料でインターネットを使用できるというような機器でございますが、こちらを整備し、さらなる利便性の向上と利用者増を図るべきであるが、事実と所信をたずねます。

体力増進センターは世代を問わず利用できる施設で、学生の利用を含め利用者が増加傾向にあるため、伴ってさらなる利便性の向上と利用者増を図り、町民の健康づくりに寄与する必要がある。ランニングマシンやエアロバイク等を利用する際、音楽を聴きリラックスしながら体力づくりに取り組むことや、健康管理アプリ等を活用するためにはフリーWi-Fiの整備が望まれる。

昨今、その整備、導入のことでございます、や維持管理についても安価で済むこと、これから迎える冬期は運動不足に陥りがちで、その改善を促すため、本町が掲げる健康・スポーツ推進の町をさらに推し進めるためにも速やかなる整備が必要であるが、事実と見解を問う。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 梅村議員の体力増進センターにフリーWi-Fiについて、お答えいたします。

情報化社会と言われる現代において、インターネットを介在し、発信あるいは取得できる情報の種類は多岐にわたるとともに、膨大な量に及ぶものであり、発信者及び受信者双方にとって、インターネットの利用環境はますます有効かつ重要な通信手段になっているものと考えているところであります。

本町においても動画配信サイトのユーチューブにおいて元気くんチャンネルとして動画配信をしており、健康づくりについては地域おこし協力隊員が中心となり、自宅において一人でできるトレーニングなどの動画を配信しております。

インターネットの利用は、有線方式によるパソコンでの接続・閲覧方式から、電波利用による無線化により、屋内外を問わずスマートフォンやタブレット端末等での利用が主流となり、その利用形態も大きく様変わりしてきております。

公衆無線LANの考え方は、本来であれば情報を利用する者が民間通信事業者への

受益者負担をしながら活用されていたものを、自治体が通信機器及び通信料を公費で負担し、全ての情報端末利用者が利用できる環境整備を行なうことにより、利用者通信料の負担軽減と利便性向上のためのサービス提供を行なうものであります。

これまでの社会教育課所管施設のフリーWi-Fiの導入状況としては、令和2年11月に中央公民館に導入をしております。導入に至った理由は、新型コロナウイルス感染症の影響によりリモートでの会議や研修会が増えたことなどを受け、施設利用者の利便性を高めるため、また中央公民館は災害時に避難所として利用されることから、避難された方が災害情報等の入手を可能とするためであります。

体力増進センターにおいては、健康志向の高まりを受け、施設利用者の利便性向上と利用推進を図るため、運動器具の更新や走路の改修、玄関スロープの設置、新型コロナウイルス対策などを行ない、また今年度においてはトイレの改修を行なっておりますが、いずれも利用者の声を伺いながら利用環境の整備に努めてまいりました。

梅村議員の御質問のとおり、体力増進センターにおいても、また屋外においても、ランニングやウォーキングをされる際にスマートフォンなどの機器で音楽を聴きながら運動されている方がいらっしゃいます。リラックスをするため、経過時間を把握するため、集中力を高めるためなど各々の利用理由があるものと考えているところであります。

今後の社会教育課所管施設でのフリーWi-Fiの導入に当たっては、施設ごとの役割と利用目的、施設の利用頻度や利用者のニーズなどから優先度や緊急度を勘案し、施設ごとに導入の可否や時期、優先順位も含めた中で、施設全体で検討をしていく必要があると考えております。

冬期は運動不足に陥りがちになりますが、さきの議会において議決をいただきました障害者スポーツ実施環境の構築支援事業において購入する各種器具や健康増進セットの活用も含め、多様なスタイルの運動やスポーツへの対応を検討するとともに、これからも御質問をいただきましたフリーWi-Fiの件のみならず、施設利用に当たっての要望や意見などを利用者から伺いながら健康・スポーツ推進の町を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 御答弁の中から、私の質問趣旨等については共通認識を有していらっしゃるのかなと感じるところでございますが、御答弁の中でニーズ等を把握しながら検討されるということでございますが、具体性というものには全く欠いた御答弁であると私自身は認識をしたところでございます。

私が申し上げているのは、これから迎える冬期間ということでございますから、これまでの議員の中から質問もあったとおり、やはり物価高にあえいでいるという中で、教育長の御答弁にあるように、本来であれば受益者御本人が負担すべきものではありません。

す。そちらについては承知しているところでございますが、例えばこの契約形態、いわゆるスマートフォン等、こういったものの契約形態についても、例えば使用した分、使用量に応じて料金が発生するもの、あとは使用量を問わず固定金額で負担するものというのがあります、どちらかという若年層とかそういった方々においては負担が発生する、契約自体は安く済むけれど使った分の負担はしなければいけないよという方がおり、そうした観点からも若い方や学生、またその保護者等の負担軽減というのものにもつながっていくことから、この物価高の現況、こういったものを鑑みて町民の負担軽減という観点、またはさきに述べたとおり、これから迎える冬期間の運動不足解消等に早期に備えていく必要があると考えるところでございます。

当然こうした必要性やそういったものについて御理解をいただけているのであれば対応として早いものが求められる、これは町民の声といたしまして、やるならやはり早くやってほしいと、これは行政の評価にもつながることですので、それらを鑑みて早期に導入していくべきだと考えますが、御見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 梅村議員の再質問に御答弁をさせていただきます。

フリーWi-Fiの設置をすることにより、若年層ですとか保護者の経費の負担の低減につながるのではないかという御指摘がありました。現在、中央公民館でフリーWi-Fiを設置しておりますけれども、公民館に設置した理由は先ほど教育長も述べましたように、リモートの会議が増えたなど、施設の利用目的に沿った内容であるからフリーWi-Fiをまず設置しております。

体力増進センターの設置目的につきましても、運動をし、健康な体をつくっていただくということでもあります。梅村議員のおっしゃるように、フリーWi-Fiがあれば運動もさらにされる方が増えるのではないかという御指摘ですけれども、教育委員会としましては、社会教育課のほかの施設の利用目的、優先度、緊急度も踏まえた中で、全体の中で検討してまいりたいと考えております。

検討に当たっては体育協会の方々、スポーツ推進委員の皆さん、社会教育委員の皆様からも意見を伺うなどして検討していきたいと思っております。

導入経費、年間の維持費、更新費用なども含め、費用対効果も検討しながら、社会教育課所管施設全体で検討を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま、改めての検討ということでございましたが、こちら、今後予定されている町民との対話という機会もあると承知しているところでございますが、当然そういった役に就かれています方々の御意見もおありだと、尊重されるべきだと考えるところでございますが、町の声、私自身も町民の声、町民のニーズというもの

をいただきながらこの場に立って質問させていただいているところでございますので、そうしたところについて町の市井の方々の声というものについて尊重していくお考えおありなのか、また現時点において相対的に判断というものを、緊急性等とか施設の使用目的に沿ってということでございますが、現時点において優先度が高い、そういった施設おありなのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 千代社会教育課長。

○社会教育課長（千代孝徳） 現時点での優先度ということにつきましては、全体で検討していかなければならないので、優先度が高い、低いということは、この場では差し控えさせていただきたいと思えます。

あと、町民のニーズを把握するということですので、これからまちづくり懇談会もありますし、直接体力増進センターを使われている方の声を聞くことなどもできます。また今後、先ほども述べましたスポーツ推進委員の会議ですとか社会教育委員の会議でお話をし、町民の声を伺っていただきたいというような問いかけもしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1問目終わりました2問目に移ります。

2問目でございます。勇足地区定住促進団地・勇愛団地の環境整備を。

勇足地区定住促進団地及び勇愛団地住民には、白樺の木による影響が大きな悩みとなっている方が多く、樹木の伐木をはじめ、道路排水等の環境整備が必要であるが、事実と所信をたずねます。

勇足地区定住促進団地には12区画中4区画が未分譲地として残っているが、移住や定住希望者に対し全区画の分譲が計画されている。こちら当然のことながら、今後も販売が継続されているということでございます。そのためには暮らしやすい生活環境となっていることは必須であるが、白樺の木による落ち葉、飛散する種子、樹木につく虫などにより、自宅敷地や自家用車、道路等の清掃に追われ、ガーデニングや家庭菜園のたび、一定期間屋外に出ているようなときでございます、頭髪や衣服に種子や虫が付着するなど、葉が全て落ちる冬期間にしか穏やかな生活を送ることができず、大きな悩みとしている住民が多いため、速やかに伐木処理、木を切ることでございます、住民の安寧な生活を担保する必要がある。

また、行政による道路や排水溝等清掃の負担と費用の軽減ともなるため、それらを勇愛団地公営住宅周辺の草刈り等に充てることで、入居者にとっても優しい対応となり得る。

さらに、大雨時には道路勾配や歩道等の影響によるものと思われる民家や公営住宅敷地へ雨水等が滞留する、水たまりができるということでございます、も確認されているため、速やかなる調査と対応が必要であるが、事実と見解を伺う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員より質問ありました、勇足定住促進団地・勇愛団地の環境整備をについて答弁をさせていただきます。

平成17年度に造成いたしました勇足地区定住促進団地は、12区画中8区画を売り払い、残り4区画が分譲中となっており、また勇愛団地公営住宅につきましては4棟8戸中、全てが入居されている状況にあります。

現在、定住促進団地南側に植栽されている白樺並木は約40本存在し、落ち葉、種子の飛散状況や樹木につく虫の状況等については、担当が本年の5月、そして6月、さらに8月に現地へ赴き、周辺住民との聞き取りと目視で確認をしております。その結果、洗濯物干しや清掃に苦慮されていること、種子の飛散状況が広範囲に至ることや、樹木が電線に干渉していることなどを把握したところであります。これらを改善するため、8月に入ってから具体的な検討を進め、8月下旬に団地敷地内に居住する方々の合意を得られましたことから、定住促進団地周辺の白樺の木につきましては、伐採する方向で調整を図っているところであります。

また、大雨時の雨水滞留による住宅への影響についてであります。この状況につきましては適時の目視確認はできておりませんが、現地で担当者からの聞き取り状況を把握しているところであります。

現在、具体的な原因について調査中であり、雨水の流れなどの状況や雨水ますの位置や高さなどを検証し、対応をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、再質問を行ないます。

私自身は8月18日に町民から相談を受け、現地調査を行ないました。この勇愛団地公営住宅においては、現役子育て世代、高齢者、女性、農業者など、この定住促進団地、勇愛団地には様々な方が暮らしていらっしゃる。確かに白樺並木があれば景観は良いと考えるところでありますし、ただいま南側の約40本という御答弁いただいたところでございますが、国道側とか、ぐるっと囲うような形で植えられているのかなと考えるところでございます。

当然、景観が良いですとか防風林としての役割も果たしていると考えているところがございますけれども、そうした長所を上回る以上の短所、大きな課題が住民の方々にとってはあるというところでございます。

困っているというレベルも、ちょっと困っている、何とかしてほしいのだというレベルではなくて、中にはもうここには住めないと、転居を考えるというレベルの方もいらっしゃいました。また、例えば自分の敷地に飛散して来る種子、種が飛んで来て雑草というか白樺の木が生えてくるということの対応に、毎年その費用、お金をかけて対応している方もいらっしゃるということでございました。

この定住促進団地については、当然移住者とか定住希望者の方々を主に対象とされ

ていると承知しているところでございますが、私も移住者でございますからその気持ちが分かるということから、当然近隣の方に状況とか環境の聞き取りというか、聞き込みというのは多分される方が多くいらっしゃる。これ聞きに行かれたときに、いやもう転居を考えていますと、本当に困っていますと、表にも出られない、洗濯物も干せないというお声を聞いて、そこに住もうという方がいらっしゃるのかということが疑問に浮かぶところでございます。

移住者というもの、いろんな方がいらっしゃいますけれども、例えば本州からでございましたら、北海道へ行きたいとか、北海道の中では十勝に行きたいという方もいらっしゃるって、本別町の勇足地区に行きたいとかという方も、地域が限定される方というのは極めて少ないと私自身は考えるところでございます。

当然本町においても大きな課題として、人口減を緩やかにしていくというようなお考えが示されているところ、そうした視点を持って、やっぱりこういったところは素早い対応が必要だと考えるところでございます。

御答弁から、驚いたところでございますが、本年5月にもうこうした事実を把握されていてということでございます。9月にたってまだ対応がされていないと、臨時会もあって補正予算の機会もあったということにもかかわらず、本当に極めて対応が遅いのだなと改めて感じたところでございます。住民の方々から聞き取りをしたのであれば、その生の声として、本当に困っているのだという切実な声、多分届いているはずなのです。にもかかわらず対応が遅いということは、どういうことかと。住民の方々からは期待がされなくなってしまうのです。これまで前町政下において、失ってきた信頼、こういうところで取り返していくいいチャンスじゃないですか。そうした姿勢が現状においても欠落していると、このように断じざるを得ません。こうしたこと、小さなこととお受け取りかもしれないけれど、こうしたことの積み重ねで、早く対応すれば冬になる直前、全ての葉が落ちるまで心休まらないという悲痛な叫びに対して対応ができていくのだと、このように考えるところでございます。

また、本町において、現時点においても対話が足りないんだなと感じるところの一つのお声として、白樺に沿って桜の木が植えられていると。お住まいになられている住民の方のお声としては、いつ植えられたのか、どういう目的で植えられたのかも分からないと。確かに桜の花が咲けばきれいですと。ただ、やはりそうした、ああいう売り出している分譲地について、やっぱり皆さんの声というのを拾っていくような姿勢というものは大切だなと考えるところでございます。

とにもかくにも対話というものが足りない、現状把握をして素早い対応をしていくという姿勢が足りないと考えるところ、言い換えるならば、住民に寄り添う気持ちが足りない、このように感じるところでございます。

こちらについて、昨今樹木の相場の高騰というものもありますから、当然木を切ることには相応の費用というものもかかるところでございますが、樹木を材としてお渡し

するからということで労賃と相殺をするような形とかをとれば、そう費用もかかるものではないです。こちらにつきましては素早い対応が求められるところでございますが、現状認識と併せて御答弁を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 勇足地区定住促進団地、勇愛団地の白樺の木の関係でございますが、それぞれ担当のほうで居住者の方との話し合いをさせていただいております。

先ほど町長からの答弁にもありましたけれども、今、伐採のする方向で整理、調整を進めているところでございますが、電線の、大きく枝が張っておりまして、そういう支障になっているという部分もございます。現在、北電のほうに支障木といいますか、そういう扱いの中で、まず枝払い等の剪定を行なっていただくよう要請をしている最中でございます。直営といいますか、町直接事業課のほうで木を切るということは、高さかなりの高木となっておりますので、なかなか現実的には厳しいと。しかも電線があるという状況の中で、そちらの今伐採といいますか、枝払いをした中で、またどういう形で木を切っていくのかといったようなことも整理、調整をしていきたいと考えているところでございます。

あと、今木が高騰しているという部分、費用の関係でございますが、森林組合のほうにもいろいろと確認をさせていただきましたけれども、やはり1本4万円ぐらいの切る経費がかかると、概算ですけれども一応言われております。国道側の白樺の木も十数本ありますので、約50本としますと、概算事業費でいいますと、およそ200万円程度の費用がかかるのではないかとこのように言われております。

また、材の売払いといいますか、利活用という部分におきましては、なかなか白樺の木ということで利用価値といいますか、そんなに多くないという状況の中で、パルプ材等にすると、おおよそ今の数量でいくと、売り払ったとしても20万程度ということとお聞きしておりますので、なかなか採算がその部分ではとれないのかなと考えているところでございます。

いずれにしましても、議員御指摘のとおり、住民との対話という部分につきましては、白樺の前にあります桜の木、こちらも当然でございます。こういった形で木を残すかと、桜の木の部分もある程度、剪定、伐採等も必要なのかなと捉えておりますので、そういった部分含めて、住民の方とはしっかりと対話をしていきながら対応は進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 今、担当課長のほうから樹木等に関する取扱いについて御説明をさせていただきました。

私のほうにつきましては、対話が足りないというところでございます。その部分につ

いて答弁をさせていただきます。

梅村議員が冒頭、町民のニーズをもってこの場に立ったというところでございますが、私もまさしく昨年の8月、町長選挙におきまして、町民の付託を得てこの場に立っております。

私の目指す基本理念は、対話を重視しながら町民の一つにまとめ、そしてそこからまちづくりを進めるという大きな基本的理念があります。このことについては何ら変わるものではなく、来週の22日からも町民懇談会も開催しながら、より多くの町民の皆様のお聞きしながら、できるもの、それからできないもの、それをしっかりと精査しつつ、優先順位を決めながら町政を推進してまいりたい、そう思っておりますので、そのところを御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 御答弁のうち、改めてお伺いをいたします。

まず1点目、北電に対して支障木としての要請ということでございますが、こちらいつ行なわれたのか、日時についてお伺いをいたします。

また、先ほど森林組合という具体名を出して、見積り等を概算ということでございましたが行なったということですが、こちらについてもいつ行なわれて、どのような方法、現地調査等を行なったのか、詳細お伺いをいたします。

また、町長から御答弁いただきましたので、対話という点についてでございます。私、先ほど申し上げたのは1問目において、利用者等のニーズにおいてWi-Fi設置等を検討するというところでございますから、この1問目については私も町民の相談を受けて、そうした町民のニーズに基づいて質問に立っていますということでございまして、この議員として、この議場に立っているのが町民のニーズだというような趣旨ではないので、御理解をいただきたいというところでございます。

対話という点について、町長が約1年前からずっと、選挙戦のときから訴えてこられたのは私自身も承知してございますし、多くの町民にも認知されていることだと考えるところでございます。

しかるに、このコロナ禍とはいえ、やはり一時期収束傾向になったりとか、そうした機会というのは多くあったのではないかと考えるところでございます。仮にそうした機会がこの1年間全くなかったよというのであれば、それは甚だ認識がおかしいのではないかと考えるところでございます。

これ一例でございますけれども、町職員等が、町長も含めてでございますけれども、相当数の人数で飲食を伴う宴会等を行なったりもしてきたと私は仄聞しているところでございます。それが悪いと言っているのではないです。そうした機会を設けることは、タイミング、タイミングであったはずなんです。それを町民が分かっているから、1年間佐々木町長の姿勢として、言っていることとやっていることの実態が違うのではないかという声が、やはり届くということも事実でございます。

ただ、今月そうした機会が設けられるというところがございますから、私もそうですし、町民というものも大きく期待しているところがございますので、その対話の姿勢というものについては有言実行、こちらを貫いていただきたいと考えているところがございます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 対話の部分についてでございます。

私が今回初めて町民懇談会を企画したわけではございません。梅村議員も御承知のとおり、2月、3月と町民の対話を設けるために町政懇談会を計画しました。当時につきましては、コロナ感染も減少傾向というところで、本来であれば年内に開催したいところを、様子を伺いしながら、2月、3月に開催を計画したところがございます。しかしながらコロナが第3波、第4波と来まして、やむなく中断をしたところでもありますので、今回初めての対話でないということを御認識いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 北電との協議につきましては、昨日の段階で午前中、協議をさせていただいているところがございます。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 森林組合と現地にて、昨日の午後から現地で見させていただきまして、見積りをいただいているところがございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 北電に対する支障木としての要請、また森林組合に見積り等の依頼ということでございましたが、5月に把握しているにもかかわらず、昨日ということであれば、これ当然、議会对応のために行なわれたということが明白であります。こうした姿勢から、町民の皆様から信頼を得ることができないというところなんです。やはり頼んでもすぐ動いてくれないという認識を持たれてしまうということが、今もう明らかになったというところがございます。

また、町長のおっしゃった対話という点について、企画、計画をされていたことは私も承知してございます。そのときの状況というものも認識してございます。実際、対話というものが行なわれていませんでしたよねということについて、お話をしているところがございます。その行なわれなかった理由というのがコロナ禍ということであれば、コロナ禍にもかかわらず飲み食いする機会があったんでしょうと、なのに対話の機会を、やはりタイミングを見計らってやってこなかったのかというのが少なくない町民の方々の認識としてあるということも事実で、私のところにその声が寄せられているというところがございます。

ただ、いずれにおきましても、町長においては今月、改めてそうした機会を設けると

いうことですので、そちらに対して、私もそうでございますし、町民の皆様が期待を寄せているというのも事実でございますので、そうした姿勢を貫いていただきたいと考えているところでございます。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 梅村議員の質問にお答えをいたします。

町民の皆さんの信頼を受けていないというところでございますが、その根拠は私も知る余地もございませんが、私はいずれにいたしましても、意見の合う住民の皆さん、そして意見の合わない住民の皆さん、そして様々な御意見を持つ町民の皆様、それぞれの立場を尊重しながら、共に本別町のまちづくりを推進するために、平等の立場に立って、そして対応を進めてまいりたい、そう考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、2問目終わりました3問目に移らせていただきます。

負箆西4線道路の舗装整備は急務。

町道負箆西4線道路は、7月27日及び8月15日から16日にかけての大雨、いずれにおいても通行止め措置となる被害を受けた。例年においても同様、車両通行が不可能だというレベルだということでございます、の道路の損壊を繰り返しており、舗装整備が急がれるが事実と所信をたず。

町道負箆西4線道路は、平成28年より社会資本整備事業の対象路線となり、その整備が進められている。起点は、始まりの部分は負箆第2会館側からで、現時点において総延長約3.6キロメートルのうち約530メートルが舗装整備済み、令和4年度は70メートルの舗装工事を行なう予定である。

しかるに、大雨等による被害は終点側、工事の終わり側とされている負箆第1会館側のほうが大きいため、起点側から順次舗装を行なうことにこだわらず、被害の多発する箇所を優先することをも検討し、工事計画を見直す必要がある。

工事着工のために必要な調査設計は、起点側の負箆第2会館側から1.5キロメートルしか済んでおらず、終点となる負箆第1会館側についてはいまだ実施がされていないため、残る全路線の調査設計を行ない現況把握を行なうこと、また、主な町道利用者は近隣地域の住民のみならず、本件道路に隣接する農地利用者もいるため、改めて行政と住民による協議を行ない、併せて公共土木施設災害復旧事業など、その他の事業の併用等も検討し、予算確保に努め、早期に舗装化を行なう必要があるが、事実と見解を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員より質問ありました、負箆西4線道路の舗装整備は急務について御答弁をさせていただきます。

負箆西4線道路は、平成28年より社会資本整備事業の対象路線として整備を進め

ているところであります。

最初に、負筈第2会館側を起点とした経緯であります。平成28年度に事業を着手した時点で負筈1、そして負筈2の両自治会の皆様と協議を重ね、御理解と御協力をいただいた中で決定をさせていただいております。

しかしながら今回の大雨も含めて、令和4年度に限っては、御質問のとおり終点側の被害が多くなっており、その原因究明と、大雨による出水の対応は必要と考えております。

次に、全路線の調査設計を実施しない理由についてであります。設計図の作成年度と工事の施工年度の間隔がある場合、現況の利用形態など、重要な要素が変わってしまうことがあるため、あえて設計延長は1.5キロメートルと分割をし、事業を実施させていただいております。

次に、改めて住民との協議を行ない、早期舗装化をにつきましては、まず協議についてであります。現在実施している区間につきましては先ほども申し上げましたが、両自治会の皆様方と協議を重ね、全員から御理解と御協力をいただいた中で事業を着手しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、終点側からの事業が実施することとなった場合につきましては、今まで同様、農地利用者も含めて地域住民の皆様方と協議を行ない、進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度の大雨による終点側の被害につきましては、道路側溝への大量な雨水と土砂流れが原因であり、排水を整備することにより大部分が解消できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、改めてお伺いをいたします。

平成28年負筈1、2両自治会の皆様から御理解をいただいているという御答弁をいただいたところでございますが、こちら全員、一人も余すことなく全員が合意をしたという理解でよろしいのか。また、確認になりますが、自治会に所属していない方、この地域を利用される方、この道路隣地に農地等をお持ちの農業者等というものはその協議には加わっていないのかという点について、改めてお伺いをいたします。

また、7月と8月、この2回の大雨についてでございますが、こちらさきも述べたとおり、どちらも通行止めレベルの損壊を受けているところでございます。聞くところによりますと、こうした雨による大きな損壊というのは別に今年に始まったことではなく、近年あるということでもございました。先ほど町長の御答弁から、排水整備をすれば大部分が改善されるという御趣旨の御答弁いただいたところでございますが、それは今年になってからのことなのか、これまで近年の被害箇所というものはおおむね同じだと近隣住民の方から聞いているのですが、なぜこの排水整備というもの、この数年前か

ら把握していたのであれば、やらなかったのかという点について、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 梅村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目のこの事業が平成28年度より始まっている際、事前に全員の自治会も含め合意といえますでしょうか、了解の下進めておられるのかという御質問でございます。これにつきましては、この事業は28年度着工してございますが、前年のこの本事業を要望する際、ちょうど1年前になります平成27年に、時期ですとそのときの9月の末ぐらいだったかと思いますが、こちらのほうから自治会の負簾1、負簾の2と、両自治会の皆様に御案内をさせていただきまして、説明会をさせていただきたいということで御案内をさせていただいた中で話をさせていただいております。この時点で事業採択、27年のときでございましたが、28年度から事業開始するに当たりまして、途中で事業の部分が遅れるという部分もあっては困りますので、当然、皆さんの御理解をいただいた中で進めるべき、全員の了解というものにつきましては、この説明会の中で話をさせていただき、また、御理解を求めたところでございます。

当日、当然用事があって来られない方も何名かおられたと思います。その方々におきましては、両自治会の当時の自治会長様にそれらの説明も含めてお話をさせていただいた中で、最終的に両自治会に、この事業に当たって進めていくということの賛同書といえますでしょうか、それらも全員の方からいただいた中で進めているという状況でございます。

それと、2点目でございます。この説明会の中には、今言われた地域の方以外の方も入っていたのかということでございます。当時は、ほぼこの地域の耕作者も含めまして、大体地元の方が多くおられたと思います。この地域の中でありながら、少し遠方のほうから当時おられる方につきましても、当然参加をさせていただいた中で入ってございますので、特によその、隣町から来るだとかという方はおられないのですが、地域の方につきましては全て入っていただいたと認識しているところでございます。

3点目の終点側の排水の部分でございます。この部分については、従前ここが砂利道でございますので、普段大雨等という部分もこれまでも何回もございますが、その都度これらについては、うちのほうで道路維持という観点で作業、バックホーを入れた中で土砂上げだとかという部分を含めて、排水の土砂上げを進めてまいりました。今年に入ってからという部分につきましては、排水整備については今までも当然大雨があった際にはそれなりの、詰まったりしたところはあったのですが、今年度に入りましてはそこの高台地区といえますでしょうか、若干上のほうでも新しく耕作されている方も当然おられますので、その辺からの含めて全体的に、その場所だけではなくて、上のほうから、今回に限っては大雨時点で水が流れていたという部分含めて、そこが壊れてしまったと思ってございます。その部分につきましては、先ほど町長もお話ありましたけれど

も、重点的に排水の部分だけを直していけば解消できるのかなと思ってございますので、その部分につきましては、対応を今後迅速に進めてまいりたいと思ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 地域住民の方との平成27年時点での説明会という点についてでございますが、こちら賛同書についても全員から御署名いただいているということでございました。こちら賛同書には、具体的にどういった内容が記されていらっしゃるのか、といいますのは、どのぐらいの認知、この工事がどのような工事で、例えばいつぐらいに終わるのかとか、そういった計画等まで認知されるレベルのものなのか、ただ皆様、近隣の道路について整備されるというものに対して反対される方というのは一般的には少ない、もろもろの事情で、騒音等で反対される方もいらっしゃるかもしれませんが、一般的な見地からは少ないという中で、その工事をすることには賛同するよというレベルのものなのか、具体的に終点から起点、工期等についてまで認知がされているレベルのものなのか、お伺いをいたすところでございます。

また、排水整備についての部分でございますが、ただいま高台地区というか、上のほうからの畑からの水が影響したという御趣旨の御答弁でございましたが、今後については、排水整備をすれば、これまで7月、8月にあったような、いわゆる通行止めとなるようなレベルの道路損壊というものは回避できると受け止めてよろしいのか、改めてこの辺についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 梅村議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

1点目のその当時、この説明会をした中で進めているという中で、皆さんがどの辺まで御理解をいただいていたかと、あと、内容についてもどのぐらい把握されていたかという部分でございます。この部分におきましては、この路線というものにつきましては当時、今の現道でございますが、昭和49年、当時北海道のほうの農林水産省のほうの農道事業ということで一度進めてございます。その後この地帯の負簾地区を中心として、畑総整備地帯ということで複合的な事業も一度入ってきてございます。その中で、この路線もそのうちの一つの路線として取り組んでいるところでございました。当時、畑総ということで複合の部分の工事も含めて進めておりましたので、このときにもかなりの年月をかけた事業でございましたが、その中でこの道路の部分、何路線かのうちの一つとして、取り残ってしまったという部分の中で、その事業が終わったときに、改めて事業何かないだろうかという相談を受けた中で、今回進めさせていただいております。

その辺のことも含めまして、27年の9月頃でしたか、お集まりいただいた中で、その経過も含めて、これは当時から住民一体となつての、やっていただきたいという要望

と受け止めてございましたので、当然その辺で年度、ある程度このぐらいの期間でかかる、始まったら何年ぐらいはかかるであろうということと、今の現況の道路に対して、どのような形になっていきますということも含めまして、まず取組をさせてくださいということでお話をさせていただいた中で、皆さんのほうに同意をいただいたということでございます。

それと、2点目の排水の部分でございます。

今年に限ってという部分で、これを直したら回避できるのかということでございます。私も7月27日にこの雨の部分が起こったと思うのですが、先日ちょっと現地のほうも確認させていただいた中で、今回については、高台の部分の一部、上から来た水の部分での排水が壊れたという部分につきましては、その部分だけをまず直した中で今後対応できると判断してございますので、そのような形で進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

先ほど住民に対してどのような趣旨の御説明をしたという点は御答弁から伺えたところでございますが、賛同書、書面として残っているものについては、どこまで触れられているのかという点、端的に構いませんので、お伺いをいたします。

また、こちらにも改めてのお伺いということになりますが、こちら今後、排水整備というものを施せばいわゆる道路通行に大きな支障を来す、雨のたびに通行止めになるような損害というのは起きない路線だと考えてよろしいのか、改めてこちらにも端的に御答弁を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

1点目のこの説明会のことにつきまして、賛同されている方がどのような形で記録等を残されているかという部分も含めてでございますが、これは当然その説明会の中で十分説明をさせていただき、その後自治会長に入っていた中で、皆さんに一人一人、私も同行いたしました、内容も改めてこういう予定です、こういう予定ですよという話をさせていただいた中で、署名という形で捺印をいただいた中で進めさせていただいたことになってございます。

それと、2点目の排水の部分についてでございますが、これからも同様な雨、多分年に何回かはあると思います。ただ今回に限っての排水、上からの高地からの部分の流れて来た水によっての壊れた部分につきましては、今回直した後は、通常の大雨等も含みますけれども、規模はちょっと分からないですけれども、大体の被害といたしましうか、大きさには耐えられるのではないのかなと考えております。

いずれにしても、それでなったときには当然、維持管理としまして、機械等を入れた

中で維持補修、側溝の土砂上げですか、それらも含めて路盤の直しも含めまして対応していくところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） こちら平成27年にいわゆる住民との合意形成というか、そうした協議がなされて、既に7年目を迎えております。こうしたことから利用されている方々、または近年の大雨等の被害の大きさ、こういったものを鑑み、こうした取り巻く環境、状況等について、当時から変化というものも見られるのではないかなど考えるところでございます。そうした変化に際して、例えば近隣の隣接する畑を使用する方々であるとか、改めて地域の皆様であるとか、そうした方々を交えて、行政と民という形で、改めてそうした合意形成であるとか協議の場というのを設けて、現況に沿った計画というものを立てて、速やかに工事着工して舗装化にしていくということが必要ではないかと私自身は考えるところでございますが、これら改めての協議であるとか、事業内容の周知であるとか、そうした場というものを設けるお考えというものについておありなのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 梅村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今後、今の終点部の付近の部分も含めて、改めて地域の方も含めた中で再度協議のほどという話をいただいた件でございます。

現在、今進めている路線でございますが、起点の第2会館側といいましょうか、その部分から530メートル完了している時点でございますが、調査測量に当たりましては、その起点から、先ほど述べましたように1.5キロメートルのところまで調査かけてございます。この路線につきましては、ちょうど下から緩やかに上り路線でございます。その1.5キロメートルを行ったところが、ちょうど上がり切った路線で、そこから先はまた緩やかに少し、ちょっと高台には上がり切るのですが、少し緩くなっていくという状態でございます。一応原課としましては、この路線につきましては今進めている部分でございますが、今年度については70メートルということで道路改良をしまして、舗装を進めるということになってございます。今言った上がり切るところまでは、まずはこの事業において継続で速やかに進めてまいりたいと考えてございます。

そこまでが今調査測量をしている部分でございますので、そこまで、近くなりましたら当然今言われた部分含めまして、今度第1会館側の終点の今、排水もひどいほうの路線になりますが、それは改めてそこの今進めている一定の区間が終わりそうな、近く来ましたら、改めて終点側のほうの話合いということで、これはまた改めて地域の方々、両自治会の皆様入っていただいた中で進めるということは考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま、調査設計の終わった1.5キロメートル上り切ったところというような御趣旨の御説明いただいたところでございますが、そちらについては計画どおり進めるということでございました。それでは計画通り進めて、その後は住民を交えての協議の場ということでございましたが、おおむねこれまでの進捗状況から鑑みると、いつぐらいになる御予定なのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 御答弁させていただきます。

あと残り区間ということで、どのぐらいまで残りの1,500メートルの地点までということでございます。

今530メートルが終わっておりまして、今回70メートルということでございます。約600メートル、残り900メートルぐらいですか、残っているかと思えます。現状の進捗状況ですと、今年は70メートルということでちょっと少なくなっておりますが、おおむね100メートル、200メートルまでいきますか、今改良工事と舗装工事と同時に進めている部分もございますので、延長的には若干短くなっていると思われま。残り900メートルと考えれば、100メートルと考えても、あと9年ぐらいかかってしまうのかなという形には考えてございます。

ただし、ここについては今言われた部分もついて急務のある路線であり、また地域の方々いろいろここは公共路線としてご利用されている部分もございますので、その辺はこの地区、またほかの地区でも同じように補助事業、道路路線進めている部分もございますが、その辺のバランスをとりながら、なるべく急ピッチで進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま御答弁いただいたとおり、このまま進めば9年後ということでございます。それを地域の住民の方々、遡って住民の協議の場から7年たつてこうして状況も変化しているという中で、ここからさらに9年といえ、また大きく変わるだろうというところも見込まれるところでございます。

さきの質問の中でもございましたが、対話を重視する町長の姿勢として、これ例えばでございますけれども、地域住民の方々からそうした協議の場を求める、そうした声があった場合、真摯に耳を傾け検討していく、こういったお考えがとおりなのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

当然今お話をいただいた部分につきましては担当課、私達実施課としての計画でございます。当然ある程度の距離を稼いだ中で、継続的に進めたいという考えはござ

いますが、その時点で9年もという、今おおよその話で9年と話しましたが、長くなるということで地域の方々からも改めてその辺も含めて、皆さんからお声をいただいた中であれば、それはもう一度きちんと両自治会の皆様ともう一度協議をして、このような部分についてはまだ長期になるけれども、どうでしょうか、今後こちらにしましょうか、どうしましょうかという協議は、随時といいたいでしょうか、そのお話の機会がありましたら、それはそのときに考えてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、3問目終わりました4問目に入らせていただきます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩に入ります。

午後 2時35分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

梅村智秀議員。

○5番（梅村智秀） それでは、4問目に移らせていただきます。

課題が多い大雨被害対応。

7月27日及び8月15日から16日にかけての大雨により町道などに多くの被害が確認され、9月定例会において行政報告、補正予算提案がなされたところである。今なお通行止めの路線等もあり、復旧が急がれるところであるが、対応について事実と所信をたず。

1番項、未舗装路において、車両による通行不可能な被害が生じているにもかかわらず、通行止め措置をとらない路線があり、万が一にも事故が発生した際は町道を管理する町にも責任が生じることは論を待たない。また、通行止め措置の方法についても簡易すぎること、案内が不足していることなどにより進入する車両が後を絶たず、迂回路の案内と併せて改善をする必要があり、町民の安全確保がなされているとの認識は有することができないが、事実と見解を問う。

2番項、被害状況について庁内における情報共有が不十分であり、適切な指示や対策が施されていたとは認めることができない。また、近隣住民を含め、情報共有や情報発信が不十分で、現況や復旧の見通しなどが分からず困惑を招いたため、近隣住民や地域への連絡と併せてホームページなどを活用し、より丁寧な情報発信に努める必要があるが、事実と見解を問う。

3番項、町道だけでも約458キロメートルの道路を有し、その点検パトロールには多大なる労力を要しており、災害時ともなれば殊さらである。これらを合理的かつ効率的に解決することを目指すためアプリなどを活用し、イメージが持ちやすいように具体的なお名前を挙げると、例えばでございますがLINEのようなものでございます。

イメージを持ちやすいために、あえて申し上げさせていただきました。アプリなどを活用し、被災箇所や地域の課題や不備、不具合等を写真や位置情報と共に役場へ報告、町民と行政間、また町民間で素早く的確に情報共有できる体制構築が必要であるが、事実と見解を問う。

4番項、近年は暴風、大雨等の被害が頻発し、敷設から数十年が経過し、劣化が著しく更新時期を迎えつつある町道などへの影響は顕著であるため、その際、直ちに復旧対応等を行なうためにも、年度当初より適切な予算措置を行なうこと、または災害時、緊急時等に即応できる条例等整備が必要であるが、事実と見解を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員より御質問ありました、課題が多い大雨被害対応について御答弁をさせていただきます。

まず、今回の7月27日及び8月15日から16日にかけての大雨の被害につきましては、特に道路において市街地を除く農村方面の砂利道が、路盤の崩れやのり面の崩壊、ほかには側溝の土砂埋塞などが原因となり、現時点におきましても部分的ではありますが車両通行に御不便をおかけしている状況にあります。

1点目の交通止め措置の御質問につきましては、負簾地区の町道についてと認識しているところでございます。この町道につきましては、起終点それぞれ入り口として両方から高台に向かって通行ができ、ぐるりと一回りできる1車線道路でございます。

当日の通行止め措置の件でございますが、大雨翌日の朝に町民の方から電話連絡をいただき、その被害箇所を最優先としてグレーダーで作業を行なっていたため、反対側路線の通行止め措置が少し遅れてしまったというところでございます。

今回のように緊急で現場作業を優先するときや、交通止め措置までに時間がかかってしまう場合などは、町民の皆さんに御不便をおかけすることもありますので、御理解を願いたいと思います。

今後改善しなければならないことも含め、緊急時における安全措置等について、迅速な対応に努めてまいりたいと考えています。

次に、通行止めの方法についての御質問でございますが、ここの路線につきましては、利別川と隣接しながら勇足西地区から池田町常磐方面へ向かう町道と理解しているところでございます。この町道につきましては、特に交通量の多い幹線道路でもあり、被害が起きた当日は道路斜線が半壊してしまったため、バリケードの設置及び蛍光テープ等で通行止めの対応を行ない、迂回路案内板の設置を実施したところであります。緊急時で他の被災現場の対応にも追われており、簡易的な措置になってしまうことには御理解を願いたいと思います。その後の通行止め措置につきましても、さらなる安全確保に努めているところでございます。

2点目の質問につきましては、行政報告の中で触れさせていただいておりますが、その時点での被害状況の確認、パトロールの強化など、町民の安全確保に努めるよう指示

をしてきたところでございます。しかし、その一方で、被害箇所の現地での対応という部分では、緊急対応をしていたこともあり、近隣住民の方々への連絡などが遅くなり、困惑させてしまった部分もございました。この部分につきましては、翌々日に改めて近隣住民の方々へ、現在の状況と今後の復旧作業の見通しについて話をさせてもらい、御理解をいただいた中で速やかに復旧作業を進めたところでございます。

今後も緊急時における住民の方々への丁寧な説明に心がけ、また情報発信につきましても町のホームページ等を活用しながら、特に災害時における通行止め情報などは、その都度情報提供を行なってまいりたいと考えております。

3点目の質問につきましては、現在の災害時の緊急パトロール体制といたしましては、関係職員が出動し、速やかに現場パトロール班の編成を行ないながら対応しております。また、職員間の連絡体制といたしましては無線、そして携帯電話などで対応しているところです。

今後、管内市町村の中でアプリなどを活用し、災害に関する情報共有をしている市町村があれば参考にさせてもらいながら、体制構築の検討も含め判断していく必要はあると思っております。

4点目の質問につきましては、災害はどのくらいの規模で起こるか分からないこともございますが、災害が発生し、補助事業で実施する公共土木施設災害復旧事業等で対応するための調査設計委託費は、毎年当初の予算時より災害対応の準備として計上をさせていただいているところであります。

今後も災害対象となる被害が発生した場合につきましては、直営で対応できない維持補修部分につきましては、被害規模に応じた適切な措置を議会の中で改めて提案させていただきながら対応してまいりたいと思います。

災害時、緊急時における迅速な対応につきましては、災害時における災害対策業務の支援といたしまして、本別町と本別建設業協会との間で災害対策業務に関する協定を結ばさせていただいております。

今後大きな災害等が発生した場合、また支援が必要となった場合につきましては、事前協議をさせていただきながら迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、こちら4問目につきましては一問一答細目方式を採用してございますので、1番項につきまして再質問を行ないます。

まず一つ目でございますが、こちら路線につきましては、お察しのとおり負簾の道路でございます。先ほど3問目で質問させていただきました対象道路でございます。こちら御答弁の中から、住民からの要請によって反対側のほうの対応をしていたと、そのため少し遅れたという御表現での御答弁があったところでございますが、こちらまず損壊の把握が何時で、通行止めの措置をとったのが何時頃で、そのきっかけとなったのは

何だったのかという点について、お伺いをいたします。

また、その際の通行止めに至った損壊のレベルでございますが、私が当日町民からの相談を受けて現地視察した際には、いわゆる4輪駆動車であってもジープタイプ等のRV車、大きな4輪駆動車ということでございますが、こちらであってやっとなり通行できるかどうかという点でございました。

また、こちらにつきまして先ほど現状の把握が何時で、通行止め措置が何時でということのお伺いをしたところでございますが、併せて現地のパトロールについては何時だったのかという点についても、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

まず、当日の時系列といいたいまいしょうか、どのような形でという部分でございます。まず、この日につきましては当日8時過ぎだったかと思っております。町民の方から御連絡をいただきまして、通りづらい部分がありますということで対応のほうをとということで、直接私のほうで対応してございます。その後、定時8時半にグレーダーのほうを出動させ、現場までは多分20分ぐらいかかったのでしょうか、9時過ぎ頃から対応に入ったところでございます。当然連絡をいただいた町民の方のほうを私、認識しまして、そちらのほうに直行するように指示をしたところでございます。

その後、それを終わらせながら、ぐるりと、今言ったもう1箇所の方の、通れなかったという部分について施工に入るとい部分でございました。その部分については、ほんの少し遅れたという先ほどお話したところでございますが、時間としては午前中10時から11時ぐらいまでの間に対応のほう終わらせていただいております。この終わらせていただいている部分につきましては、応急的に道路を通れる範囲ということで対応させていただいております。その最中に応援部隊、これは本格的に重機のほうを、バックホーになりますけれども、上げた中で、道路イコール、その横の側溝の部分も含めて重機を使いながらということで、併せて施工したということでございます。これらにつきましては、その日に1日終わりませんので、ある程度暫定の部分をずっと続いていきまして、応急的には大体お昼までには終わっている形でございますが、その後の作業も含めて数日かけて、あの辺一帯の排水の部分の土砂上げ等も含めて実施したところでございます。

あと、路線のレベルといいたいまいしょうか、把握の部分でございます。本路線、そこの崩れたところについてはドライバー等確認した中で、そこも約半断面近く崩れが起きていたということで、深さについてはかなり深い部分一部あると聞いてございますが、五、六十センチメートルの部分を中心としまして、グレーダーでまず行かしておりますので、ある程度グレーダーの腹といいたいまいしょうか、グレーダーの歯の部分で押したり引いたり寄せたりという形で、ある程度埋めたという形でございます。ですから4輪駆動、当然ギリギリ通れるか、多分それでも難しかったのかもかもしれません。

現地のほうのパトロールについての部分でございます。第2報で、10時半ぐらいでしようか、その前後で第2報ということで町民の方から御連絡をいただいております。その時点でうちの職員、これは中にいる職員でございます。当日は現場のほうに各自、車両センター内の職員、維持の担当につきましては、当日もう被害の対応に当たっておりますので、うちのほうの中の職員がバリケード等を用意した中で、時間的には10時半前後にはそちらの現場のほう行って、現地を確認したという形になってございます。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1番項について、改めてお伺いをいたします。

これ実態をお話させていただければ、結局のところ当初8時過ぎに要請のあったほうばかりに着目して、反対側のほうまで配慮がされていなかったというのが現実的なものだと思います。私、現地を確認したところ、まるっきり車が通れないにもかかわらず、そうした措置がなされていなかったという現状があり、いわゆる通行止めに対する職員間でのマニュアルとか指針等というものがあつたのかという点も疑問であり、仮にあつたとしてもそれが十分に機能していなかったという照査であると断じざるを得ません。

またこちらにつきまして、もう1路線につきましてもお察しのとおりで、押帯と池田の間の道路でございますが、こちらの通行止めにつきましてもバリケードの設置といつても簡易的なものを立てていただけ。また迂回路の案内というのものも、ラミネート加工されたA4のものが木の杭で打ちつけられていただけであつて、街灯もないような路線で天候の悪い中、雨なんかがある中で、なかなか発見が難しいと。例えばそういったところには工事現場でよく使われるような点滅照明を置くですとか、簡易的なソーラー、太陽光とかで照明がついて明かりで照らされるようなものとかを設置しなければ、あつた幹線道路については、やっぱり適切な迂回路の案内とはなっていないと考えるところであります。

こうしたことを怠ることによって、例えば道に迷つた、迂回路が分からないという方が停止していることによって、そこに衝突をされてしまうですとか、大型車の往来も極めて多い路線でございますから、そうしたことで新しい事故を誘発しかねないところであり、これで本当に町民の安全確保はなされていたのかという点に大きな疑問があり、改善を要するところでございます。

こちら、直近のかけはし等においては、この路線について、橋梁の工事について、イラストというかがありまして配布されているところでございます。ホームページ等においても案内をするというところもございまして、こちら2番項ですから多くは触れませんが、この路線について、例えば通行止めの措置をする際にも、こうした迂回路にもこういうイラストの設置をするとか、こうしたことが必要になってくると考

えるところでございますが、その通行止めに対する対応として、これまで十分だったとお考えなのか、不十分であるということであれば今後改善していくことが課題であると考えるところでございますが、御答弁を端的に求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

今回の大雨での標識関係も含めてですが、簡易部分という部分につきましては、被害当日ということでありましたので、どうしてもこのような形で対応させていただきました。

ただし、今後その部分につきましては、当日はそこまでしかできなかったのですが、改めてその部分、強化をするという部分で、簡易的な部分はいくまでも緊急的というところで今回対応させていただいておりますので、改善のほうをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項終わりました2番項に移ります。

こちら2番項でございますが、本定例会で行政報告がありました、その一文を御披瀝いたしますと、16日の午前8時37分には土砂災害関連の大雨警報が発表されたため、緊急の課長等会議を開催し、現時点での被害状況を確認するとともに、引き続き担当職員でパトロールを行ない、町民の安全確保に努めるよう指示したところでありますと記載がございます。これさきの答弁と併せてでございますが、少し遅れたですとか、指示をしているということ、あたかも適切な対応等がなされていたと感じるところでございますが、果たしてその実態はいかにということでございます。こちら池田押帯間道路、先ほど御答弁にもありました、大型車の往来も多いですし、幹線道路でございますが、こちらの被害の状況というものを、現状を町長が把握されたのはいつになるのか、お伺いをいたします。

また、併せてその際にはどのような御指示を出されたのか、日時も含めてお伺いをいたします。

また、こちらでございますけれども、いくら緊急だ、緊急だというのは分かりますけれども、近隣の方にお声がけをするのに何分かかかるのかというお話であり、僕がこれまで何度か提案させていただきました、お電話をかけて不在でした、訪問して不在でした、また再び訪問しません、これ緊急時に大変なのはよく分かるところでございます。そうしたときのために、案内用紙を作ってポストイング、玄関に入れてきて、また後ほど落ち着いてからお電話をするとか、お電話をくださいという働きかけをすれば足りることはないでしょうか。4年間こちらについて私、何度か御提案申し上げてきましたが、そちらが全くやっぱり伝わっていない。何人かの職員においては、そうした対応をされている方がいらっしゃいましたが、所管課としてそうした体制づくりというの

はできていないと感じているところですが、そちらについてもお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

この8月15、16日にかけての雨に対して、緊急会議といいたいまいしょうか課長等会議でございますが、これは当日、午前中に町の中で、栄町の方面でも一部浸水という部分が一報が入った時点で緊急的な部分、これは朝一番、9時過ぎ、10時ぐらいだったかと思えます。課長等会議の中で、その時点の被災箇所、分かる範囲で確認を行なったところでございます。その中で町長からも、このような部分に対しての状況把握と、あと点検パトロール等について、しっかりとするという指示をいただいているところでございます。

また、この現場における部分について、安全措置という部分で、設置はしたものの、今梅村議員が言われたとおり、設置した後に近隣の方に一声かけていないという部分につきましては、今回の対応としては少し近隣の方に御迷惑をかけたというところで反省しているところでございます。

あと、今お話いただいたように、従前よりほかの現場におきましても、御不在とか急ぎで相手の方に知らせる場合につきましてはポスティングでという形でというお話も従前からいただいて承知しているところでございます。この部分については、改めてそのような形もとりながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、2番項改めてお伺いをいたします。

こちら、池田押帯間道路の現状を町長が把握されたのはいつかという点については御答弁をいただいているところでございますが、私が地域住民の要望を受けて、8月18日だと私は感じているところでございます。この8月16日の緊急の課長等会議の時点では認識がされていない、だからこちら、この幹線道路の大きな被害に対しての具体的な指示等が出されていないというのが現状としてあるはずであります。こちら、実情としては、例えば所管課からしっかりとした報告がなかった、または町長側からそういう問いかけがなかったという、いずれかであると察するところでございますが、いずれにおいても、こちら対町民だけではなくて庁舎内においても対話というのが足りていないと感じるところでございます。今後こうした点も含めて、いわゆる所管課の課長においても、その任に就かれてまだ日が浅いわけでございますから、全庁的にやはりそうしたサポート、こういう緊急時においてはしっかりとしていく体制が必要であると考えるところでございますが、御見解について端的に御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 御答弁させていただきます。

今、お話いただいたように理事者までの報告という部分につきましては、今回私達原

課の中で取りまとめて報告までに時間がかかったというのは、私、原課のほうの取りまとめの作業が遅くなったことによりということでございます。引き続き、この件につきましては、改めて迅速に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、2番項終わりました3番項に移らせていただきます。

こちら先ほどにも、例えばLINEのようなものとお話をしました。これはイメージを持ちやすくということでございます。そうしたコミュニケーションツールのアプリというものを使って、ただこのLINEというものを一例として示したのは、情報漏えい等の課題というものもあるので、本当にあくまでも参考、一例と受け止めていただきたい。

こちら管内においてそうした事例があればということではございましたが、道外においては複数の地方公共団体において運用がされているところでございます。こちら道路の損壊のみならず、例えば町の課題、街灯が切れていますよ、公園の遊具が壊れていますよ、ごみが不法投棄されていますよ、そうしたものを写真撮影をして、位置情報と併せて報告をする。当然のことながらそれを確認する体制は必要であるが、こうしたところについて他の地方公共団体の例を参考とされて具体的に検討されていく必要があると思っております、御答弁を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えさせていただきます。

今言われたように、アプリ等での迅速な対応ということで、これからは必要になる部分もあるのかもしれませんが、現時点では原課における各職員が緊急でのパトロールをした中で、確実な情報という部分で対応していきたいと思っておりますので、従来的に、今現在は十勝管内、ほかもそうかもしれませんが、通常であれば公用車には無線等もついてございますので無線対応、もしくはその時点、その地点での携帯での途中での連絡体制という形で進めさせていただいておりますので、現時点ではそのような形で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、4番項に移らせていただきます。

これらの対応についてですけれども、やっぱり素早い対応ができていないと、情報共有だというような課題もありましたが、この池田押帯間道路においては、やはりそのような評価をせざるを得ません。これは所管課としての経験値の問題、スキルの問題というものもあるのかもしれませんが、当然この予算措置を伴うには議会の承認、議決が必要だということが必要であるということは承知してございます。しかし、そうしたことにとらわれていても、やはりこうした災害時というものについて、町民にやっぱ

り不利益を与えてしまうということが、やはり一番困ることです。先進自治体の事例等を調査、研究して、例えばそうした関係の条例等の整備を行なうとか、予備費の柔軟な活用を検討するとか、そうした調査、研究というものが必要になってくるところでございます。こちらの体制構築について、御見解をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 村本副町長。

○副町長（村本信幸） 私のほうから答弁をさせていただきます。

今、議員のほうからもございましたけれども、災害時の速やかな対応、当然、財政的な裏付けも必要となってきます。この件に関しましては、他町村では地方自治法の180条の専決処分、そういったところでの対応ということも何町村かあることは把握をいたしましたけれども、今後そういったものも含めて調査、研究をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○5番（梅村智秀） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しをいただいて、1問について質問をしたいと思っております。

肥料、飼料高騰で可能な支援策をということで、伺ってまいります。

ロシアのウクライナ侵攻が主な要因となって、肥料、飼料価格が高騰しています。農協とも連携し、農家支援策を講じるべきと考えますが、見解を伺います。

今年の6月定例会では、肥料高騰問題として、主に新技術や新規作物についての支援を求めましたが、今回は直接支援について、以下の点について見解を求めたいと思っております。既に本日2名の議員から同様の質問がありましたので、なるべく内容の重複を避けたいと思っておりますが、そのように取り進めていきたいと思っております。

管内で、肥料高騰対策として補助金を支給する方向を打ち出した自治体があります。国は、肥料については化学肥料の2割削減を条件に7割補填の方針を打ち出していますが、詳細はまだ明らかになっていません。この点については、現時点では各農家は適正量での施肥技術が一定確立しているのですが、ここを2割削減というのは非常に苦悩する内容ではないかなという状況です。

飼料高騰については、酪農家が受ける平均乳価、プール乳価というそうですが、プール乳価でキロ当たり約2円の増になるとのことですが、酪農家からは期待外れとの落胆の声が上がっているとのこと。いずれも農業経営にとって、厳しさに変わりはないものと考えます。

先ほどの答弁では、既にJAとの協議は始めているとのことでしたが、可能な農家支援策について、現時点での見解を伺いたいと思っております。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員からの肥料、飼料高騰で可能な支援策をにつ

いての御質問に答弁をさせていただきます。前段の議員の答弁と重複する部分もあるかと思いますが、答弁をさせていただきたいと思います。

議員からもありましたとおり、国の肥料価格高騰対策事業7割補填、北海道の支援策も化学肥料購入量トン当たり3,125円を補填する内容がそれぞれ示されておりますが、実施の時期など、正式な運用方法は現段階において示されておられません。

乳価につきましても、ホクレンと各乳業メーカーの間で加工乳の単価について現在も交渉中であると、JAからの情報をいただいているところであります。

いずれにいたしましても、国や北海道の支援策が明確に示されてから、本町としてどのような支援策が良いのかを、JAと共に協議しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 農業は、これまでも輸入自由化を初めいろいろな困難な状況を経験してきました。今回の肥料高騰、飼料高騰は、非常にこれまでの中でも大きな課題となりました。国や道、町の支援は農家にとっても非常にありがたいことではありますが、ウクライナ情勢が長引くのではとの見方から、飼料、肥料の高騰がしばらく続くのではという見解もあるようです。

支援助成の取組を、まだ明確な状況にはなっていないということですが、場合によってはこのことが続く可能性があるということでは、継続的にこれから決まる支援措置というものを行なうことができるのか、あるいは多分今は報告あったように支援金のこと、あるいは補助金ということの話合いかと思われるところですがけれども、それとは違う方法で支援を行なっていくということも考えに併せていくべきではないかなと思います。

具体的には例を示しているとおおり、補助金の支給のほかで言えば営農用水道料金の減免とか、農家の固定資産税の減免、その他の減免措置等も一方法かと思えます。金額は別としましても、そういう方法論としてもあります。そういうことも含めて、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問に対し、御答弁をさせていただきます。

まず肥料、飼料等の高騰の関係でございます。私もこのウクライナの関係がいつまで続くのか非常に危惧をしているところでございますが、いろんな意味で肥料、飼料等々が、もしくは原油が値上がりしたとしても、そこに生み出される製品に価格転嫁できればいいのですが、恐らく豆類等につきましてもは価格転嫁は厳しいだろうというところでありまして、そういう観点からすると、飼料とか肥料、それに対する支援はしていかなければならないと思っております。

今、国が7割の補填ということを打ち出しておりますが、実際に今の情報の中で見

ますと、農家に7割が補填されるという数字ではない。要は係数があって、7割に0.9とかいろいろ掛けるのです、係数が。それからいくと、農家のほうに補填されるのが7割ではありませんので、その辺も十分に勘案しながらJAと協議を進める中で、経営体に対する支援を今後考えていきたいなと思っているところでございますが、例えば議員御指摘の、営農用水水道料金の減免とか固定資産税の減免等々ございますが、まずこれだけ言えるのは、固定資産の減免等については、ここちょっとなじまないのかなというところで私は思っていますが、そこも含めて、今後検討させていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、国の施策、それから道の上乗せ、そしてJAでも今農家のほうに支援を考えているとお聞きしてございます。それで、JAと町の間であまりにもかけ離れた支援、それから支援の方向性が違うとおかしくなりますので、その辺は十分調整を図りながら各農業に支援をしていきたいと思っております。

もう一方、ここは農業ばかりではありませんので、いろいろな産業がありますので、その部分の支援も今後どうしていくのかもありますので、そこら辺のバランスを調整をしながら、いずれにいたしましても早い段階において国が、そして北海道が、数字的なものが出次第、本町も速やかに実施できるよう対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 国が示すように、化学肥料を2割削減するためには、それを可能にする技術とか営農指導が不可欠だと考えます。今まで確立されてきた施肥の量や技術、これは今本当に若い世代を中心に確立していると思います。その中で、いろいろな工夫がされているのが現状だと思います。そういった中で化学肥料を2割減らすというのは、なかなかこれは困難なことだと思うわけです。そういう認識です。

町としても営農指導対策協議会などが核になって、この部分についての提言、提案等できるよう、そういう活動ができるように、適切な対応をしていくべきだと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁を申し上げます。

確かに、化学肥料の2割削減の部分でございます。この部分につきましては、北海道農政部のほうに私が要請に行った段階ちょっとお話をさせていただいておりますが、本別町におきましては営対協とあって、営農指導対策協議会がございまして、その中で、私が当時農政を担当した当時から、実は土壌分析をスタートさせました。土壌分析をなぜやるのかということによりますと、まず減肥、化学肥料等を極力減らしながら、そして資材を減らしながら生産力を向上させるには、やはり土壌分析が必要だろうというところで、これをいち早く本別町は取り組んだところでございます。

そういう観点から申し上げますと、今の化学肥料2割削減だけにこだわっていたの

であれば、なかなかそこに乗れない経営体がありますということは十分お話をさせていただいておりますし、今後もそのような形でお話をさせていただきたいと思っておりますが、減肥だけでなく、今土壌分析とかいうような十何項目ありますので、そのうちの項目を実施することによって、ここの支援が受けられるというところでもございますので、その辺を今後国や道のほうに要望をしまいたいというところで考えております。

いずれにいたしましても、営農に関する部分につきましては、各町内の農業関係団体が集まってもらって会議をなしております営農指導対策協議会がありますので、そこら辺も十分活用しながら取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 必要なヨウ素量を供給するという点での肥料という考え方は、今までの技術として確立していると思います。各農家がそれを受け止めながら、努力しながら、減肥も含めて現在に至っていると思っております。

以前、土づくりという観点から堆肥、あるいは緑肥の事業を奨励してきた経過があると思うのですけれども、改めて、前に戻るという意味ではなくて、現在の状況を受け止めて、土づくりを再度見直していくというようなこと、一定取り組んだ農家は土づくりかなり進んでいるとは思ってはおりますけれども、改めてこういう状況の中で、もちろん肥料という直接的な材料は必要だとは思いますが、それを受け止める土壌のほうの土づくりを改めて、昔に戻るという意味ではなくて、現情勢を受け止めて、新たな一歩という考え方というのは持てないものかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 私のほうから、阿保議員の質問に対して答弁させていただきます。

阿保議員おっしゃるとおりこの部分、2割削減につきましては、町長の答弁にもありましたとおり、15項目のうち2項目を実施していればこの対象になるという事業となっております。その中にも、先ほど町長からありましたとおり、土壌診断による施肥設計、そして今阿保議員が言われたとおり堆肥の利用等、緑肥の作物の施用、その辺も入っているところでございます。

現在のところも、当初予算でも組まさせていただいておりますが、国の事業を使いながら緑肥事業も実施させていただいているところでございますが、今後も農協なり関係機関、普及センター等も営農指導対策協議会に入っておりますので、その辺等を協議しまして、今後の対応策を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（篠原義彦） ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

藤田直美議員。

○7番（藤田直美） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告しております1問、行政のDX、トランスフォーメーションの推進について、一問一答細目なしで伺います。

まず、町民の方も聞き慣れないDX、トランスフォーメーションについて御説明申し上げたいと思います。デジタルトランスフォーメーションのDX、DTではなくDXと標記されるのは、英語圏では交差するという意味を持ち、トランスをXと略すことがあるためと言われていています。DXとは、データとデジタル技術によって商品やビジネス、業務、企業文化等、変革を成し遂げるものであり、行政のDXとは、デジタル技術を、データを活用して住民の利便性を向上させ、職員の業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことです。

質問要旨に入ります。

デジタル化推進に当たっては、住民サービスの向上や業務効率化、職員の創造性の向上といった観点で、早期に進められるべきです。新型コロナウイルス感染拡大により、さらに行政手続の簡素化など、業務のスピード感も求められております。

令和4年6月、デジタル田園都市国家構想基本方針が閣議決定され、1、デジタル力を活用した地方の社会課題解決。2、ハード・ソフトのデジタル基盤整備。3、デジタル人材の育成・確保。4、誰一人取り残さないための取組の四つを柱として取組を進め、デジタル田園都市国家構想の実現を目指しております。

自治体のデジタル化を推進するために、国の多額の資金的支援が期待される中、本別町ではどのように進められているのか、行政のデジタル化推進は業務の効率化やコスト削減だけではなく、他町で行なわれている事例を参考にして、様々な困難を抱えている方が住み慣れた地域で生き生きと暮らす有用なツールとして積極的に活用していくべきだと思います。

各課の横断的な推進体制と人材の確保・育成が重要課題と思いますが、次の3点について伺います。

一つ目、デジタル化のこれまでの取組とこれからの課題。

二つ目、推進体制について。

三つ目、人材の確保・育成についてを伺います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員のデジタルトランスフォーメーションの推進について、お答えをいたします。

1点目の、デジタル化のこれまでの取組とこれからの課題についてであります。自治体DX推進計画につきましては、令和2年12月に総務省において、行政サービスのデジタル化やデジタルサービスに関する政府の普及方針であります、デジタル・ガバメント実行計画に基づき策定されたもので、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化し、国による支援策等を取りまとめたものであります。

また、本年6月に閣議決定されました、デジタル社会の実現に向けた重点計画を踏まえ、改定が行なわれましたDX推進計画では、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化などの重点取組事項を具体的な方策として掲げられました。

本町のこれまでの取組といたしましては、令和2年に本町、そして大樹町、訓子府町の3町で組織しました、東北北海道自治体クラウド協議会におきまして、自治体情報システムの共同利用により、システムの標準化・共通化による業務の効率化や納付書等の共通様式導入によるコスト削減に取り組みつつ、国が令和7年度までを目標としている、全ての行政機関や地方自治体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用できるようにするガバメントクラウドへの移行、そして活用に向けた検討を進めており、住民情報に関わる20の業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行検討を行なってきております。

また、DX推進計画で掲げております、特に国民の利便性向上に資する手続、子育てや介護関係など31の手続につきましては、国が管理・運用を行なうシステム、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするため、本町におきましても、先日の補正予算におきまして可決いただきましたシステム改修費により、国のシステム、マイナポータルと本町のシステムとの接続を行なうためのシステムの改修を進めているところであります。

また、デジタルインフラの基盤整備におきましては、本町はこれまで全町的に整備を進め、平成23年6月からサービスを開始しています光ケーブルによりインターネット環境を整備、ほぼ全世帯をカバーしている状況にありまして、リモートワークなどが可能な環境が整っております。

今後の課題といたしましては、デジタルインフラの維持やシステムの標準化・共通化、そして行政手続のオンライン化に伴いますハード的な環境整備はもちろんのこと、各担当業務の内容や体制の見直し、オンライン申請による受付業務の進め方など、住民サービスの提供が円滑かつ適切にされることが必要と捉えているところであります。

次に、2点目の推進体制と3点目の人材確保・育成についてであります。現在、情報部門の担当において、国との窓口となり、デジタル化に必要な環境整備を中心に推進業務を担っているところであります。

行政のデジタル化の推進に当たりましては、窓口業務ほか様々な分野における住民

サービスの提供を想定しながら、町民の利便性の向上、業務の効率化の双方を鑑みながら、全庁的に取り組まなければならない課題であります。

現在、行政改革推進の中で検討しております、ICT等を活用した業務改善や将来を見据えた組織・機構の改革を見据えながら、本町における推進体制を検討しているところでありまして、デジタル化の推進に関する職員研修会も今後、開催を予定しているところでもあります。

これからの社会の変革や多様化する町民ニーズに対応していくためにも、行政のデジタル化は必要不可欠なものとして認識しており、専任人材の活用等も視野にいれながら、今後の本町における推進体制の構築を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 再質問させていただきます。

デジタル化のこれまでの取組、これからの課題などもおっしゃられておりましたが、行政のDXを進めるに当たり、やはり地域全体で進めていかなければ、これは実現できないと私は認識しておりまして、まず今推進業務の効率化、窓口業務の検討などもされている、これは本当に今すごく必要なことだと思っております。

その中で、業務改革、全庁的に行なわれているということですが、業務の効率化を上げるため、また、この人材育成もそうですが、デジタル人材の確保、自治体情報システムや標準化、共通化が行なわれるに当たり、各課において情報を共有するためのICTリテラシーを身につけることがとても重要で、先ほど研修なども行なわれているということですが、本町職員にはどのような研修を行なって今後の業務に生かしていくのか。また地域、このDXに関しては、行政DXは暮らしのDXにつなげたり、産業につなげるという大きな役割もあります。そういった観点から、今後職員の配置ですとか、先進事例で言いますと担当部局をつくるのか、チームとして若い人材を集めて、そういう対応をするのか、その点について、どのような考えで進められていくのかという点を伺いたいと思います。

それと、先進地の事例で見ますと、ハードの部分では高齢者への通信会社と共同シタブレットやスマートフォンの支給などを行なったり、健康状態の管理や安否確認を行なったりという、とても素晴らしい取組をしているところもあったり、ソフト面ですと町民、特に高齢者に対して、利用が困難な高齢者、障がい者に対しての講習会を行なっているところがあります。そういった部分でも、担当部局というのを設置したほうがいいのではと思っておりますが、その点についての見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 再質問につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず、一つ目のDXに関する研修の関係でございますが、これからの開催を予定して

おりまして、民間のそういったD X推進部門の担当の方をお招きし、研修を予定しているところでございます。

担当窓口以外の部分については、なかなか全庁的なこういったデジタル化の意識だとか、今の状況だとか、そういった部分の状況把握というものが、まだまだ不足している部分もあろうかと思っておりますので、まず、そういった自治体のデジタル化の推進という部分での基本的な部分、また、行政改革の中でも当然ICTを活用とした業務改善といった部分の名目での検討もございまして、そういったところと併せまして、今後本別町が必要とするデジタル化の部分について熟度を高めるといいますか、認識を深めるといったようなところから開始をしたいと考えているところでございます。

また、職員の配置等の関係、どのような考えでというところでございますが、基本的にまだ体制がどうだこうだという部分は、先ほど佐々木町長の答弁の中でもありましたけれども、まだ決まっている状況ではございません。現時点において、国が示しております自治体D X、いわゆる行政手続システム、これのいわゆる標準化といいますか国との連動という部分、ここの部分がまず本町としては進めなければならない部分と考えておりますので、この部分については全庁的にそれも関係しますので、実際にシステムが稼働するに当たっては、何らかの形で情報の共有といったものを図っていく必要があるのかなとは考えているところでございます。

あと、地域におけるデジタル化の推進という部分でございますが、直接的には自治体D X推進計画とはちょっと離れるところなのかなと思っておりますけれども、町全体のそういったデジタル化の部分につきましては、当然、今これだけスマートフォン等が普及してきているという状況の中で、やはりその時々において使い方、そういった勉強会等もやはり、必要なニーズ等も捉えながら、当然地域全体として、そこは検討していかなければならないことなのかなと思っております。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） まずは行政手続の簡素化を考えていくということですが、先ほども申しましたように、地域でそういうデジタル化に対しての考えというのが、理解ですね、理解や機器への理解、機器への操作などが深まっていかないと、これは両方を進めていかないと、体制は整備したけれども、町民にとっては何の利便性もないわということになると、大変これは意味がないのかなと思えますし、ハード、ソフト面も含めてもそうですが、2021年、2022年を対象に、国はハードやソフトを含めて総額2,000億円を予算として計上しており、市町村としては1,200億円と出ていますが、まだこれはあまり使われていないということも伺っております。

また、この事業を活用してどんどんと、町民がデジタル社会で生き生きと暮らしていただけるような取組ということをしていくべきではないのかなと思えます。それによって、私が思いますのは、行政は国の標準化に伴って整備されてくると思いますが、町民も、

職員もそうですが、なかなかそういうところに追いついていかないのではないかなという懸念を私は思っております。まず、近年このコロナ禍において、高齢者や障がい者の方からスマホの操作の仕方、特に年間かなりの相談を受けたりしています。グーグルのマップが見れないんだとか、LINEを使ってみたいんだとか、ワイヤレスイヤホンを使いたいんだけど、どうやったらいいのかとか、私はずれてはいないと思っているのです。そういうことからデジタル機器やデジタルへの関心とか理解が深まるのではないかと思います。簡単にこういう、本町にはそういう通信会社という会社がありませんので、行政でそういう対応をしながら、高齢者、障がい者、町民全体のデジタル機器への理解を深めるべきではないかなと思います。その点についても一度伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 再質問についてでございますが、町民のそういったデジタル機器への対応の部分ということで、本来であればそういった必要なときに使えるといったような状況、環境を持っているということが一番望ましいかと私も思っているところでございます。

例えば、御質問の中にございましたデジタル田園都市国家構想のこの中については、やはりデジタルの力を活用して社会の課題に対して対応していくと、地域の実情に応じた課題、例えば行政、住民サービスのほか、健康、医療、教育だったり、そういった分野、テーマごとのそういったデジタル化といったような、推進していくということも一つの方策として、それに対して国の助成もございます。そういったテーマごと、分野ごとで、そういったような形で使える環境といいますか、当然町民の皆さんもそういう使える状況にならなければ、当然そこがうまく機能しないわけですから、そういったところも通じながら今後、今何の事業やるかという部分については特に決まっているところではございませんが、全庁的、各分野において、そういった今後デジタル化の推進というところで、それぞれ検討していくべきなのかなと、その中で町民への利用といった部分についても、周知等含めて検討していく必要があるのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） ただいま答弁をいただきましたが、それを全庁的、町民も含めて進めていくというところですが、まだ全庁的という部分では、組織の改革という部分ではまだ決まっていないということでしたが、コスト削減、デジタル化の推進に当たっては、既存の仕事の進め方や組織体制にとらわれず、新しい本別行政の在り方を構想し、それに向けて改革を推進していくという、ある程度トップダウン的な進め方も必要なのかなと私は感じているところです。

窓口業務については早期につくっていただくことを望むところですし、改革を牽引

する人材についてですが、このデジタル化を成功させることによるメリット、コスト削減の成果を考えれば、ほかの先進自治体にも見られるように、惜しまず優秀な人材を外部から抜擢するですとか、例えば地域おこし隊などを活用するですとか、ただ業務専門家に頼るのではなく、どんどんそういうふうに進めていくべきだと思いますが、その点についての考えを伺います。

○議長（篠原義彦） 村本副町長。

○副町長（村本信幸） それでは、私のほうから組織の在り方、改革についてというところでの答弁をさせていただきます。

当初、先ほど町長からの答弁もありましたけれども、現在庁内において、将来を見据えた組織改革、それを今進めております。これは単に行政のDXを進めていく、地方公共団体においてのDX化を進めていくばかりではなくて、今町が抱えています新しい課題、いろいろございますけれども、そういったものに、これから将来に向けて対応していくための組織とはどうあるべきか、そういった視点で今、検討を進めているところであります。そして当然、今藤田議員からもありました、そういった課題もこの中で議論をしながら進めていくというところで今、進めているところでございます。

人材の関係でございますけれども、それも当然外部からの登用というのにも検討は必要のかなと考えておりますが、それらについては今後、組織改革の議論を進めていく中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○7番（藤田直美） 終わります。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日9月15日の会議は、議事の都合により、特に午後1時30に繰り下げて開くことにいたします。

これをもって通知済みといたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 4時15分）

令和4年本別町議会第3回定例会会議録（第3号）

令和4年9月15日（木曜日） 午後 1時30分開議

○議事日程

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第 57号	本別町の休日を守る条例の一部改正について
日程第 3	認定第 1号	令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	認定第 2号	令和3年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 3号	令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○会議に付した事件

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第 57号	本別町の休日を守る条例の一部改正について
日程第 3	認定第 1号	令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	認定第 2号	令和3年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 3号	令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（12名）

議長	12番	篠原 義彦	副議長	11番	柏崎 秀行
	1番	宮本 やよい		2番	加藤 徹己
	3番	丑若 浩行		4番	水谷 令子
	5番	梅村 智秀		6番	石山 憲司
	7番	藤田 直美		8番	方川 一郎
	9番	高橋 利勝		10番	阿保 静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基裕	副 町 長	村本 信幸
会計管理者	藤野 和幸	総務課長	三品 正哉
農林課長	篠原 順彦	保健福祉課長	長屋 和幸
住民課長	倉崎 景一	子ども未来課長	松本 恵

建設水道課長	加藤	勉	企画振興課長	小川	芳幸
老人ホーム所長	前佛	清治	国保病院事務長	松本	秀規
総務課主幹	上原	章司	建設水道課主幹	小出	勝栄
総務課主査	石川	雅康	教 育 長	高橋	哲也
教 育 次 長	武田	敏英	社 会 教 育 課 長	千代	孝徳
農委事務局長	高橋	優	代 表 監 査 委 員	畑山	一洋
選管事務局長	三品	正哉			

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中川	雅之	総務担当主査	越後	忠
総務担当主事	今井	綾香			

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第1 諸般の報告を行ないます。

報告第11号令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 報告第11号令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告いたします。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査を経て議会に報告し、公表することが義務付けられており、令和3年度決算に基づく各比率を報告するものでございます。

次のページをお開きください。

1、健全化判断比率であります。実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支額は1億3,191万9,000円の黒字となっておりますので該当はありません。また、連結実質赤字比率につきましては、本町の全ての会計の収支を合算し、黒字か赤字かを判断する指標でございますが、全会計合わせまして3億8,306万円の黒字となっております。連結実質赤字は生じておりません。

次の実質公債費比率ですが、公債費等の借金の返済に一般会計の標準的な収入がどの程度充てられたかを示す指標であり、算定結果は11.1%となっております。

将来負担比率ですが、地方債残高等の一般会計が背負っている将来負担すべき額と一般会計の標準的な収入を比べ、負担の大きさを示す指標であり、算定結果は26.3%となっております。

参考といたしまして、法律で定める基準比率でございますが、早期健全化基準は実質赤字比率15%、連結実質赤字比率20%、実質公債費比率25%、将来負担比率350%、財政再生基準は実質赤字比率20%、連結実質赤字比率30%、実質公債費比率35%となっております。健全化判断比率のうちいずれかが基準比率以上の場合には、早期健全化計画並びに財政再生計画を定めなければなりません。本町におきましてはすべて基準以下であります。

次の2、資金不足比率ですが、資金不足比率は、事業の規模に対する公営企業ごとの資金不足額の割合でございますが、水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計のいずれも資金不足額は生じておらず、該当はありません。

参考といたしまして、経営健全化基準の資金不足比率は20%であり、全会計とも基

準以下であります。

以上、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで、報告済みといたします。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第57号

○議長（篠原義彦） 日程第2 議案第57号本別町の休日を定める条例の一部改正について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第57号本別町の休日を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、本町の年末年始休暇につきまして、国や北海道、各広域行政組織との休日の均衡を図ることを目的に、これまで12月31日から翌年の1月5日までと定めていた年末年始休暇につきましてを、12月29日から翌年の1月3日までとするため、提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町の休日を定める条例の一部を改正する条例。

本別町の休日を定める条例（平成3年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号中「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第57号本別町の休日を定める条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をよろしくお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

藤田議員。

○7番（藤田直美） この休日によって、施設利用とか施設サービス、利用するサービスも変わってくるのかどうか。そのサービスによっては休日もやっているところもあると思いますが、特に火葬場、その部分で何か変更があるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） これまでの役場の休日につきましては、29日から3日までになりますが、火葬場ですとかごみにつきましては、これまでも住民の皆さんの利便性を考えながら、休日については若干変更してございますので、基本的にそういった関係

での住民の皆さんの変更はないものと考えております。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 体育館とか、体育施設とか学校開放なんかでスポーツをやられてる方が大変多いと思いますが、その点についてはいかがでしょうか？

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 体育施設につきましては、この条例に併せて休館日設定することとなりますが、これまでの利用実績等各課において調べていただきましたところ、28日、29日の使用についてはほとんどないということで、逆に言うと新年始まったあと、4日からまた使えるようになるということになりますので、ご不便はかけないかと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第57号本別町の休日を定める条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号本別町の休日を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 認定第1号

○議長（篠原義彦） 日程第3 認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要について説明をさせていただきます。

令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算書を御覧ください。

決算書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入の決算状況であります。

歳入合計につきましては予算現額80億4,224万5,000円、収入済額、決算額で79億6,703万8,138円、不納欠損額157万2,190円、収入未済額2,428万2,911円であります。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳出の決算状況であります。歳出合計は予算現額80億4,224万5,000円、支出済額、決算額で78億3,467万8,189円、翌年度繰越額2,582万円、不用額1億8,174万6,811円であり、歳入歳出差引残額は1億3,235万9,949円となっております。

決算額につきましては、前年度と比較しますと、歳入、歳出ともに0.1%増の決算となったところでございます。

次に、10 ページをお開きください。

実質収支額につきましては、3、歳入歳出差引額1億3,236万円から、4、翌年度へ繰越すべき財源44万1,000円を差し引きました1億3,191万9,000円の黒字決算となっております。

以下、これからの説明につきましては、決算資料のほうで説明させていただきます。

決算資料のほう、よろしくお願いをいたします。

決算資料、一般会計の資料につきましては1ページから59ページまでが一般会計となっております。

まず、歳入決算額の状況でございますが、15ページの第2表を御覧ください。

表の右端、令和3年度の欄を御覧ください。

一番上の町税の状況でございますが、総額で9億5,523万9,000円の決算額となり、前年度と比較しますと1,269万3,000円、1.3%の減となりました。

税別の内訳についてでございますが、22ページの第4表を御覧ください。

一番上の区分欄中ほど、収入済額の合計g欄の上から3行目、(1)の市町村民税は4億3,951万2,000円で、対前年913万3,000円、2.0%の減となっております。

主な内容といたしましては、②の個人所得割が2,258万7,000円、6.0%の減、④の法人税が1,354万8,000円、46.6%の増となっております。

(2)の固定資産税ですが、下の行にあります①純固定資産税は4億2,908万7,000円で、対前年842万8,000円、1.9%の減となっております。内容といたしましては、土地が106万9,000円、1.7%の減、家屋が491万2,000円、2.6%の減、償却資産が244万7,000円、0.2%の減となりました。

なお、(1)市町村民税と(2)の①純固定資産税の2税で町税総額の90.9%を占めております。

それでは15ページの第2表にお戻りください。

上から12行目にあります地方交付税につきましては32億7,667万3,000円で、前年度と比較しますと3億4,932万7,000円、11.9%の増となりました。

地方交付税の内訳でございますが、普通交付税が29億5,233万5,000円となっております。対前年3億867万円、11.7%の増、特別交付税は3億2,433万8,000円で、対前年4,065万7,000円、14.3%の増となりました。

普通交付税につきましては、高齢者保健福祉費等の個別算定経費及び令和3年度より

新設されました地域デジタル社会推進費の大幅な増、臨時財政対策債振替相当額の増加などにより1億5,899万円、4.3%の増となったことに加えまして、令和2年度国税決算および令和3年度国税収入の増額補正に伴う再算定が12月に行なわれまして、追加交付として1億645万6,000円の交付があったことが大きな要因となっております。

4行飛びまして、国庫支出金は10億1,240万9,000円で、対前年5億4,254万9,000円、34.9%の減となりましたが、これは、特別定額給付金事業補助金6億8,946万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,528万円が減となったことが主な要因でございます。

その下の道支出金につきましては5億8,929万円で、対前年1億1,433万5,000円、24.1%の増となりましたが、これは、産地生産基盤パワーアップ事業補助金が8,392万8,000円、農地耕作条件改善事業補助金が1,111万9,000円、畑作構造転換事業補助金が1,000万2,000円の増となったことが主な要因であります。

3行下の繰入金であります。一般会計における繰入金の決算額は4億6,056万6,000円で、対前年8,380万4,000円、22.2%の増となっております。

繰入金の主なものにつきましては、財政調整基金1億5,998万7,000円、減債基金3,000万円、個性あるふるさとづくり基金4,000万円、地域福祉基金の廃止に伴う繰入1億8,201万9,000円となっております。

財政調整基金につきましては、歳入確保の見通しがなかったことによるものもありましたが、最終的には5億245万8,000円の積立をしたため、年度末現在高につきましては3億4,247万1,000円の増額となっております。

なお、ただいま説明させていただきました内容につきましては、決算書の5ページ以降に記載をされております。

次に、歳出の決算状況であります。23ページ第5表を御覧ください。

行政目的別に分類いたしました歳出決算状況であります。表の右側、令和3年度欄を御覧ください。

増減率で見ますと、労働費が季節労働者雇用対策業務委託の増等により16.4%の増、農林水産業費が産地生産基盤パワーアップ事業、道営畑地帯総合整備事業の増等により26.9%の増、災害復旧費が公共土木施設災害復旧事業調査設計委託の増等によりまして13,192.0%の増となっております。

また、減少の大きかった費目につきましては、総務費が特別定額給付金給付事業の減等により16.5%の減、商工費が起業家支援奨励事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の減等によりまして10.1%、消防費が高規格救急車購入事業の減などにより16.3%の減となっております。

次に、24ページの第6表を御覧ください。

この表につきましては、各年度の歳出決算額につきましてを経済的な性質により分類したものであります。表の右端、令和3年度の欄を御覧ください。

義務的経費であります人件費、扶助費、公債費の決算額は、1行目の人件費が12億5,931万6,000円、5行目の扶助費が6億9,009万1,000円、3行下の公債費が7億4,691万5,000円となり、合計は26億9,632万2,000円で前年度に比較し2億553万円、8.3%の増となっており、構成比につきましては34.4%となっておりまして前年度よりも2.6ポイントの増となっております。

うち、人件費につきましては対前年1,468万2,000円の減となり、構成比では16.1%と前年度より0.2ポイントの減。5行目にあります扶助費につきましては、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策関連事業の増により、対前年1億7,184万4,000円、33.2%の増となっております。

3行下の公債費につきましては対前年4,836万8,000円、6.9%の増となりましたが、これは、学校教育施設等整備事業債、過疎対策事業債及び臨時財政対策債が増となったことが主な要因となっております。

次に、下から5行目にあります投資的経費の決算額につきましては、11億6,916万3,000円で、対前年8,151万円、7.5%の増となっており、構成比では1.0ポイントの増となっております。主な要因といたしましては、老人福祉センター浴場移転事業、産地生産基盤パワーアップ事業、町道美蘭別活込横断道路道路改良事業などの道路事業、向陽町団地公営住宅改善事業等が増になったことによるものであります。

投資的経費の内訳につきましては、31ページから37ページの第14表に、町道改良舗装の状況につきましては38ページの第15表に添付してございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、今後の財政運営の指標となります経常収支比率、地方債、債務負担行為、積立金の状況について説明をさせていただきます。

まず、25ページの第7表を御覧ください。

経常収支決算額の推移であります。歳入では、町税以下、経常収入であります一般財源の額を、歳出では、人件費以下、経常的経費に充当された一般財源の額の推移を表したものでございます。

経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性があるかどうかの指標となりますが、表の右側、令和3年度の欄、下から2行目の歳出合計35億7,050万3,000円を、中ほどにあります歳入合計44億5,074万円を除した率が一番下の欄の80.2%となりまして、前年度より4.2ポイント低下しておりますが、依然として財政構造につきましては硬直化した状態が続いております。

次に、飛びまして46ページの第20表を御覧ください。

町債現在高の状況であります。令和3年度末における地方債の現在高につきましては、右から4列目、差引現在高E欄の一番下、合計の欄になりますが、72億3,310万4,000円となりました。左端の2年度末現在高A欄と比較しますと7,453万8,000円、1.0%の減となります。

こちらにつきましては、過疎対策事業債、臨時財政対策債が増となったものの、一般

単独事業債、公共事業等債、財源対策債等が減となったことにより、元金償還額を発行額が下回っていることが原因であります。

次に、48ページの第22表をお開きください。

この表につきましては、令和3年度までに借入をいたしました町債の、令和4年度以降の年度別償還見込額を推計したものでありますが、この表につきましては令和4年度以降の借入を加味しておりませんので、あくまでも目安として作成したものであることを御説明させていただきたいと思っております。

続きまして、49ページの第23表を御覧ください。

町債繰上償還額及び公債費比率の状況であります。中段の表中、右から2行目にご覧いただけます財政構造の弾力性を判断する指標の公債費比率であります。令和3年度は5.8%となりまして、前年度を0.1ポイント上回っております。

その右の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標であります起債制限比率は、3か年平均で4.4%となりまして、前年度を0.3ポイント上回っております。

次に、50ページの第24表を御覧ください。

債務負担行為比率につきましては、債務負担行為額の標準財政規模に占める割合でございますが、表の令和3年度の欄、下から2行目にありますとおり3.4%で、財務会計システム更新事業の元利償還の開始等によりまして一般財源の額が増加したものの、普通交付税の増によりまして標準財政規模につきましても増となったことから、前年度と比較して増減なしとなりました。

なお、年度別の内訳につきましては次ページ以降に掲載させていただいておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、54ページ第26表を御覧ください。

積立金の状況であります。表の下から2段目の合計欄を御覧ください。

令和3年度末におけます土地開発基金を含めた基金積立金の現在高でございますが、表の右端、決算年度末現在高の欄、合計額31億85万6,000円で、前年度末現在高と比較しますと2億9,014万3,000円、10.3%の増となっております。

令和3年度につきましては、基金廃止に伴います地域福祉基金の取り崩し1億8,201万9,000円を含め、4億5,636万8,000円を取り崩しておりますが、財政調整基金に5億244万9,000円、個性あるふるさとづくり基金に8,927万4,000円、減債基金に7,001万4,000円など、7億4,651万1,000円の新規積立を行なうことができました。

なお、説明いたしました内容につきましては、決算資料の8ページ以降に記載されておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次の55ページ第27表を御覧ください。

健全化判断比率の状況でございます。

56ページ第28表につきましては連結実質赤字比率等の算出表、57ページ第29表につきましては実質公債費比率の算出表、58ページ第30表につきましては将来負担比率の算出表であります。各指標の算定結果につきましては、先ほど報告第11号

で報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略をさせていただきたいと思
います。

今後の財政運営についてであります。令和3年度の一般会計決算の特徴につきましては、歳入では、町税が前年度と比較して1.3%減、地方消費税交付金が7.1%増となりまして、地方交付税につきましては、普通交付税が11.7%の増、特別交付税が14.3%の増となり、臨時財政対策債を合わせました総額につきましても、対前年度比12.8%の増となったところであります。

地方交付税の歳入総額に占めます割合は41.1%と依然として高い状況が続いておりますが、交付税総額ではピークの平成12年度と比較すると24.9%、額にして10億8,806万6,000円の大幅減少となっており、これは歳入決算額の13.7%に相当する額でありまして、本町の財政につきましては依然厳しいものとなっております。

このような状況ではあります。歳出では、経常経費の削減、事業の選択と限られた財源の計画的、重点的配分に努めまして、引き続き黒字決算で終わることが出来ました。が、依然、財政の硬直化は続いております。

今後につきましても新型コロナウイルス対策のための財政支出が必要となる一方で、町税収入の落ち込みが懸念され、また、地方交付税の原資となります国税である法人税・所得税の動向も不透明な中、地方交付税総額への影響も注視しながら財政運営を努めていかなければなりません。

これらのことから、引き続き、基金依存度の縮小や経常経費の削減など、行政改革の推進により財政運営の安定化を図り、歳入に見合った歳出の原則のもと、地域の活性化や諸課題を解決していくため、予算の重点化、効率化に取り組む中で、町民生活に密着しました事業の確保と、後年度に負担を残す町債につきましては現在と将来の町民の公平性の確保に努めまして、簡素で効率的な行政組織の実現を図っていく必要があると認識しているところでございます。

今後とも、議員各位の御助言と御協力を申し上げまして、令和3年度本別町一般会計決算の説明とさせていただきます。

◎日程第4 認定第2号ないし日程第5 認定第3号

○議長（篠原義彦） 次に、日程第4 認定第2号令和3年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第5 認定第3号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

以上2件についての提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 認定第2号令和3年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を説明させていただきます。

初めに、令和3年度本別町各会計決算資料60ページをお開きください。

国民健康保険は、これまで市町村を単位とする公的医療保険制度として国民皆保険を支える重要な役割を果たしてきました。

令和3年度は国民健康保険制度の安定的な運営に向け、北海道が財政運営の責任主体として市町村と共に運営を担う新制度4年目となり、国民健康保険に関する事務を共通認識のもとで進めてきたところです。

62ページをお開きください。

加入世帯数及び被保険者の動向ですが、令和3年度年間平均加入世帯数は、1,030世帯で、前年度に比べ31世帯減少しており町全世帯に対する加入割合は30.0%となります。

被保険者数は、年間平均1,845人で、前年度に比べ57人減少しており町全人口に対しての加入率は28.9%となります。

73ページをお開きください。

5、歳入。

(1) 国民健康保険税課税額、収納額、収納率の推移ですが、表中の収納額、一番下に記載しています令和3年度の収納額の計は2億6,088万5,000円で、前年度と比べ1,653万3,000円の減額となりました。

収納率では現年度分が98.3%、滞納分が26.7%、合わせて92.2%となり1.3ポイント増加しました。

78ページをお開きください。

医療費の状況について御説明いたします。

表の中ほどの一番下に記載しております療養費の給付件数は2万9,305件で、その費用額は6億7,987万5,000円となり、その右に記載しています1人当たりの費用額は36万8,496円と前年度に比べて、2万1,384円増加しています。これは、重度心身障がい者・ひとり親・乳幼児の方の福祉医療費の増加によるものと推測しています。

続いて、別冊の令和3年度本別町特別会計歳入歳出決算書により説明をいたします。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入決算書、一番下に記載の歳入合計、予算現額10億6,891万8,000円に対し、収入済額は10億4,026万4,290円で前年度と比べ1.8%増加しました。

不納欠損額は53万6,900円で収入未済額2,146万3,433円となりました。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出の決算書、一番下に記載の歳出合計、予算現額10億6,891万8,000円に対し、支出済額10億2,639万8,653円で前年度と比べ3.1%増加しました。

不用額は4,251万9,347円で、歳入歳出差引き残額は1,386万5,637円となりました。

6ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額は10億4,026万4,000円に対し、歳出総額は10億2,639万9,000円で翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は1,386万5,000円となります。

8ページをお開きください。

下段の3、基金。

本別町国民健康保険基金につきましては、前年度末現在高1億1,116万1,000円から決算年度中に741万4,000円減少し、決算年度末現在高は1億374万7,000円となりました。

次に、事項別明細書により説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

歳入の1款国民健康保険税の収入済額は、前年度と比べ6%減少し2億6,088万5,483円となり歳入に占める割合は25.1%となっています。

不納欠損額は53万6,900円で11人の11件分です。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金は、前年度と比べ1.7%増加し6億1,665万4,956円となっています。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、低所得者の保険税軽減や保険者支援分の保険基盤安定繰入金分、事務費分、健康管理センター事業費などの合計で、前年度と比べて4.2%減少し1億133万5,034円となりました。

12ページ、13ページをお開きください。

2項1目基金繰入金は、前年度と比べて542.5%増の3,338万9,000円を繰入しています。

6款繰越金は、前年度と比べ35.9%増加し2,676万2,543円となりました。

16ページ、17ページをお開きください。

歳出の1款総務費は事業運営に係る事務的経費で、支出済額は前年度と比べて42.4%減少し2,374万80円となりました。

2款保険給付費は国保連合会に支払う経費で、前年度と比べ3.5%増加し5億7,553万7,084円となりました。

保険給付費の内訳として、1項療養諸費が前年度と比べ2.6%増加し5億600万7,659円となりました。

18ページ、19ページをお開きください。

2項高額療養費は前年度と比べ11.5%増加し6,582万3,661円となっています。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は9件で、前年度に比べて1件増加し343万4,294円となっています。

5項葬祭費は9件で、前年度と比べ2件減少し27万円となりました。

次に、3款国民健康保険事業費納付金は、国保保険制度の運営費として北海道に支払うもので、前年度と比べて4.0%増加し3億3,598万3,000円となりました。

20ページ、21ページをお開きください。

6款保健事業費につきましては、特定健診などを実施することにより被保険者の健康の保持増進及び生活の質の向上、医療費の適正化対策等を実施する経費で、前年度と比べ11.7%増加し5,639万2,994円となりました。

22ページ、23ページをお開きください。

7款基金積立金は、前年度より103.6%増額し2,597万5,305円の積み立てを行なっています。

8款諸支出金は、過年度分国民健康保険税の税額更正による還付金、病院事業会計への繰出金などで、前年度と比べて23.5%減少し876万9,784円となっています。

以上、認定第2号令和3年度本別町国民健康保険特別会計決算認定の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

別冊の令和3年度本別町各会計決算資料により説明をさせていただきます。

79ページをお開きください。

広域連合による後期高齢者医療制度になり14年が経過しました。この間、広域連合は保険料の賦課・医療の給付などの財政運営を、市町村は保険料徴収、資格の取得・喪失の届出、被保険者証の引渡し、医療費払戻しの申請受付を担うなど、安定的な制度の運営を進めてきました。

令和3年度の加入状況は、下段の表右側に記載しておりますとおり1,509人で、前年度と比べ38人減少し、町の人口に対する加入割合は23.6%で前年度と増減はありません。

80ページをお開きください。

表に示しております、保険料の収納額の合計は9,931万3,272円で、前年度と比べ28万164円減額となりました。収納率は現年度分が99.5%、滞納繰越金分が67.0%、合わせて99.0%となっています。

以上が、本別町後期高齢者医療特別会計決算資料の概要説明でございます。

続きまして、別冊の令和3年度本別町特別会計歳入歳出決算書により説明させていただきます。

25ページ、26ページをお開きください。

歳入決算書、下段の歳入合計、予算現額1億4,296万6,000円に対しまして収入済額は1億4,204万9,133円で前年度と比べ1.1%減少しています。

収入未済額は94万3,592円となりました。

27ページ、28ページをお開きください。

歳出決算書の歳出合計ですが、予算現額は1億4,296万6,000円に対しまして支出済額は1億4,141万3,870円で前年度と比べ1.5%減少しています。

不用額は155万2,130円で、歳入歳出差引き残額は63万5,263円となりました。

29ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額1億4,204万9,000円に対し歳出総額は1億4,141万4,000円で翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は63万5,000円となります。

次に、事項別明細書により説明いたします。

31 ページ、32 ページをお開きください。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料の収入済額は前年度と比べ0.3%減少し9,931万3,272円となり、歳入に占める割合は69.9%となっています。

2 款繰入金は、一般会計からの繰入金で前年度と比べ1.6%減少し4,243万3,435円となりました。

33 ページ、34 ページをお開きください。

歳出。

1 款総務費は事業運営に係る事務的経費で、支出済み額は283万1,705円となりました。

中段、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と一般会計から繰入した保険基盤安定分を広域連合へ納付する経費で、前年度と比べて0.8%減少し1億3,832万139円となっており、歳出総額の97.8%を占めています。

以上で、認定第3号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計決算認定の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） お諮りします。

認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第3号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、明日16日の議事予定の認定第4号から認定第9号の説明を受けた後設置する令和3年度各会計決算審査特別委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることを予定したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第3号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、明日16日の議事予定の認定第4号から認定第9号の説明を受けた後設置する令和3年度各会計決算審査特別委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることを予定いたします。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2時26分）

令和4年本別町議会第3回定例会会議録（第4号）

令和4年9月16日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 認定第 4号 | 令和3年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 5号 | 令和3年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 6号 | 令和3年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 7号 | 令和3年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 8号 | 令和3年度本別町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 9号 | 令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第58号 | 令和4年度本別町一般会計補正予算（第12回）について |
| 日程第 8 | 議案第59号 | 令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第 9 | 同意第 3号 | 教育委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第10 | 意見書案第5号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 |
| 日程第11 | 意見書案第6号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書 |
| 日程第12 | 意見書案第7号 | 肥料、飼料の高騰対策を求める意見書 |
| 日程第13 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
（総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会） |
| 日程第14 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
（閉会中の継続調査申出書） |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 4号 | 令和3年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 5号 | 令和3年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 6号 | 令和3年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 7号 | 令和3年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認 |

			定について
日程第 5	認定第 8号	令和3年度本別町水道事業会計決算認定について	
日程第 6	認定第 9号	令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について	
日程第 7	議案第58号	令和4年度本別町一般会計補正予算(第12回)について	
日程第 8	議案第59号	令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)について	
日程第 9	同意第 3号	教育委員会委員任命について同意を求める件	
日程第10	意見書案第5号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	
日程第11	意見書案第6号	地方財政の充実・強化に関する意見書	
日程第12	意見書案第7号	肥料、飼料の高騰対策を求める意見書	
日程第13		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)	
日程第14		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)	

○出席議員(12名)

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	1番	宮本やよい		2番	加藤徹己
	3番	丑若浩行		4番	水谷令子
	5番	梅村智秀		6番	石山憲司
	7番	藤田直美		8番	方川一郎
	9番	高橋利勝		10番	阿保静夫

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	倉崎景一	子ども未来課長	松本恵
建設水道課長	加藤勉	企画振興課長	小川芳幸
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	松本秀規
総務課主幹	上原章司	建設水道課主幹	小出勝栄
総務課主査	石川雅康	教育長	高橋哲也

教 育 次 長 武 田 敏 英
農 委 事 務 局 長 高 橋 優
選 管 事 務 局 長 三 品 正 哉

社 会 教 育 課 長 千 代 孝 徳
代 表 監 査 委 員 畑 山 一 洋

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之
総 務 担 当 主 事 今 井 綾 香

総 務 担 当 主 査 越 後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。
昨日に引き続き、決算提案とします。

◎日程第1 認定第4号

○議長（篠原義彦） 日程第1 認定第4号令和3年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 認定第4号令和3年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

はじめに、各会計決算資料により決算と介護保険事業の概要につきまして説明させていただきます。

会計決算資料の81ページをお開きください。

本別町介護保険事業特別会計は、平成12年4月に創設されました介護保険制度に基づき、本別町が保険者として実施する介護保険事業に関する収入、支出を会計区分するもので、本年度は第8期介護保険事業計画、令和3年度から令和5年度の初年度になります。

中段から決算の概要を記載しておりますので、そちらを御覧ください。

歳出は、支出済額10億3,851万4,000円で、予算現額10億6,781万2,000円に対しまして97.3%の執行率であり、歳入は、収入済額10億6,993万1,000円で、予算現額10億6,781万2,000円に対しまして100.2%の執行率となっております。

令和3年度の運営状況であります。次の82ページから説明させていただきます。

1、一般状況ですが、(1)の介護保険対象人口は6,418人で、前年度より178人減少しております。(2)の第1号被保険者数は2,731人で、前年度より90人減となっております。

年齢区分ごとの状況は、65歳から74歳の前期高齢者は、前年度より62人減少の1,216人、75歳以上の後期高齢者につきましては、28人減少の1,515人となっております。

一番下段の(6)要介護認定者数は460人で、前年度より46人の減少となっております。

次に、1ページ飛びまして、84ページをお開きください。

3、介護保険料についてですが、(2)の収納状況は、収納率は97.3%で、未収額は124件533万5,747円で、不納欠損額は54,330円となっております。

次に、85ページをお開きください。

4、保険給付状況につきまして、給付費合計9億1,943万7,621円で前年度と比べて2.3%減少しております。

主な内容であります。在宅サービスのうち、居宅サービスにつきましては訪問介護が3.5%の減、訪問看護が10.0%の増、通所介護が22.2%の増、短期入所生活介護は4.9%の減、短期入所療養介護が69.7%の増、福祉用具貸与が2.0%の増、福祉用具購入が23.3%の減となり、全体では3.1%の増となっております。

在宅サービスのうち57.4%を占めます地域密着型サービスは、小規模多機能型居宅介護が13.9%の増、地域密着型通所介護が3.9%の増となりましたが、認知症対応型共同生活介護が5.4%の減となったことなどにより、全体では9.9%の増となっております。

居宅サービスと地域密着型サービスを併せた在宅サービス全体では、6.9%の増となっております。

次に、施設サービスですが、介護老人福祉施設が8.5%の減、介護老人保健施設が8.3%の減、全体で8.6%の減となっております。

下段の5、計画と実績です。

第8期介護保険事業計画の令和3年度における給付見込額、計画値が9億5,149万3,734円に対し、実績額は9億1,943万7,621円となり、達成度は96.6%となっております。

以上が、令和3年度における介護保険事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、特別会計歳入歳出決算書により御説明いたします。

決算書の36ページ、37ページをお開きください。

歳入決算の状況です。

一番下段の歳入合計ですが、予算現額10億6,781万2,000円、収入済額10億6,993万915円、前年度対比1.4%の減となっております。不納欠損額54,330円、収入未済額528万1,417円となっております。

38ページ、39ページをお開きください。

歳出決算の状況です。

一番下段の歳出合計ですが、予算現額10億6,781万2,000円、支出済額10億3,851万3,724円、前年度対比2.2%の減となっております。不用額2,929万8,276円となって、歳入歳出差引残額は3,141万7,191円となりました。

続きまして、40ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額は10億6,993万1,000円、歳出総額が10億3,851万4,000円で、歳入歳出差引額が3,141万7,000円、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は3,141万7,000円となります。

続きまして、42ページをお開きください。

2、基金の状況です。

介護保険基金につきましては、前年度末現在高が4,476万5,000円、決算年度

中増減高が1,683万5,000円の増、決算年度末現在高は6,160万円となりました。

44ページ、45ページをお開きください。

歳入です。

1款介護保険料は、前年度対比3.6%の増1億9,100万3,000円で、歳入総額に占める割合は17.9%となっております。

2款分担金及び負担金は、地域支援事業に伴う利用者負担金で通所型介護予防事業と、認知症高齢者見守り事業を合わせて37万7,400円となっております。

3款国庫支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による介護給付費国庫負担金と、調整交付金、地域支援事業交付金、事業費補助金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金の合計で、前年度対比1.4%増の2億5,786万2,912円となっております。

4款支払基金交付金は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金で、第2号被保険者の保険料から交付されるものです。

前年度対比2.1%減の2億5,987万4,371円となっております。

46ページ、47ページをお開きください。

5款道支出金は、保険給付に対する法定割合による介護給付費負担金と、地域支援事業交付金、事業費補助金の合計で、前年度対比2.4%減の1億5,156万3,165円となっております。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、前年度対比2.7%減の1億8,672万1,000円で、歳入総額に占める割合は17.5%となっております。

次に、50ページ、51ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、介護保険事業の一般管理費と権利擁護人材育成事業及び総合的な介護人材確保対策などによる経費であります。

2項賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る経費で、3項介護認定審査費は、十勝東北部介護認定審査会の負担金及び認定調査等に伴う経費であります。

2款保険給付費、1項介護サービス諸費は、居宅・施設サービス給付費に係る経費であり、合計で前年度対比2.3%の減の9億1,943万7,621円となっており、歳出総額の88.5%を占めております。

52ページ、53ページをお開きください。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活総合事業費は、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業などに係る経費となっております。

2項包括支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営及び生活支援体制整備事業費、介護相談員に係る経費などとなっております。

54ページ、55ページをお開きください。

4款基金積立金につきましては、介護保険基金の利子と令和2年度決算に伴う積み戻

し分を積立てたところであります。

5款諸支出金は、第1号被保険者の介護保険料還付、国・北海道及び一般会計への前年度精算償還金となっております。

以上で、認定第4号令和3年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

◎日程第2 認定第5号

○議長（篠原義彦） 日程第2 認定第5号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 認定第5号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

はじめに、各会計決算資料により決算と介護サービス事業運営の概要につきまして、説明させていただきます。

各会計決算資料の86ページをお開きください。

本別町介護サービス事業特別会計は、特別養護老人ホームの施設運営費及び要介護認定者の居宅介護支援事業、要支援認定者の介護予防支援事業を併せた会計であります。

中段にあります決算の概要であります。歳出は、支出済額3億6,951万7,000円で、予算現額3億7,239万8,000円に対しまして、99.2%の執行率であります。

歳入は、収入済額3億7,024万3,000円で、予算現額3億7,239万8,000円に対しまして、99.4%の執行率となっております。

それでは、令和3年度のサービス事業内容であります。次の87ページをお開きください。

特別養護老人ホームの状況につきましては、施設利用者の年度末の利用者数は定員50人に対しまして49人で、内訳は男性15人、女性34人です。なお、令和3年度の入退所者の内訳は、入所者が22人、退所者21人となっており、平均利用年数は2年9か月となっております。

介護度別の利用者数は、要介護4と5の方を合わせまして35人で、全体の71.4%を占め、要介護度の平均は4.06%となっており、前年度につきましては4.35%となっております。

次に、ショートステイの利用状況ですが、5人の定員で、年間1日当たり平均利用人数は3.05人の利用となっており、前年度につきましては3.08人となっております。

次に、88ページをお開きください。

居宅介護及び介護予防サービス計画実績状況につきまして、居宅介護支援では1,405件で前年度対比77件の増、介護予防支援では565件で前年度対比3件の増となっ

ております。

以上が、令和3年度における介護サービス事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、特別会計歳入歳出決算書により主なものを御説明いたします。

決算書の57ページ、58ページをお開きください。

歳入決算の状況です。

一番下段の歳入合計ですが、予算現額3億7,239万8,000円、収入済額3億7,024万2,521円、前年度対比6.4%減、収入未済額92万1,990円となっております。

59ページ、60ページをお開きください。

歳出決算の状況です。

一番下段の歳出合計ですが、予算現額3億7,239万8,000円、支出済額3億6,951万6,546円、前年度対比5.9%減、不用額288万1,454円となっております。歳入歳出差引残額は、72万5,975円となりました。

続きまして、61ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額は3億7,024万3,000円、歳出総額は3億6,951万7,000円で、歳入歳出差引額が72万6,000円、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は72万6,000円となります。

次に、65ページ、66ページをお開きください。

歳入ですが、1款サービス収入、1項1目介護給付費収入は、前年度対比2.0%増の2億254万7,123円で、歳入総額の54.7%を占めています。その内、1節施設介護サービス費収入及び2節短期入所生活介護費収入合わせて1億7,558万2,893円、2目自己負担金収入は3,786万1,315円で、収納率は97.6%となっております。

次に、1目介護給付費収入、3節居宅介護サービス計画費収入は、前年度対比7.4%増の2,438万8,320円、4節居宅予防支援サービス計画費収入は、前年度対比3.8%増の257万5,910円となっております。

次に、3款寄付金は個人5人から30万円の御寄付をいただいております。

次に、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金は、前年度対比18.5%減の1億2,642万6,000円となっております。

次に、5款繰越金は、前年度対比151.8%増の282万8,493円となっております。

次に、69ページ、70ページをお開きください。

歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項施設介護サービス事業費は、前年度対比6.3%減の3億3,028万4,563円で、歳出総額の89.4%を占めています。人件費が報酬を含めまして2億5,459万7,371円で、施設介護サービス事業費総額の77.1%となっております。

14節工事請負費、施設改修工事、給湯配管更新工事につきましては、老朽化により修繕箇所が増加し、配管全体の取替が必要となったため、工事を実施したものであります。

17節備品購入費の内容につきましては、当初予算でスチームコンベクションオーブン1台、自動食器洗浄機1台、補正予算では、寄付をいただいたその都度補正させていただき、コールマット、小型吸引器を購入したものであります。

次に、2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費及び71ページ、72ページの2目介護予防支援事業費は、サービス計画作成に伴う経費で、人件費、居宅介護支援事業所職員4名分を含めまして、前年度対比2.6%減の3,923万1,983円となっております。

以上で、認定第5号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

◎日程第3 認定第6号ないし日程第5 認定第8号

○議長（篠原義彦） 日程第3 認定第6号令和3年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第5 認定第8号令和3年度本別町水道事業会計決算認定について、以上3件について提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 認定第6号令和3年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に、本別町全体の給水状況について説明させていただきます。

各会計決算資料の89ページをお願いいたします。

本町の水道は、本別市街地の上水道を中心に、4か所の簡易水道、2か所の専用水道、勇足西宮農用水道、美蘭別宮農用水道により給水が行なわれています。

中段になりますが、本町が管理運営している簡易水道は勇足・仙美里・美里別の3か所で、農業用防除施設は、勇足及び美里別簡易水道区域内で192基に給水しております。

令和3年度における総配水量は、28万4,310立方メートル、総有収水量は26万6,068立方メートル、また年度末の給水人口は1,104人となっており、普及率は前年度より1.64%増の80.29%となっております。なお、有収率につきましては93.58%で、前年度より0.57ポイント減となったところであります。

令和3年度の主な事業と決算の概況につきましては、特別会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書の78ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額は1億793万9,000円、歳出総額は1億590万9,000円となっており、歳入歳出差し引き額203万円が、実質収支額となり翌年度に繰り越すこととしております。

次に、事項別明細書になります。

８５ページ、８６ページをお願いいたします。

上段、歳入ですが、１款１項使用料及び手数料、１目水道使用料、収入済額は、前年度比０.２８％減の４,６８１万３,１７１円で、収納率は現年度分で９９.７９％、過年度分で１５.７３％であります。

続いて下段の歳入の合計は、予算額１億７３３万１,０００円に対し収入済額は１億７９３万９,２５９円となっております。

次に、歳出ですが８７ページ、８８ページをお願いいたします。

１款１項簡易水道費、中ほどの１目一般管理費、１２節委託料、業務委託料の内容は、メーター検針業務及び地方公営企業法適用支援業務委託を実施しました。

３目基金費は基金の利子を積み立てるもので、年度末の簡易水道基金は１５２万５,９８１円となっております。

３款公債費、１項公債費は起債償還の元金利子で、年度末における起債の未償還元金は４億８,１４２万３,２１３円となっております。

次のページ、８９ページ、９０ページをお願いいたします。

下段、歳出の合計は予算額１億７３３万１,０００円に対し、支出済額は１億５９０万８,６８７円で、執行率は９８.６７％となりました。

以上で、令和３年度本別町簡易水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第７号令和３年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に、本別町全体の下水道の普及状況について、説明をさせていただきます。

各会計決算資料の９８ページをお願いいたします。

中段になりますが、本町の令和３年度末における下水道の普及状況につきましては、処理区域面積が２８８.０ヘクタール、管路延長が５万１,４３９メートル、世帯数が２,８６８戸、人口が４,３７８人となっており、都市計画区域内の下水道普及率は９５.６％、水洗化率は９３.７２％となっております。

なお、浄化槽を含めた汚水処理人口は５,５５１人となり、汚水処理人口普及率は８５.３７％となったところであります。

令和３年度の主な事業と決算の概況につきましては、特別会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書の９６ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額は５億２,４５３万３,０００円、歳出総額は５億２,１３９万６,０００円となっており、歳入歳出差し引き額３１３万７,０００円が実質収支額となり、翌年度に繰り越すこととしております。

次に、事項別明細書になります。

１００ページ、１０１ページをお願いいたします。

歳入ですが、２款使用料及び手数料、１項使用料は、前年比０.４３％減の８,５９２万２,０６４円となりました。

１目公共下水道使用料の収入済額は７,１２８万３,３５９円で、収納率は現年度分で

99.58%、過年度分は38.21%、2目の個別排水処理施設使用料は、収入済額は1,463万8,705円で、収納率は現年度分で99.96%、過年度分については46.13%となっております。

次のページ、102ページ、103ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計は、予算額5億2,427万1,000円に対し収入済額は5億2,453万3,198円となったところであります。

次に、歳出ですが104ページ、105ページをお願いいたします。

1款総務費、2項施設管理費、2目処理場管理費、12節委託料の内、業務委託料4,252万2,368円の内訳は、終末処理場の維持整備業務委託料3,517万8,000円、汚泥の産業廃棄物に係る運搬処理委託料が623万2,928円、汚泥利用組合への汚泥運搬委託料が111万1,440円であります。

2款土木費、次のページ、106ページ、107ページをお願いします。

1項下水道費、1目下水道新設費、14節工事請負費1億2,742万4,000円の内訳は、污水管渠新設工事として162万8,000円、污水管渠更新工事として2,637万8,000円、終末処理場機器更新工事として、機器更新が9,740万5,000円、新型コロナウイルス感染対策としての空調設備設置工事が201万3,000円を実施しております。

2目個別排水処理施設新設費、14節工事請負費3,050万3,000円は、合併処理浄化槽の10基分の新設工事費であります。

3款1項公債費は起債償還元金利子で、年度末における起債の未償還元金は22億5,968万9,174円となっております。

次のページ、108ページ、109ページをお願いいたします。

下段、歳出の合計は予算額5億2,427万1,000円に対し、支出済額5億2,139万6,134円で、執行率は99.45%となりました。

以上で、令和3年度本別町公共下水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号令和3年度本別町水道事業会計決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

別冊になっております水道事業決算書の11ページをお願いいたします。

令和3年度における水道事業の概況ですが、給水戸数は2,574戸、給水人口は4,573人、総配水量は51万7,665立方メートル、総有収水量は前年度比2.11%減の38万8,918立方メートル、有収率は75.13%となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

令和3年度の主な工事は、上水道第2取水施設改修工事、浄水場機器更新工事など4件を行ないました。

次の15ページになりますが、計量法による量水器更新工事により、336か所のメーター器の取替えを行なっております。

次に、決算の概況について説明させていただきます。

1ページ、2ページをお願いいたします。

1の収益的収入及び支出は、消費税込みの数字となっております。

収入の総額では、前年度比6.33%減の1億5,256万7,635円となっており、1項営業収益では、前年度比0.8%減の1億2,083万7,340円、2項営業外収益では、前年度比22.72%減の3,173万295円となっております。

次に、支出の総額ですが、前年度比6.77%減の1億4,805万5,424円となり、1項営業費用は、配水及び給水費、減価償却費等の減により、前年度比6.57%の減の1億3,022万9,722円となり、2項営業外費用は、支払利息等の減により、前年度比8.20%減の1,782万5,702円、3項特別損失はありませんでした。

なお、税抜き額の明細は20ページから27ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出につきましても、消費税込みの数字となっております。

収入総額は、減圧施設整備工事等の企業債の増により、前年度比12.66%増の1,183万6,000円となっております。

支出の総額では、前年度比15.28%増の8,329万8,956円で、内訳は1項建設改良費では、主に工事請負費の増により前年度比20.71%増の2,612万7,937円、2項企業債償還金では、前年度比12.95%増の5,717万1,019円となっております。

資本的収支では、7,146万2,956円の不足額が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金6,934万9,289円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額211万3,667円で補填いたしました。

なお、税抜き額の明細は28ページ、29ページに記載されておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。

1の営業収益は給水収益が主で、合計では前年度比0.80%減の1億988万2,063円となっております。

2の営業費用は、合計で前年度比6.50%減の1億2,764万6,539円、3の営業外収益は、前年度比22.73%減の3,171万2,410円となっております。

4の営業外費用は企業債利息が主であり、前年度比8.64%減の1,225万9,870円となっております。

5の特別損失はありません。

全ての項目を差し引きますと、当年度は168万8,064円の純利益となったところであります。

なお、令和3年度末における企業債未償還元金は8億3,867万5,736円となっております。

6ページから10ページまでの剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

下段に記載されています供給単価と給水原価であります。1立方メートルあたり供給単価は、対前年3円55銭増の281円42銭、給水原価は経常費用の減により、対前年16円82銭減の339円65銭となっております。

以上で、令和3年度本別町水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

◎日程第6 認定第9号

○議長（篠原義彦） 日程第6 認定第9号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 認定第9号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

令和3年度本別町国民健康保険病院事業決算報告書、1、収益的収入および支出、上段の収入ですが、金額は消費税込みの数値となっております。

1款病院事業収益は決算額11億9,068万6,213円で、そのうち1項医業収益は9億772万4,036円、2項医業外収益は2億8,296万2,177円、3項特別利益は0円となっております。

下段の支出ですが、1款病院事業費用は合計で11億6,798万978円で、そのうち1項医業費用が11億4,574万5,455円、2項医業外費用が2,223万5,523円、3項特別損失及び4項予備費は支出がありませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

2、資本的収入および支出ですが、上段、収入の1款資本的収入は決算額6,659万1,415円で、1項企業債は170万円を借り入れております。2項出資金5,459万3,000円は、企業債元金償還分と建設改良費にかかる過疎債分を財源として受け入れたものです。3項負担金は、216万1,000円を建設改良費の財源充当として繰り入れたもので、4項繰入金は国保特別会計及び基金の取り崩しで合計419万4,400円、7項寄付金は5件合計27万円を受け入れたもの、8項国庫補助金は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金として367万3,000円を受け入れ、コロナウイルス対策の機器購入に充当したものです。

下段の支出では、1款資本的支出は決算額1億744万2,521円で内訳は、1項建設改良費が1,560万1,516円で、2項企業債償還金は元金償還の9,157万990円、3項投資27万15円は寄付金及び基金利子を医療施設等整備基金に積み立てたものであります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,085万1,106円となりますが、過年度分損益勘定留保資金4,038万832円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47万274円で補填したところであります。

次に、5ページをお開きください。

財務諸表の令和3年度損益計算書であります。これ以降、説明がない限り金額は消費税の税抜き処理後の数値となっております。

1の医業収益の3行目中央列、合計9億149万2,141円から、2の医業費用6行目中央列、合計11億3,194万3,160円を差し引いた医業収支は2億3,045万1,019円の損失、3の医業外収益の7行目中央列、合計2億8,232万6,116円から、4の医業外費用の4行目中央列、合計4,307万5,368円を差し引いた医業外収支は2億3,925万748円の利益、特別利益、特別損失ともに決算額はございませんので、事業収支の合計は下から3行目の右列879万9,729円の当年度純利益となります。

一番下段、当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金19億9,523万1,848円に当年度純利益を加えた19億8,643万2,119円となっております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

令和4年3月31日における貸借対照表ですが、ここの流動資産及び流動負債から地方財政法上の資金不足額の算定を行なってみますと、8ページ中段、資産の部の2、流動資産の6行目、流動資産合計は1億4,488万2,790円、次の負債の部の9ページ上段の4、流動負債の13行目、流動負債合計ですけれども、合計で1億8,540万1,807円となっておりますが、流動負債のうち3行目の2、企業債のイ、建設改良に充てるための企業債8,366万3,589円は資金不足の計算から控除されますので、控除した流動負債は1億173万8,218円となり、先ほどの流動資産合計を下回っておりますので資金不足という状況にはなっておりません。

次に、11ページをお開きください。

令和3年度事業報告書、1、概況。

(1)の総括事項につきましては決算報告書及び損益計算書において決算額を申し上げますので割愛させていただきます。

次に、13ページをお開きください。

2、工事。

(1)建設工事の概況ですが、②器械及び備品購入費は、電動ベッド1台以下、合計で16品目、消費税込みで1,127万9,620円の器械を購入いたしました。器械及び備品購入費のうち、4段目の空気清浄機から電動式吸引機まで11品目につきましては、新型コロナウイルス対策用品として整備したものであります。

次に、14ページの3、業務。

(1)業務量であります。イの入院は、延べ患者数合計で14,181人、1日平均38.9人で、前年度比延べ患者数で2,131人、1日平均では5.8人の減、率で言いますと13.1%の減となっております。ロの外来は延べ患者数合計で28,425人、1日平均117.5人で、前年度比延べ患者数で6,227人、1日平均で25.1人の減で、率で言いますと18.0%の減少となったところであります。なお、入院患者数のうち地域包括ケア病床利用者数は延べ2,194人、1日平均6.0人となっております。

次の15ページ、16ページをお願いします。

上段の表（２）事業収入に関する事項であります。医業収益は９億１４９万２、１４１円、前年度比１．５％の減で、うち入院収益は３億５、４５３万５、１９３円、前年度比５．８％の減、外来収益は２億６、３９２万９３０円、前年度比８．８％の減となっております。

入院、外来とも収益の減少は患者数の減少によるもので、常勤医師の退職とそれに伴う診療科の閉鎖、５月から９月までコロナウイルスワクチン集団接種の対応により、診療枠の一部を休診にして対応したことの影響が大きいと考えております。一方で患者の減少率よりも収益の減少率が小さくなっており、診療単価の上昇を目指し導入した地域包括ケア病床や、理学療法士の採用による効果によるものと考えております。

その他医業収益は２億８、３０３万６、０１８円、前年度比１３．６％の増で、主な要因は新型コロナウイルスワクチン接種業務の受託料収入となっております。

医業外収益は２億８、２３２万６、１１６円で、前年度比１２．３％の増となりましたが、一般会計負担金の増が主な要因であります。

事業収入合計は１１億８、３８１万８、２５７円で、前年度比１、７５０万４、２３１円、１．５％増の決算となったところです。

下段の表（３）事業費に関する事項であります。医業費用は１１億３、１９４万３、１６０円で、前年度比４．６％の減となっております。内訳の主なものでは、給与費が７億７、３３８万５、８２１円で、前年度比３、２８１万１、８５２円、４．１％の減となっております。常勤医の退職等によるものとなっております。材料費は１億１、７２７万３６９円で、前年度比１０．７％の減、経費は１億５、６２８万１、５７８円で、前年度比７．３％の減、減価償却費は８、２６３万４、０１７円で、前年度比６．０％の増となっております。前年度に電話交換機等機器更新とコロナウイルス対策備品を購入したことによるものとなっております。

医業外費用は４、３０７万５、３６８円で、前年度比１４．１％の減となっております。

事業費合計は１１億７、５０１万８、５２８円で、前年度比６、１７９万５、０１１円、５．０％減の決算となったところでございます。

以上、認定第９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで、提案説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提案のありました認定第４号令和３年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、及び昨日１５日議事とした認定第１号令和３年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上９件については、議長及び議会選出監査委員を除く１０名の委員をもって構成する令和３年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し閉会中の継続審査にしたいと思っております。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、昨日から本日にかけて提案のありました認定第1号令和3年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員をもって構成する、令和3年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

休憩中に委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において令和3年度各会計決算審査特別委員会を招集します。ただちに議員控室に参集願います。これをもって通知済みとします。

午前11時11分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました令和3年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に水谷令子委員、副委員長に石山憲司委員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 議案第58号

○議長(篠原義彦) 日程第7 議案第58号令和4年度本別町一般会計補正予算(第12回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 議案第58号令和4年度本別町一般会計補正予算(第12回)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種費用、中体連参加出場費補助金の増が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,531万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億9,725万7,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明をいたします。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

2、歳出ですが、上段の3款民生費、2項老人福祉費、2目介護保険費、27節繰出金93万6,000円の増額補正は、特別養護老人ホームにおいて新型コロナウイルス感染者発生に伴い、感染性医療廃棄物が増加し、処理費用が増額となることにより、介護サービス事業特別会計に繰り出すものであります。

中段の4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、1節報酬82万9,000円から13節使用料及び賃借料119万5,000円まで合計1,377万9,000円の増額補正は、オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費を計上するものであります。

下段の10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金60万円の増額補正は、中体連主催の全道大会への参加出場が当初より多くなったことによる補正であります。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります、上段の10款1項1目1節地方交付税153万6,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

2段目の14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金91万円の増額補正及び下段の2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,275万6,000円の増額補正は、歳出で説明いたしましたオミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に対するものであります。

一番下段の20款諸収入、4項1目7節雑入、新型コロナワクチン接種費収入11万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種の実施による町外居住者の接種費用が北海道国民健康保険団体連合会より納入されるものであります。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算（第12回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

方川議員。

○8番（方川一郎） 5ページ、6ページの下段であります、補助金の関係で今回60万円追加補正ということで、これは中体連、中文連の参加費用ということですが、この中身でありますけれども、今までですと参加費用の8割、あるいは10割補助という形がありました。今回のこの内容についてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 方川議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の補助金なんです、要綱のほう改訂いたしまして、全道大会に出場される場合

も、中体連の主催の事業であれば、予選会などに参加資格を得たものについては10分の10の補助の要綱となっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 方川議員。

○8番（方川一郎） 参加要綱というかそれを見直したということでありますけれども、それはそれぞれの関係者等にはどういうふうなことになってますか。また一般の方々にもそういう理解っていうか通知、報告等はなされてるんでしょうか。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 周知のほうになります、学校関係のほうは校長会のほうでおろささせていただきます、内容のほう周知させていただいております。少年団の部分については、少年団のほうは少年団本部の事務局、教育委員会で持っていますので、そちらを通じて周知しております。一般の部分も、体育協会のほう通じて周知をしております。以上です。

○議長（篠原義彦） 方川議員。

○8番（方川一郎） いろいろ関係者いると思いますけども、そういった団体もトップから連絡がいつてるといことありますが、またこれに対する随行される監督だとかコーチだとかいろいろ指導者いると思いますけども、そうした部分での人数制限等は特に規定はしなかったといことと理解してよろしいんですか。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 随行、引率者についてなんです、こちらも見直しを行ないまして、まず引率者については一団体または一校につき2人以内の監督またはコーチとするといことと、あと大会参加に当たり大会役員の派遣が必要な場合においては、引率者と別に対象とすることができると要綱のほう変えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは5ページ、6ページ歳出お伺いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費でございます。御説明ではオミクロン株に対応した新型コロナウイルスの接種に関する費用だとい御説明をいただいたところでございますが、それぞれの内容についてお伺いをいたします、4款3目の内容についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の4款衛生費の歳出の内容について、それぞれ御説明申し上げます。

まず1節報酬であります、これにつきましては10月から3月までのパートタイム、会計事務職員の費用になります、82万9,000円です。

需用費であります、一般事務費、こちらのほうも10月から3月までのオミクロン対応の事務用品といことと案内状の発送の関係ですとか、そういったプリンターのインクですとか用紙類、またそういった接種済証等の保管をする事務消耗品になっております。

また、予防接種のところの30万円ではありますが、こちらのほうは予防接種会場で使います消耗品、こちらのほうも10月から3月分までの分を見込んでおりまして、洗淨綿ですとかグローブですとかアイソレーションガウン、そういったものの消耗品類になっております。

食糧費につきましては、医師の昼食代を10日分予定をしております。

印刷製本費ですが、こちらのほうも案内状等を発送する封筒が19万3,000円を計上しております。

役務費、郵便料につきましては、こういった案内を送るためのもの4,600通を想定しておりますが、64万4,000円という形になっております。

続いて役務費の請求事務取扱手数料ですが、これにつきましては先ほども歳入で説明がありました国保連合会のほうを通して、町外実施者の分が歳入で入ってきますので、その事務取扱手数料となっております。

委託費、業務委託料であります。こちらのほうにつきましては、10月から3月分までの個別接種分、集団接種とは別な分で病院等で実施されるものにつきまして、1件当たり2,277円を計上いたしまして400件分91万1,000円となっております。

ワクチンコールセンター業務につきましては、こちらも10月から3月分までのコールセンターの配置業務という形で、3人体制の分を3か月分、1人体制の分を3か月分というような形で732万円を計上しております。

維持管理委託のところのディープフリーザーワクチンにつきましては184万5,000円、こちらのほうも6か月分のワクチン保管の分の委託という形になっております。

13使用料及び賃借料の部分につきましては、接種会場内からの連絡体制をとるための携帯電話の電話機借上料になっております。またAEDの借上料と電化機器の部分につきましては、会場内の放送設備を借上げるという形で6か月間考えております。

事務用品につきましては、接種会場内の椅子60脚分という形で計上しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは改めてお伺いをいたします。

まずこちら4款の3目予防費についてでございますが、こちら全体といたしまして見込まれる効果というものはどのような御見解をお持ちなのかお伺いをいたします。

続きまして11節の役務費でございます。通信運搬費等々ということで案内に関するものという御説明をいただいたところでございますが、こちら当然のことながら打ちたい人には速やかに、打ちたくない人にもきちんとした判断材料となるような御案内等が求められているということは周知の事実でございます。共通認識となっていると捉えているところでございますが、こちら案内状発送するに当たって特筆すべき点ということは何かお持ちなのかお伺いをいたします。

また12節でございます。業務委託料ワクチン接種コールセンター業務ということで、3人体制が3か月、1人体制が3か月というところで732万1,000円の計上がございます。こちらこの事業におきましてはこれまでも実施されてきたわけでございます。

が、見込まれる具体的な、1日の、例えば対応される件数ですとか、そういう業務量についてどのように捉えられていらっしゃるのかお伺いをいたします。

また維持管理委託料ということで、ディープフリーザーワクチン維持管理ということで184万5,000円、こちらワクチンの性質上、いわゆる低温にて保管しなければいけないというところについては認識してございますが、こちらにつきましてもこれまでも行なわれてきた保管、管理が行なわれてきたというところでございますが、そちらの実態も踏まえてどのように今後、具体的にどこでどのように管理がされていく予定なのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 今回のワクチン接種の効果というところでありますけれども、こちらのほうに厚生労働省からの資料によりますと、オミクロン株の成分を含みます今回2価ワクチンと言われているところのワクチンでありますけれども、対象者につきましては初回接種を既に実施した方、1回目、2回目を終えた方を対象に実施するというところであります。効果につきましては重症化の予防、または発症の予防といったところも効果があるというようなところでの認識をしているところであります。

また通信の郵便料のところでの配慮というところであります。これまでも最初に接種券を送らずに御案内をして、希望する方については接種券を送付するというような形をとってきております。そういったまた必要な配慮等もしていきたいとは考えております。

またコールセンターの部分であります。業務量の関係ですが、やはり受付を開始した1週間につきましてはかなり電話がつかないような状態にこれまでもありました。そういった部分につきましては人員配置を多くしまして、電話を多く設置した中での不便をかけないような形で設置をして対応してまいりたいと考えております。

ディープフリーザーワクチンのところであります。こちらのほうにつきましては、国民健康保険病院で管理をしていただいております。といいますのは、議員先ほどもおっしゃってありました一定の温度、マイナスの温度でマイナス75度の温度を保たなければいけないという部分がございます。また停電等が起きたときも対応をしていかなければならないというところで、非常電源設備がある場所というように限定をされてしまうということもございまして、国民健康保険病院のほうに委託をさせていただいているところであります。

以上、御質問に答弁とさせていただきますが、漏れがありましたらまた御指摘いただければと思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは11節の役務費、通信運搬費の郵便料等についてということで改めてお伺いをいたします。

先ほどもお伺いしたところでございますが、方法についてはわかりました。私が先ほどお伺いしたのは、特筆すべきことはあるかというところで、御答弁としては必要な配慮をということに留まってございますが、特筆すべきことがあるのであれば具体的には

どのようなところに配慮をされていくのかという点について、改めてお伺いをいたします。

また12節の委託料でございます。まずコールセンター業務についてでございますが、御答弁によりますと、これまでの実績から1週間程度は電話がつながりにくい実情があったというところでございます。こちらワクチンに対する今後、電話量が増加するというような見込みがあるのかどうかという点になってくるんですが、まずこちらにつきまして3人体制で3か月、1人体制で3か月の6か月というところまでとられたところでございますけれども、当初の1週間程度がつながらないというものに対して、配置体制というのは適切と捉えていいのか。3人で3か月っていうのが、当初の1週間電話がつながらないというこれまでの実情と照らして適切なのかどうかという点について疑問を持ちましたが、そちらにつきましての御見解をお伺いいたします。

またそのこちら先ほどお伺いいたしました、具体的に1日当たりの業務量等、具体的に申しますと何件程度の連絡があったとか、そういったところについても捉えていなければ具体的な人員配置というものはできないというのが至極当然のことでございますので、そちらについても明解な御答弁を求めるものでございます。

続きまして維持管理委託料についてでございますが、町国保病院にて管理をされるというところでございます。具体的にマイナス75度ということでございました。こちらそのメーカーというか、その会社によって異なると捉えておりました、当然そうですね、マイナス75度からプラスマイナス15度あったと認識しているところでございますが、こちらについて具体的に184万5,000円で計上されてございますが、その内容ですね、積算の根拠についても改めてお伺いいたしますのと、具体的な保管の体制等について詳細お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 具体的配慮の部分でありますけれども、これまでも実施してきましたとおり、その通知が必ずしも打たなければならないというような誤解を生じないような形の中で、あくまでも御本人が選択をして決めるっていうものであるっていったところに対して、理解をいただけるような形での配慮をしてまいりたいと、これは引き続き思っております。

またコールセンターの部分であります、1日の最大件数につきましてはちょっと手持ち資料がございませんが、だいたい1日の接種が200件くらいの接種を想定しております。これに対しまして1日目、2日目、3日目のところにつきましては、この件数を超える申し込みがあるというのが実態であります。また、この接種につきましては3月までの期間を想定しております、今こちらのほうで想定しておりますのが、10月から11月にかけての集団接種が1回、それともう1回年度内に集団接種を行なう必要がでてくるのではないかとこのところの2回分の集団接種を考えているところであります、その分の予算計上という形になります。

またディープフリーザーワクチンのところですが、議員おっしゃっております75度以下プラス15度というところがございますが、こういった部分の管理、国のほ

うから一括してワクチンが2,000人分程度一括でまずは送られてきます。そういったワクチンをまず保管をしていただく。で、必要なときに必要な分を解凍していただいて、それを使えるような形で整えていただくっていったことも行なっていただいておりますので、電気代、またそういったワクチンを管理する人件費という形で1か月30万7,500円を積算しているところであります。以上であります。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

宮本議員。

○1番（宮本やよい） 4款衛生費のワクチンについてですが、先ほど効果について重症化予防、発症予防とおっしゃっていましたが、ワクチン事業を進めるに当たって現在の重症化率、死亡率についてどのような認識なのかを伺います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） こちらのほうのワクチンのオミクロン対応ワクチンの安全性といったところでありますが、ファイザー社製を今回使用します予定でありますので、ファイザー社製のものについての国からの資料によりますと、注射部の痛みといったのはこれまでどおりあるということ、あと疲労、頭痛等が多く認められたというところでもありますけれども……

（発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁からとします。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 宮本議員の重症者割合、また死亡者の状況についてどう捉えるかの御質問について答弁させていただきます。

重症者割合、また死亡者割合につきましても、かなり低い数値となっておりますけれども、重症者、死亡者共に、高齢者において件数が多い傾向にあるというところであると捉えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 私の調べた資料なんですけども、令和4年8月25日に行なわ

れた第80回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の資料によると、第一波で重症化率8.2%、死亡率4.9%、第七波では重症化率0.03%、死亡率が0.08%と発表されています。感染の波を超えるごとに低下していて、低いことには変わりはありません。なおかつ今回使用する二価ワクチン、従来型プラスオミクロンBA1対応で、今は変異型の出現でBA5となっていて型落ちワクチンですが、必要性について見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、デルタ株流行期から見ましてもオミクロン流行期の重症化率、死亡率共に下がっているというふうな捉えをしております。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり高齢者においてはやはりほかの年代等におきましても、重症化、死亡率共に件数的には多くなっているという事実もございまして、国の指導の下、本別の町民の方が接種を受けたいという方がおられるわけですから、そういった方々が、希望する方々が受けられる体制を作っていくというのが町の使命といたしますか、役割だと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第58号令和4年度本別町一般会計補正予算（第12回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号令和4年度本別町一般会計補正予算（第12回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第59号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案第59号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第59号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、特別養護老人ホームにおける新型コロナウイルス感染者発生に伴う感

染対策に必要な経費の増額が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,268万2,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、12節委託料、業務委託料、医療廃棄物処理93万6,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染者発生に伴う感染性医療廃棄物処理量の増によるものであります。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金93万6,000円の増額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上で、議案第59号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

梅村議員。

○5番(梅村智秀) それではお伺いをいたします。

歳出12節委託料において業務委託料、医療廃棄物処理ということで93万6,000円の計上、必要性等については御説明いただいたとおりだと捉えてございますが、こちらまず補正が必要になるまでの、そのままお言葉をお借りすれば感染者が発生したということでございますが、これまでの経緯と直近の現況というものについてはどのようなになっているのか、当然ホームページ等でも周知がされていることは存じておりますがお伺いをいたします。

また2点目でございますが、感染性の医療廃棄物ということでございますが、どのようなものがどの程度という点と、物量についてと、あとはこの積算とされる積算の対象としての期間についてお伺いをいたします。

○議長(篠原義彦) 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(前佛清治) 質問に答弁させていただきます。

現状といたしまして、8月17日に感染者が1名発生して以来、9月15日現在利用者につきましては46名の感染、職員につきましては18名というような形となっております。

医療廃棄物の積算なんですけども、使っているものにつきましては50リットルのポリ容器につきましては、予算としましては270個使うということで、今回のコロナ発生に伴いまして50リットル大きめ、普段使ってるものよりは大きいものを使いまして処理のほうをしております。普段につきましては20リットルとか40リットルで処理し

ているんですけれども、今回につきましてはコロナということで当然ポリ容器、いわゆる感染がほかに広がらないようにポリ容器にごみを詰めた後、テープで閉めて処理業者に処理をしていただいているという状況になっております。

積算の範囲なんですけれども、今現状対策を行なっているというところでございますので、早めの収束が一番いいんですけれども、今月、来月含めて予算計上しているところでもあります。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず医療廃棄物の物量等について御答弁をいただいたところでございますが、積算の対象とする期間については現在も対応中ということでございましたので、現時点、この提案時点においてはそれではその収束の見通しというか、そうしたものについては立っていないというような理解でよろしいのか、その辺についてお伺いをいたします。

また先ほどお伺いしたところでございます。推測できるところもあるのですが、どういったものかと、その医療廃棄物についての内容、こちらについても簡単に結構でするのでお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 答弁させていただきます。

見通しにつきましては、そうですね、10日間の療養期間というような形になっておりますので、最新で、新規感染者につきましては今週出ておりますので、順調にいけば今月中にある程度収束というか落ち着きを取り戻してくるのではないかなと思ってはおります。ただ、どのような形で体調も見ながら健康観察もしていかなければならないところもありますので、やはり10月には入ってしまうのかなとは思っております。

ごみの廃棄処理の内容でございますが、利用者、感染者に関わるケアやる際にですね使うプラスチック手袋であるとか、そういったケアに関わる物品については全て医療廃棄物というような形になります。例えばおむつであったりとか、体を拭くものであったりとか、そういったものは全て医療廃棄物として処理するような形、あと職員が着ているガウン、キャップ、そういったいろいろな資材につきましても医療廃棄物として処理しているという状況にあります。以上でございます。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第59号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 同意第3号

○議長(篠原義彦) 日程第9 同意第3号教育委員会委員任命について同意を求める件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長(佐々木基裕)〔登壇〕 同意第3号教育委員会委員任命について同意を求める件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年10月20日をもって任期満了となります教育委員会委員について、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの布施耕一さんを、人格、識見ともに適任と判断し、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

御同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(篠原義彦) 起立者11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第3号教育委員会委員任命について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

◎日程第10 意見書案第5号

○議長(篠原義彦) 日程第10 意見書案第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○7番(藤田直美)〔登壇〕 意見書案第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)。

上記の議案を会議規則第14条の規定により提出いたします。

案文の朗読をもって提案とさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである食や観光に関連する地域、生産空間が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。
記。

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

このリダンダンシーという言葉の意味ですが、冗長性、余剰をする意味であり、国土計画上では自然災害等による障害発生時に一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性格を示すものです。

4、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行なうための技術的支援の拡充を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、庁舎、公民館、体育館、都市公園など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

10、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上です。各議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから意見書案第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第6号

○議長（篠原義彦） 日程第11 意見書案第6号地方財政の充実・強化に関する意見

書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝議員、御登壇ください。

○9番(高橋利勝)〔登壇〕 意見書案第6号地方財政の充実・強化に関する意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案理由の説明については、議案の朗読をもって代えさせていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書案。

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記。

1、社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

2、新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置をはかること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

4、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行なうこと。

5、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

6、会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められ

ることから、引き続き所要額の調査を行なうなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

7、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

8、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保にむけて、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行なうなど、より抜本的な改善を行なうこと。また、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

9、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、お伺いをいたします。

前文ないし1番項、3番項、ページ変わりました8番項、9番項に及びますが、まず地方公共団体、自治体、地方団体等といった記載がございますが、これら表記が異なるのは何か理由があるのか、また範囲はどこまでを指し示しているのか、それぞれお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） この意見書については、地方団体等というのは地方団体に対する私は意見書だと思っておりますが、その辺については、私自身もきちっと受け止めていませんけども、ただ地方団体等ということは、国がですね、に求めるいわゆる地方自治体と私は受け止めておりまして、そのようなことになると思っています。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず改めてお伺いいたしますが、まず表記が異なっていますがその理由についてもお伺いしてございます。また地方団体等というところ、8番項の部分こちらについてのみお答えをいただきましたが、私はこの地方公共団体、自治体、地方団体等というところで、ちょっと私の聞き違いでなければ御自身も受け止めていないというような御趣旨の御答弁をされており、ちょっと困惑してるところでございますが、地方公共団体にはどこまでを含んでいるんですかということをお伺いしてございます。普通地方公共団体までなのか、特別地方公共団体までを含んでいるのか、こちらについてお伺いしてございます。

また地方団体等というものについては自治体というようなことですので、自治体なのか地方公共団体なのか、ちょっとその辺について表記が異なっているという点から、私自身も困惑しているところですので、そちら明解なる御答弁を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 高橋利勝議員。

○9番（高橋利勝） この意見書の要望については、ここに書かれていますように、自治体の取組としていろいろ十分に財政措置を講じることということで、自治体ということが基本的に言われていますので、私は地方自治体の中には、例えば道とか市町村とかそういう形であるので、そのことであると思っています。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いいたしますよ、明解なる御答弁求めます。

まず1点目でございます。地方公共団体、自治体、地方団体等と表記が3つございますが、なぜ表記が異なっているのかという点についてお伺いをしてございますので、こちら御答弁を求めます。

2点目でございます。地方自治体ということで都道府県というところ、市町村、都道府県というところお答えいただいているところがございますが、地方公共団体に、私がお伺いしている普通地方公共団体までなのか、特別地方公共団体まで含んでいるのか、この範囲についてもお伺いしてございます。

改めて今の御答弁からでございますけれども、地方公共団体と地方自治体と地方団体等の差異、何が違うのかについてもお伺いいたします。

以上3点、明解なる御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 高橋議員。

○9番（高橋利勝） ただいま答弁しましたように、この要望については私は地方公共団体等ということですが、地方公共団体というのは地方自治体と受け止めておまして、この項目についてはそれぞれ地方自治体の現状に対する国への要望ということですので、私はそのように受け止めています。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議長、議事進行に関する発言です。よろしいですか。

ただいま御答弁いただいたところでございますが、私3点質疑をしたところでございますけれども、御答弁としては私のお伺いに対して明解なる答えとなっていないというところがございますので、提案者に対しまして改めて御答弁を促していただきたい。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利勝議員。

○9番（高橋利勝） この表記の中に地方公共団体等とありますけれども、私はこの内容を全て見てみますと、地方自治体に対する要望ということで受け止めていましたので、

今ここでそれ以上の答弁はちょっと持ち合わせていませんので、私はそういうことで答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、意見書案第6号地方財政の充実・強化に関する意見書につきまして、反対の立場で討論を行ないます。

こちら、案文をお伺いしている限り、趣旨にはおおむね同意ができるものではございますが、質疑に対しまして明解なる御答弁が得られませんでした。本来この行政実務においても、例えば一文の中で表記が異なる、二転三転するということは文体の統一性がないというところから本来あり得ないものでございます。当然こうした表記がまかり通ると、誤読を招く恐れがあるという点がございます。

また、こちらの内容につきましておおむね抽象的で特に具体的、緊急急所要する等を認められるところはございません。この意見書の性質という点から鑑みても、議会としての意思とされてございます。このままでは、本別町議会自体の見識というものが問われかねないというところでございます。

結果としては意見書としての重みを欠き、伴って本別町議会の程度というものも凶られかねないというところでございます。こちらにつきましては一旦差し戻しをし、しっかりと熟慮と推敲をなされた上での再提案が求められるところでございます。

よって、本意見書案につきましては反対いたすところでございます。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願い申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 地方財政の充実・強化に関する意見書案に賛成の立場で賛成の討論を行ないたいと思います。

問題になっているのが、地方公共団体、自治体などのそれぞれの表現が違うということで、どうなんだということが問題になっていると受け止めております。自治体に関しては間違いなく道市町村ということで、そういう趣旨で使われていると思います。問題は地方公共団体っていうのをどう考えるか。例えば7項目目の森林譲与税については、いわゆる山を育てるという意味では営林署とか森林組合とかそういうような部分も含めて考えられるということで、例えば営林署なんかはそういうことの範疇に入るのではないかと私は了解をしているところです。

そういう意味ではこの意見書については、それぞれの表現はそれぞれの項目の特質な部分を自治体といたり地方公共団体とってるのではないかと私は解釈をしているところで、趣旨及び内容について私は賛同の立場を表明したいと思います。

議員諸氏の賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで、討論を終わります。

これから意見書案第6号地方財政の充実・強化に関する意見書を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第6号地方財政の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第7号

○議長（篠原義彦） 日程第12 意見書案第7号肥料、飼料の高騰対策を求める意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書案第7号肥料、飼料の高騰対策を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

案文の朗読をもって、提案説明に代えさせていただきます。

肥料、飼料の高騰対策を求める意見書案。

ロシアのウクライナ侵攻などによりエネルギーはじめ肥料、飼料などの価格が上昇しています。政府は化学肥料の2割削減を条件に、7割補填の方針ですが、大幅値上げには変わりありません。補填内容の詳細はまだ明らかになっていませんが、農業現場の実態に合った補填になるように求めるものです。この肥料価格の高騰は一時的でないことが想定され、恒久的な肥料価格安定制度の確立が必要です。

また、配合飼料価格が前年比15%増のトンあたり88,000円に上昇し、輸入牧草価格も上昇していますが、その対応はなされていません。

道内の農業経営に占める肥料費の割合は畑作で16.6%、飼料費は肥育牛で30%、酪農は41%、養豚60%、養鶏56%となっています。このままでは道内農業は大打撃を被ることになります。

よって、国においては、肥料、飼料価格高騰対策について、更なる農家支援の強化を図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣となっております。

議員諸氏の賛同のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから意見書案第7号肥料、飼料の高騰対策を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号肥料、飼料の高騰対策を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

ここで本日、丑若浩行議員から9月6日の本会議における発言のうち、議案第51号令和4年度本別町一般会計補正予算（第11回）の3回目の質疑について、会議規則第64条の規定により発言内容が質疑に該当しないことから、お手元に配布したとおり発言取消申出書のとおり発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、丑若浩行議員からの発言取消の申出を許可することに決定をいたしました。

◎日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（篠原義彦） 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申出は申出のとおり決定をいたしました。

◎日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（篠原義彦） 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所掌事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和4年第3回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 2時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 9月16日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 方 川 一 郎

署名議員 水 谷 令 子

署名議員 加 藤 徹 己